

静岡市地域防災計画

(令和5年2月修正)

地震対策編

目 次

第 1 編 総 則		頁
第 1 章 計画の主旨		1
第 1 節	計画の目的	1
第 2 節	計画の性格	1
第 3 節	計画の構成	2
第 2 章 予想される災害		4
第 1 節	静岡県第 4 次地震被害想定	4
第 3 章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱		8
第 1 節	計画作成の主旨	8
第 2 節	計画の内容	8

第 2 編 平常時対策		頁
第 1 章 防災思想の普及		16
第 1 節	計画作成の主旨	16
第 2 節	防災関係機関	19
第 2 章 自主防災活動		20
第 1 節	計画の主旨	20
第 2 節	市民の果たすべき役割	20
第 3 節	地域における自主防災組織の果たすべき役割	21
第 4 節	事業所等の果たすべき役割	23
第 5 節	自主防災組織に対する指導及び助成	23
第 3 章 地震防災訓練の実施		25
第 1 節	計画作成の主旨	25
第 2 節	訓練の内容と実施方法	25
第 3 節	訓練時における交通規制	28
第 4 章 地震・津波災害予防対策の推進		28
第 1 節	計画作成の主旨	28
第 2 節	緊急消防援助隊の受援体制	29
第 3 節	消防用施設の整備	29
第 4 節	火災の予防対策	29
第 5 節	建築物等の耐震対策	31
第 6 節	被災建築物等に対する安全対策	33
第 7 節	危険箇所における災害の予防対策	33
第 8 節	落下物倒壊危険物対策	34
第 9 節	危険地区における災害の予防	35
第 10 節	平常時に実施する災害予防措置	37
第 11 節	被災者の救出・救命活動対策	37

第 12 節	要配慮者の支援	38
第 13 節	生活の確保	38
第 14 節	緊急輸送活動体制の整備	41
第 15 節	災害廃棄物（片づけごみ・損壊家屋等）の処理体制の整備	41
第 16 節	燃料の確保	41
第 17 節	公共土木施設等の復旧用資材の備蓄	41
第 18 節	緊急輸送用車両等の整備	42
第 19 節	文化財等の耐震対策	42
第 20 節	地震防災応急計画の作成及び指導	42

第 3 編 地震防災施設緊急整備計画		頁
第 1 章	地震防災施設整備方針	43
第 1 節	防災業務施設の整備	43
第 2 節	地域の防災構造化	44
第 3 節	緊急輸送路等の整備	45
第 4 節	防災上重要な建物の整備	46
第 5 節	災害防止事業	46
第 6 節	災害応急対策用施設等の整備	47
第 2 章	地震対策緊急整備事業計画	47
第 3 章	地震防災緊急事業五箇年計画	47
第 4 章	静岡市都市防災総合推進事業	48

第 4 編 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応		頁
第 1 章	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	49
第 1 節	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の措置	49
第 2 節	避難対策等	51
第 3 節	消防機関等の活動	53
第 4 節	警備対策	53
第 5 節	水道、電気、ガス、通信、放送関係	53
第 6 節	金融	54
第 7 節	交通	54
第 8 節	その他施設等に関する対策	55
第 9 節	滞留旅客等に対する措置	56

第 5 編 災害応急対策		頁
第 1 章	防災関係機関の活動	57
第 1 節	計画の主旨	57
第 2 節	静岡市災害対策本部の設置及び廃止	57
第 3 節	組織体制	59

第 4 節	災害対策本部、区本部及び地区支部の運営	60
第 5 節	職員の配備体制	60
第 6 節	静岡県警察（静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署）	61
第 7 節	指定地方行政機関	61
第 8 節	指定公共機関	63
第 9 節	指定地方公共機関	64
第 2 章 情報活動		66
第 1 節	計画の主旨	66
第 2 節	基本方針	66
第 3 節	情報の内容等	66
第 4 節	情報の収集	67
第 5 節	情報の伝達手段	67
第 6 節	報告及び要請事項の処理	68
第 3 章 広報活動		69
第 1 節	計画の主旨	69
第 2 節	広報事項	69
第 3 節	実施方法	71
第 4 章 緊急輸送活動		72
第 1 節	計画の主旨	72
第 2 節	計画の内容	72
第 3 節	緊急輸送体制の確立	72
第 4 節	緊急輸送の調整	73
第 5 節	防災関係機関	74
第 6 節	緊急物資集積所	74
第 7 節	緊急物資の確保と供給計画	74
第 5 章 広域応援活動		76
第 1 節	計画の主旨	76
第 2 節	県への応援要請	76
第 3 節	指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対する職員の派遣要請等	76
第 4 節	民間団体等に対する応援要請	77
第 5 節	緊急消防援助隊の要請	77
第 6 節	他の市町村長等に対する応援要請	78
第 7 節	自衛隊の災害派遣要請の要求	79
第 8 節	海上保安庁への支援要請の依頼	80
第 9 節	協定締結団体等への要請	81
第 10 節	支援受入施設の確保	81
第 11 節	経費の負担	82
第 6 章 災害の拡大及び二次災害防止活動		82
第 1 節	計画の主旨	82

第 2 節	消防活動	82
第 3 節	水防活動	84
第 4 節	救出活動の基本方針と内容	85
第 5 節	被災建築物等に対する安全対策	86
第 6 節	災害危険区域の指定	87
第 7 章 避難活動		87
第 1 節	計画の主旨	87
第 2 節	避難対策	87
第 3 節	避難の指示	88
第 4 節	津波からの避難対策	88
第 5 節	警戒区域の設定	89
第 6 節	避難の方法	89
第 7 節	避難所の設置及び運営	91
第 8 章 社会秩序を維持する活動		92
第 1 節	計画の主旨	92
第 2 節	実施事項	92
第 3 節	県に対する緊急措置の要請	93
第 4 節	警察に対する要請	93
第 9 章 交通の確保対策		93
第 1 節	計画の主旨	93
第 2 節	陸上交通の確保	94
第 3 節	海上交通の確保	97
第 4 節	航空交通の確保	97
第 10 章 地域への救援活動		97
第 1 節	計画の主旨	97
第 2 節	緊急物資の確保計画量	97
第 3 節	食料、生活必需品等の緊急物資の確保	97
第 4 節	救援・救護のための標示	97
第 5 節	給水活動	98
第 6 節	燃料の確保	99
第 7 節	医療救護活動	99
第 8 節	し尿処理等	99
第 9 節	生活ごみ・避難所ごみの処理	99
第 10 節	相談所の開設	99
第 11 節	義援金等の支給	100
第 12 節	要配慮者への配慮	100
第 13 節	男女双方の視点への配慮	101
第 14 節	災害廃棄物等の処理	101
第 15 節	防疫活動	101

第 16 節	遺体の捜索及び措置	102
第 17 節	住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	102
第 18 節	応急仮設住宅等	103
第 19 節	住宅の応急修理	103
第 20 節	賃金職員の雇用計画	104
第 11 章 災害ボランティア活動の支援		104
第 1 節	基本方針	104
第 2 節	外国人等への支援	105
第 12 章 学校における災害応急対策及び応急教育		106
第 13 章 被災者の生活再建等への支援		106
第 14 章 市有施設及び設備等の対策		106
第 1 節	計画の主旨	106
第 2 節	実施事項	106
第 15 章 防災関係機関等の講ずる災害応急対策		109
第 1 節	計画の主旨	109
第 2 節	水道	109
第 3 節	下水道	109
第 4 節	電力	110
第 5 節	ガス	110
第 6 節	通信	111
第 7 節	放送	111
第 8 節	市中金融	111
第 9 節	鉄道	112
第 10 節	道路	112
第 11 節	旅客船等	112
第 16 章 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害 応急対策		112
第 1 節	計画作成の主旨	112
第 2 節	計画の内容	113

第 6 編 復旧・復興計画		頁
第 1 章 防災関係機関の活動		115
第 1 節	計画作成の主旨	115
第 2 節	静岡市震災復興本部	115
第 3 節	災害対策本部との調整	116
第 4 節	防災会議の開催等	116
第 5 節	震災復興対策会議	116
第 6 節	他市等に対する応援要請	116
第 2 章 防災関係機関の講ずる復旧・復興対策		116

第 1 節	指定地方行政機関	116
第 2 節	指定公共機関	118
第 3 節	指定地方公共機関	119
第 3 章 激甚災害の指定		121
第 1 節	計画の主旨	121
第 2 節	市の実施事項	121
第 4 章 震災復興計画の策定		121
第 1 節	計画の主旨	121
第 2 節	計画策定の体制	121
第 3 節	計画の構成	122
第 4 節	計画の基本方針	122
第 5 節	計画の公表	122
第 6 節	国・県との調整	122
第 5 章 復興財源の確保		122
第 1 節	計画の主旨	122
第 2 節	予算の編成	122
第 3 節	復興財源の確保	123
第 6 章 震災復興基金の設立		123
第 1 節	計画の主旨	123
第 2 節	市の実施事項	123
第 7 章 復旧事業の推進		124
第 1 節	計画の主旨	124
第 2 節	復旧計画の策定	124
第 3 節	基盤施設の復旧	124
第 8 章 都市・農山漁村の復興		125
第 1 節	計画の主旨	125
第 2 節	都市・農山漁村復興計画の策定	125
第 3 節	都市の復興	125
第 4 節	農山漁村の復興	126
第 9 章 被災者の生活再建支援		127
第 1 節	計画の主旨	127
第 2 節	恒久住宅対策	127
第 3 節	災害弔慰金等の支給	128
第 4 節	被災者の援護	129
第 5 節	雇用対策	130
第 6 節	要配慮者の支援	130
第 7 節	生活再建支援施策等の広報・PR	131
第 8 節	相談窓口の設置	132
第 10 章 地域経済復興支援		132

第 1 節	計画の主旨	132
第 2 節	産業復興計画の策定	132
第 3 節	中小企業を対象とした支援	133
第 4 節	農林漁業者を対象とした支援	133
第 5 節	地域全体に影響を及ぼす支援	134

第 7 編 南海トラフ地震防災対策推進計画		頁
第 1 章 総則		136
第 1 節	推進計画の目的	136
第 2 節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	136
第 2 章 関係者との連携協力の確保		136
第 1 節	資機材、人員等の配備手配	136
第 2 節	他機関に対する応援要請	136
第 3 節	帰宅困難者への対応	137
第 3 章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項		137
第 1 節	津波からの防護	137
第 2 節	津波に関する情報の伝達等	137
第 3 節	避難指示（緊急）等の発表基準	137
第 4 節	避難対策等	137
第 5 節	消防機関等の活動	138
第 6 節	水道、電気、ガス、通信、放送関係、交通機関等の防災関係機関	138
第 7 節	市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	139
第 8 節	迅速な救助	140
第 4 章 時間差発生等における円滑な避難の確保等		140
第 5 章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画		140
第 6 章 防災訓練計画		140
第 7 章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画		141
第 8 章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項		141

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策		頁
第 1 章 組織計画		142
第 1 節	計画の主旨	142
第 2 節	東海地震注意情報発表時の防災体制	142
第 3 節	東海地震注意情報発表時の応急対策	143
第 4 節	警戒本部の設置	143
第 5 節	警戒本部の組織及び所掌事務	143
第 6 節	防災関係機関の所掌事務	145
第 2 章 情報活動		149

第 1 節	計画の主旨	149
第 2 節	計画の内容	150
第 3 節	東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の広報	150
第 4 節	地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	150
第 3 章 広報活動		152
第 1 節	計画の主旨	152
第 2 節	広報事項	152
第 3 節	実施の方法	152
第 4 節	県への広報の要請	153
第 5 節	市民が地震防災活動上必要な情報を入手する方法	153
第 4 章 自主防災活動		154
第 1 節	計画の主旨	154
第 2 節	計画の内容	154
第 5 章 緊急輸送活動		156
第 1 節	計画の主旨	156
第 2 節	緊急輸送の対象	156
第 3 節	緊急輸送の方法	156
第 4 節	輸送手段の確保	157
第 5 節	緊急輸送の調整	157
第 6 節	防災関係機関の緊急輸送	157
第 6 章 自衛隊の支援		157
第 1 節	計画作成の主旨	157
第 2 節	計画の内容	157
第 7 章 避難活動		158
第 1 節	計画の主旨	158
第 2 節	避難の基本方針、方法等	158
第 3 節	避難に際しての周知事項	159
第 4 節	警戒区域の設定	160
第 5 節	避難計画の作成指導	160
第 6 節	避難状況等の報告	160
第 7 節	避難地における避難生活の確保	161
第 8 章 社会秩序を維持する活動		162
第 1 節	計画の主旨	162
第 2 節	計画の内容	162
第 9 章 交通の確保活動		163
第 1 節	計画の主旨	163
第 2 節	陸上交通の確保対策	163
第 3 節	交通規制の方針	164
第 4 節	交通規制計画	164

第 5 節	海上交通の確保対策	166
第 10 章	地域への救援活動	166
第 1 節	計画の主旨	166
第 2 節	活動の内容	167
第 3 節	食料及び日用品の確保	167
第 4 節	飲料水の確保	168
第 5 節	医療救護及び保健衛生活動の準備	168
第 6 節	清掃・し尿処理及び廃棄物処理活動	169
第 11 章	市有施設及び設備等の防災措置	170
第 1 節	計画の主旨	170
第 2 節	市の実施事項	170
第 3 節	公共施設等	170
第 12 章	防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置	173
第 1 節	計画の主旨	173
第 2 節	計画の内容	173
第 13 章	地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策	178
第 1 節	計画の主旨	178
第 2 節	計画の内容	178
第 14 章	市が管理する施設等の地震防災応急計画	184
第 1 節	計画の主旨	184
第 2 節	計画の内容	184

図表一覧

地震対策編

図表番号	タイトル	頁
表1-1	部局名表記の略号一覧	3
表1-2	震度階級別の面積集計	5
表1-3	液状化危険度別の面積集計	6
表1-4	物的被害(建物の全壊数)	6
表1-5	人的被害(死者数)	6
表1-6	避難者数(避難所避難者数及び避難所外避難者数)	7
表2-1	落下倒壊危険物対策一覧	35
表3-1	地域防災の構造化(避難地)	44
表3-2	避難路整備に係る改良事業	44
表3-3	避難路整備に係る橋りょう耐震事業	44
表3-4	静岡市都市防災総合推進事業	48
表5-1	災害応急対策活動区分	60
表5-2	消防庁連絡先(消防庁応急対策室)	68
表5-3	緊急物資集積所一覧	74
表5-4	応援部隊の集結場所及び野営場所の指定(緊急消防援助隊)	78
表5-5	航空部隊の活動拠点場所の指定(緊急消防援助隊)	78
表5-6	他の地方公共団体の長に対する応援要請手順	79
表5-7	支援受入施設(特定業務支援)	81
表5-8	支援受入施設(その他業務支援)	82
表5-9	災害ボランティアセンター等の設置場所	105
表5-10	災害多言語支援センターの設置場所	106

第1編 総則

この計画の目的、基本方針及び構成を明らかにし、市、防災関係機関、事業所及び市民がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、この計画の基礎となる南海トラフ巨大地震等の被害を想定し、対応すべき概要を示すものである。

第1章 計画の主旨

この計画は、南海トラフ巨大地震等に対処するための総合的な防災対策を定めるもので、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第42条の規定に基づき作成する「静岡市地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」、及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。

第1節 計画の目的

静岡県は、近い将来大地震が発生するおそれがあり、市全域で激しい地震動に襲われる他、沿岸部では津波による被害が発生するものとみられている。

予想される被害は、地震動による直接被害に加え、現代社会の都市化、交通のふくそう等、災害拡大要因が増大している状況においては、未曾有の災害となるおそれがある。これらに対処するため大規模地震対策特別措置法により昭和54年8月7日地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）により「南海トラフ地震防災対策推進地域」「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定された。

この計画は、想定される災害に対する対策の推進のため、平常時に実施する地震防災計画（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、東海地震注意情報が発表された場合に実施する応急対策、警戒宣言が発せられた場合に実施する地震防災応急対策及び災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、静岡市の地域に係る地震対策について定めるものである。
- 2 この計画は、市、防災関係機関、事業所及び市民等が地震対策に取り組むための基本方針となるものである。

- 3 この計画のうち第3編は、地震防災強化地域における地震対策緊急整備事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定めるものである。
- 4 この計画は、静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）に規定している対策について、特に緊急に実施するものについて定めるものである。
- 5 この計画は、毎年、定期的に検討を加え、必要があると認めるときは、静岡市防災会議（以下「防災会議」という。）を開催し、これを修正する。

第3節 計画の構成

この計画は、計画編と資料編から構成する。計画編の構成は、次の7編による。

第1編 総 則

この計画の目的、性格、構成、静岡県第4次地震被害想定等、計画の基本となる事項を示す。

第2編 平常時対策

平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。

第3編 地震防災施設緊急整備計画

緊急に整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。

第4編 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

南海トラフ地震臨時情報が発表されてから南海トラフ地震が発生するまで、又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策を示す。

第5編 災害応急対策

地震災害が発生した場合の対策を示す。

第6編 復旧・復興計画

災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧・復興計画について示す。

第7編 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等について示す。

別 紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで、又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策を示す。

※各節の記載内容に主な担当部局がある場合には、下表の略号にて示す。

※災害対応は静岡市一丸となって取り組むものであるから、ここに記載されている部局が全ての対応を行うという意味で捉えてはならない。また、ここに記載されていない部局は当該の対応を行わないという意味で捉えてはならない。

表 1-1 部局名表記の略号一覧

局等	部	略号
危機管理総室		危機
市長公室、総務局		総務
企画局		企画
財政局	財政部	財政
	税務部	税務
市民局		市民
区役所		区
観光交流文化局		観光
環境局		環境
保健福祉長寿局	健康福祉部	福祉
	保健衛生医療部	衛生
	保健所	保健所
	清水病院	病院
子ども未来局		子ども
経済局	商工部	商工
	農林水産部	農水
都市局	都市計画部	都市
	建築部	建築
建設局	土木部	建設
	道路部	
会計室		会計
消防局	消防部	消防
	警防部	
上下水道局	水道部	水道
	下水道部	下水
教育局		教育

第2章 予想される災害

静岡県は有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われてきた。駿河湾から遠州灘にかけての海域には、海洋プレートとの境界をなす駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。一方、陸域には糸魚川-静岡構造線や中央構造線等の大きな地質構造線が存在するほか、富士川河口断層帯、伊豆半島に分布する断層等の多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を発生させてきた。

特に近年では、1935年静岡地震、1944年東南海地震、2009年駿河湾を震源とする地震による地震災害が発生している。現在、市域に著しい被害を発生させるおそれがあり、その切迫性が指摘されている地震としては、駿河湾から遠州灘を震源域とする東海地震のほか、遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界を震源域とする東南海・南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。この他、富士川河口断層帯を震源とする地震や、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。

また、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.1程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

これらに加え、市及び県は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進するものとする。

第1節 静岡県第4次地震被害想定

1 概説

地震によって県域内でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の確立に資するものである。試算については、静岡県及び市域内において、その発生の切迫性が指摘され、かつ最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

この試算値は、今後、自主防災活動を中心とした市民の防災に対する自助、共助、市防災関係機関の的確な対応、さらに地震予知に関する情報による事前の措置により、人的・物的な被害を大幅に減少できるものと期待されるものである。

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震（※） 相模トラフ沿いの最大クラス地震

※相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型（プレート境界型）の地震が発生しており、このうち元禄16年（1703年）元禄関東地震は大正12年（1923年）大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。

2 想定条件

(1) 想定の子節・時間帯

- ア 冬・深夜
- イ 夏・昼
- ウ 冬・夕

(2) 対象人口 平成22年国勢調査に基づく市町村別人口を基本とする。

静岡市	: 716,197人
(葵区)	: 255,375人
(駿河区)	: 213,059人
(清水区)	: 247,763人
静岡県	: 3,765,007人

(3) 対象建物棟数 平成24年1月1日現在を基準とする。

静岡市	: 234,201棟
(葵区)	: 80,936棟
(駿河区)	: 60,927棟
(清水区)	: 92,338棟
静岡県	: 1,418,505棟

3 想定結果

(1) 表1-2 震度階級別の面積集計

(単位: km²)

	震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	合計
レベル2	51.4	501.2	549.9	187.9	119.9	1,410.3
葵区	21.7	206.5	530.2	187.9	119.9	1,066.2
駿河区	27.6	46.6	-	-	-	74.2
清水区	2.1	248.1	19.7	-	-	269.9

※南海トラフ巨大地震：基本ケース

(2) 表1-3 液状化危険度別の面積集計

(単位: km²)

	大	中	小	なし	対象外	合計
レベル2	30.5	30.6	9.4	24.8	1,315.1	1,410.3
葵区	6.4	9.3	3.0	10.2	1,037.3	1,066.2
駿河区	6.5	7.7	2.2	5.3	52.5	74.2
清水区	17.6	13.6	4.2	9.3	225.3	269.9

※南海トラフ巨大地震：基本ケース

(3) 表1-4 物的被害(建物の全壊数)

(単位: 棟)

	揺れ	液状化	人工造成地	津波	急傾斜地崩壊	火災	合計
レベル1	約 40,000	約 370	約 4,000	約 20	約 790	約 36,000	約 81,000
葵区	約 15,000	約 100	約 1,600		約 500	約 13,000	約 30,000
駿河区	約 12,000	約 70	約 900	—	約 90	約 10,000	約 24,000
清水区	約 13,000	約 200	約 1,500	約 20	約 200	約 13,000	約 27,000
レベル2	約 40,000	約 370	約 4,000	約 2,500	約 790	約 35,000	約 83,000
葵区	約 15,000	約 100	約 1,600		約 500	約 13,000	約 30,000
駿河区	約 12,000	約 70	約 900	約 200	約 90	約 10,000	約 24,000
清水区	約 13,000	約 200	約 1,500	約 2,300	約 200	約 12,000	約 29,000

※レベル1は東海・東南海・南海地震の冬・タケース

レベル2は、南海トラフ巨大地震 地震：基本ケース、津波：ケース①の冬・タケース

(4) 表1-5 人的被害(死者数)

	建物倒壊	津波	急傾斜地崩壊	火災	合計
レベル1	約 1,100	約 110	約 70	約 1,100	約 2,400
葵区	約 500		約 40	約 500	約 1,100
駿河区	約 300	約 10	約 10	約 400	約 700
清水区	約 300	約 100	約 20	約 200	約 600
レベル2	約 1,400	約 12,600	約 80	約 460	約 15,100
葵区	約 600		約 50	約 300	約 900
駿河区	約 400	約 1,600	約 10	約 100	約 2,200
清水区	約 400	約 11,000	約 20	約 60	約 12,000

※レベル1は東海・東南海・南海地震の冬・タケース、レベル2は、南海トラフ巨大地震
地震：基本ケース、津波：ケース①の冬・深夜ケース

(5) 表1-6 避難者数(避難所避難者数及び避難所外避難者数)

	1日後	1週間後	1ヶ月後
レベル1	265,679	331,290	262,739
葵区	99,095	121,903	99,095
駿河区	83,918	102,921	83,805
清水区	82,666	106,466	79,839
レベル2	299,080	336,467	269,269
葵区	99,095	121,903	99,095
駿河区	91,212	103,502	84,520
清水区	108,773	111,062	85,654

※レベル1は、東海・東南海・南海地震

レベル2は、南海トラフ巨大地震 地震：基本ケース、津波：ケース①

第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 計画作成の主旨

市及び防災関係機関が南海トラフ地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

第2節 計画の内容

市、県の機関、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、大規模地震の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 市

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震・津波防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他住民の地震・津波対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震・津波防災のための施設等の緊急整備
- (7) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
- (8) 南海トラフ地震に関連する情報（「南海トラフ地震臨時情報」、「南海トラフ地震関連解説情報」）、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発
- (10) 避難の指示に関する事項
- (11) 消防、水防その他の応急措置
- (12) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (13) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
- (14) 緊急輸送手段の確保
- (15) 食料、医薬品その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (16) その他地震・津波災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

2 静岡県

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震・津波防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他県民の地震・津波対策の促進
- (4) 防災思想の普及

- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震・津波防災のための施設等の緊急整備
- (7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備
- (8) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
- (9) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波情報に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 緊急地震速報意義と受信時に取るべき対応行動の広報・啓発
- (11) 避難の指示に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (14) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (15) 犯罪の予防、交通の規制その他社会秩序の維持
- (16) 緊急輸送の確保
- (17) 食料、医薬品その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生活動の準備等の災害応急対策の準備及び実施
- (18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
- (19) その他地震・津波災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

3 静岡県警察（静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署）

- (1) 地震関連情報の収集伝達
- (2) 危険区域における市民等の避難誘導
- (3) 交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通上の措置
- (4) 避難地域及び避難場所並びに重要施設の警戒警備
- (5) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (6) 行方不明者の捜索、遺体の検視
- (7) 関係機関が行う地震防災応急対策及び災害応急対策に対する協力
- (8) 警察施設、設備等の点検整備
- (9) 南海トラフ地震臨時情報等の広報
- (10) 避難状況等に関する情報の収集

4 自衛隊

- (1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
- (2) 災害時における応急復旧活動

5 指定地方行政機関

- (1) 総務省東海総合通信局
 - ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
 - イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
 - ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査

- エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
- オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
- カ 非常通信協議会の運営に関すること
- (2) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）
 - ア 災害時における財務金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること
 - イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
- (3) 農林水産省関東農政局静岡県拠点
 - 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
- (4) 厚生労働省静岡労働局（静岡労働基準監督署）
 - ア 事業場に対する地震・津波防災対策の周知指導
 - イ 事業場の被災状況の把握
- (5) 国土交通省中部地方整備局（静岡河川事務所、富士砂防事務所、静岡国道事務所、清水港湾事務所）、国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）
 - 管轄する河川、海岸、道路又は港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。
 - ア 災害予防
 - (ア) 所管施設の耐震性の確保
 - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
 - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用（静岡国道事務所・静岡河川事務所）
 - (オ) 災害から港湾並びに地域住民の生命、財産等を保護するための港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業実施（清水港湾事務所）
 - (カ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施
 - イ 初動対応
 - (ア) 所管施設の緊急点検の実施
 - (イ) 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。
 - (ウ) 土砂災害防止法に基づく緊急調査、土砂災害緊急情報の提供
 - ウ 応急・復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 道路啓開に関する計画に基づく路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保（静岡国道事務所）
 - (ウ) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業実施（清水港湾事務所）
 - (エ) 緊急用河川敷道路の開放等による緊急輸送道路の確保（静岡河川事務所）
 - (オ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置（清水港湾事務所）
 - (カ) 自治体の要請による災害対策用建設機械等の貸付

- (キ) 所管施設の緊急点検の実施
- (6) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
 - イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶調達のあっせん、特定航路への就航勧奨
 - ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導
 - エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役体制の確保
 - オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者もしくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置
 - カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督
 - キ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導
 - ク 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備
 - ケ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令
 - コ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。
- (7) 国土地理院中部地方測量部
 - ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
 - イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
 - ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
 - エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
- (8) 気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）
 - ア 県知事に対して速やかに南海トラフ地震に関連する情報の通報を行うこと
 - イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報・津波警報・津波注意報の通知、津波情報、地震情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通知並びに解説
 - ウ 地震予知のための観測施設・津波観測施設の整備並びに観測機器の保守
 - エ 地震予知及び地震・津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力
 - オ 異常現象に関する情報が市町村長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること
- (9) 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部）
 - ア 船舶等に対する南海トラフ地震に関連する情報に係る情報の伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導
 - イ 海水浴客等に対する南海トラフ地震に関連する情報、津波に関連する情報等の情報伝達
 - ウ 海難等の海上における災害に係る救助救出活動
 - エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保

- オ 危険物及び油の流出等海上災害に対する防除措置
- (10) 環境省 関東地方環境事務所、環境省 中部地方環境事務所
 - ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
 - ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

6 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社（静岡中央郵便局）

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。

 - ア 郵便事業の運営に関すること
 - イ 施設等の被災防止に関すること
 - ウ 利用者の避難誘導に関すること
 - エ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること
- (2) 日本赤十字社（静岡県支部）
 - ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
 - イ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - ウ 被災者に対する救援物資の配布
 - エ 義援金の募集
 - オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
 - カ その他必要な事項
- (3) 日本放送協会（静岡放送局）
 - ア 地震・津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震・津波防災に関する認識の向上
 - イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びその他の地震に関する情報・津波に関する情報等の正確迅速な提供に努めること
 - ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと
 - エ 放送施設並びに設備の災害予防のため、防災施設及び設備の整備をすすめること
- (4) 中日本高速道路株式会社（東京支社富士・静岡・浜松保全・サービスセンター）
 - ア 交通対策に関すること
 - イ 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること
- (5) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
 - ア 南海トラフ地震臨時情報、地震情報・津波警報等の伝達
 - イ 列車の運転規制措置
 - ウ 旅客の避難、救護
 - エ 南海トラフ地震臨時情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
 - オ 地震・津波発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
 - カ 施設等の整備

- (6) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）
 - ア 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保
 - イ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況の広報
 - ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
- (7) 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社
 - LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
- (8) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
 - 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
- (9) 中部電力パワーグリッド株式会社（静岡営業所、清水営業所）
 - ア 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保
 - イ 復旧資機材等の整備
 - ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
- (10) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
 - 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- (11) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
 - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- (12) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
 - ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
 - イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

7 指定地方公共機関

- (1) 土地改良区（静岡市内土地改良区）
 - ア 災害予防
 - 所管施設の耐震性の確保
 - イ 南海トラフ地震臨時情報発表時
 - 関係機関等に対する用水状況の情報提供
 - ウ 応急・復旧
 - (ア) 関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 所管施設の緊急点検
 - (ウ) 農業用水及び非常用用水の確保
- (2) 静岡ガス株式会社（静岡支社、東部支社）
 - ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報
 - イ 南海トラフ地震臨時情報発表時・災害時におけるガス供給の確保
 - ウ 施設設備の耐震予防対策の実施
 - エ 南海トラフ地震臨時情報発表時・災害時における防災広報、施設の点検等災害予防措置

- (3) 一般社団法人静岡県LPガス協会（中部支部）
 - ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報
 - イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施
 - ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施
 - エ 燃料の確保に関する協力
 - オ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
- (4) 静岡鉄道株式会社
 - ア 南海トラフ地震臨時情報、津波警報等津波に関する情報等の伝達
 - イ 列車の運転規制措置
 - ウ 旅客の避難、救護
 - エ 列車の運行状況、旅客の避難状況等の広報
- (5) 一般社団法人静岡県トラック協会、一般社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会
 - 防災関係機関の要請に基づく協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
- (6) 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、株式会社トコちゃんねる静岡、静岡エフエム放送株式会社、株式会社シティエフエム静岡、株式会社エフエムしみず）
 - ア 地震・津波防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及
 - イ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時において特別番組を編成し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報その他地震に関する情報、津波警報等津波に関する情報、国、県、市、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること
 - ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
- (7) 一般社団法人静岡県医師会（一般社団法人静岡市静岡医師会、一般社団法人静岡市清水医師会、一般社団法人庵原医師会）、一般社団法人静岡県歯科医師会（一般社団法人静岡市静岡歯科医師会、一般社団法人静岡市清水歯科医師会）、公益社団法人静岡県看護協会（公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部）、公益社団法人静岡県病院協会、公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人静岡市薬剤師会、清水薬剤師会）
 - ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施
 - イ 検案（公益社団法人静岡県看護協会（公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部）、公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人静岡市静岡薬剤師会、清水薬剤師会）及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）
 - ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会（一般社団法人静岡市静岡歯科医師会、一般社団法人静岡市清水歯科医師会））
- (8) 一般社団法人静岡県警備業協会
 - 災害時の道路交差点での交通整理支援
- (9) 公益社団法人静岡県栄養士会
 - ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力
 - イ 避難所における健康相談に関する協力
- (10) 一般社団法人静岡県建設業協会
 - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

8 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

- (1) 地震防災訓練
- (2) 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知
- (3) 従業員等に対する防災教育及び広報
- (4) 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置
- (5) 防災組織の整備
- (6) 南海トラフ地震臨時情報等の収集及び伝達
- (7) 南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
- (8) 南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規制、施設整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置
- (9) 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
- (10) 上記のほか、津波の危険が予想される避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は、次のとおりである。
 - ア 従業員及び施設利用者等に対する津波避難方法等の周知
 - イ 津波警報等の収集及び伝達
 - ウ 地震発生時における津波からの円滑な避難を確保するための安全措置

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、市が行う防災活動に協力するものとする。

- (1) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体
- (2) 静岡市内建設業協会、静岡市内大工建築業協同組合、静岡市内電気設備協力会、静岡県建築士会、赤帽静岡県軽自動車運送協同組合、全国霊柩自動車協会、全日本冠婚葬祭互助協会、静岡市上下水道局指定工事店協同組合、清水管工事システム協同組合、日本下水道管路管理業協会中部支部静岡県部会、静岡県環境施設メンテナンス協同組合
- (3) 青年団、男女共同参画団体等の地域団体
- (4) 町内会、自治会等の自主防災組織
- (5) 静岡市ボランティア団体連絡協議会、静岡市防災アマチュア無線、静岡市清水アマチュア無線非常通信協力会、災害ボランティアコーディネーター等のボランティア関係団体
- (6) その他公共的な活動を営むもの

第2編 平常時対策

地震発生時及び南海トラフ地震臨時情報の発表時に、市、市民及び防災関係機関が的確な防災対策を講じられるよう、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第1章 防災思想の普及

第1節 計画作成の主旨[危機、市民、観光、区、教育]

地震による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ市民及び各組織等を対象に、地震に対する正しい知識と防災対応を啓発指導する。

1 市

- (1) 市長は、災害応急対策及び地震防災応急対策の円滑な実施を確保するため、市職員に対して教育を行う。
- (2) 市長は、職員が地区担当職員として、地域における防災活動に率先して参加するとともに、当該活動を指導するための教育を行う。また、市は、住民自らが生命、身体及び財産を守り、あわせて地域の地震災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、必要な教育及び広報を行う。この場合、地域の特性等による地震災害の態様等を十分に考慮して実情にあったものとする。

また、啓発内容については、おおむね県の例によるものとする。

2 市職員に対する教育

- (1) 地震・津波等の防災に関する基礎知識
- (2) 東海地震等の災害発生に関する知識
- (3) 静岡県第4次地震被害想定の内容
- (4) 「静岡市地域防災計画地震対策編」の内容と市が実施している地震等の防災対策
- (5) 静岡県地震対策推進条例に規定する対策
- (6) 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的に取るべき行動に関する知識
- (7) 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と役割分担）
- (8) 南海トラフ地震臨時情報の意義と、これらに基づきとられる措置
- (9) 地震動警報（緊急地震速報）の意義と受信時にとるべき措置
- (10) 家庭の地震等の防災対策、自主防災組織及び災害ボランティア活動に関する知識
- (11) 地震等の防災対策の課題その他必要な事項

各課、事務所等においては、上記事項について、所属職員に対し十分に周知を図るものとする。

また、各課等は所管事項に関する地震防災対策について、危機管理総室と協力して、それぞれが定めるところにより所属職員に対して教育を行うものとする。

上記のほか、市教育委員会は「静岡県防災教育基本方針（県教育委員会編）」及び「学校の地震防災対策マニュアル（県教育委員会編）」によって、それぞれ職員に対して教育を行うものとする。

3 生徒等に対する教育

市教育委員会は、公立学校等に対し、児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震防災教育の指針を示し、その実施を指導する。特に、住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。

また、市は県と協力して私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導するものとする。

(1) 生徒等に対する指導

自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。

ア 災害時の実践的な防災対応能力を身に付けられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。

イ 社会に奉仕する精神を培うとともに、災害ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。

(2) 学校及び地域の防災課題を踏まえた、地域の安全を支える人づくりと安全な学校づくりの推進を図る。

(3) 中学生及び高校生を中心に応急救護の実践的技能の習得の徹底を図る。

4 外国人対策

避難地案内板外国語表示、パンフレットの配布及び生活相談窓口の開設、外国人を対象とした防災セミナーの開催等により防災知識の普及・啓発を図る。

5 市民に対する防災思想の普及

地域住民に対する防災思想の普及は、自主防災組織を通じて実践的な内容を主体として行うことを基本とし、地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。この際、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、性の多様性の観点から、被災時の性別等の違いによるニーズ等に配慮するよう努めるものとする。

特に3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」、11月は「地震防災強化月間」となっていることから、それぞれ津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。

市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりのなかで防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

(1) 啓発事項

ア 東海地震等防災の基礎的な知識

イ 静岡県第4次地震被害想定の内容

- ウ 静岡県地震対策推進条例に規定する対策
- エ 突発的に地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策
- オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基礎的知識
- カ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基礎的知識
- キ 地震動警報（緊急地震速報）の意義と受信時に取るべき措置
- ク 地域、事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性
- ケ 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策
- コ 津波、山・がけ崩れ等の危険が予想される地域に関する知識
- サ 避難地、避難路その他避難対策に関する知識
- シ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備
- ス 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え
- セ 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識
- ソ 避難生活に関する知識
- タ 要配慮者及び男女双方の視点への配慮
- チ 安否情報の確認のためのシステム
- ツ 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性
- テ 地域コミュニティ、文化財愛護団体等との連携による文化財保護活動の重要性

(2) 手段、方法

パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、ビデオテープ及び報道機関等の媒体等を活用し、地域の実情にあわせたより具体的な手法で普及を図る。特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。

(3) 静岡県地震防災センターによる啓発

静岡県地震防災センターは、地震、津波、風水害、火山災害に関する体験学習や家庭内対策等の展示を行うとともに、研修等を開催し、市民及び自主防災組織等の地震防災に関する知識の意識の高揚を図る。その際、相談等に応じ、適切な助言及び指導を行う。

また、地震防災に関する意識啓発用の資機材の貸出しを行うとともに、インターネットにより必要な情報を提供するほか、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

(4) 社会教育・生涯学習を通じての啓発

市及び教育委員会は、所管の団体を対象とした各種講座・研修会、集会等を通じて普及を図る。

ア 啓発内容

市民に対する一般的な啓発に準ずる。その他各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。

イ 手段、方法

各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

(5) 各種団体を通じての啓発

市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通

じて地震防災思想の普及に努める。これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。

(6) 防災上重要な施設管理者に対する教育

市は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場等の不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、地震動警報（緊急地震速報）を受信したとき及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。

(7) 相談窓口

市は、それぞれの機関において、所管する事項について市民の地震対策の相談に積極的に応ずるものとする。

なお、総括的な事項及び訓練、建築に関する事項の相談窓口は、次のとおりである。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ア 危機管理総室、各区役所地域総務課 | 総括的な事項 |
| イ 消防局及び消防署 | 消火・救出・救助など訓練に関する事項 |
| ウ 建築指導課 | 建築物に関する事項 |

6 災害ボランティアの養成及び組織化等の推進及び啓発

(1) 災害ボランティアの養成及び組織化

市は、(福) 静岡市社会福祉協議会及び災害ボランティアコーディネーター等が実施する災害ボランティア及び災害ボランティアコーディネーターを養成する研修や、災害ボランティア本部等の開設及び運営等の訓練を支援するとともに、災害ボランティア関連団体の組織化やネットワーク化を推進する。

(2) 災害ボランティア活動に関する市民の啓発や参加促進

災害ボランティアの能力が最大限に発揮され、被災地の復興に生かされるよう、地震防災に関する知識の普及・啓発を図り、災害ボランティア活動に対する市民の啓発や参加促進などに努める。

7 通訳ボランティアの養成及び組織化等の推進及び啓発

(1) 通訳ボランティアの養成及び組織化

市は、一般財団法人静岡市国際交流協会と協力し、通訳ボランティアを養成する研修や、災害多言語支援センターの開設及び運営等の訓練を計画し、実施するとともに、通訳ボランティア関連団体の組織化やネットワーク化を推進する。

(2) 通訳ボランティア活動に関する市民の啓発や参加促進

通訳ボランティアの能力が最大限に発揮され、被災地の復興に生かされるよう、地震防災に関する知識の普及・啓発を図り、災害ボランティア活動に対する市民の啓発や参加促進などに努める。

第2節 防災関係機関

東海旅客鉄道株式会社（静岡支社）、日本貨物鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社（東京支社 富士・静岡・浜松保全・サービスセンター）、中部電力パワーグリッド株式会社（静岡営業所、清水営業所）、静岡ガス株式会社（静岡支社、東部支社）、静岡県LPガス協会（中部支部）、西日本電信

電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）、静岡鉄道株式会社等の防災関係機関は、それぞれの所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、地震災害応急対策及び住民等を実施すべき安全対策等について啓発及び広報を行うものとする。

第2章 自主防災活動

第1節 計画の主旨

地震による災害から、市民の生命、身体、財産を保護するためには、市をはじめ、防災関係機関が総力をあげて対応することが必要である。しかし、同時に住民一人ひとりが地震についての十分な防災意識をもち、訓練を積み重ねることにより防災対応を体得し、これを家庭、地域、職場等で実践しなければならない。

特に、大規模な地震に対しては、地域住民が相互に協力し、消防団等と連携して、地域の特性や危険性を理解した上で、組織的に活動することが重要である。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災活動における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

このため、市民が自主防災活動に参加し、的確な活動ができるよう、その基準を示すものである。

第2節 市民の果たすべき役割

地震、津波等の防災に関し、市民に課せられた役割は極めて大きい。市民は、「自分達の安全は自らの手で守る」という意欲をもち、平常時から地震発生後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。

1 平常時から実施する事項

- (1) 地震防災等に関する知識の吸収
- (2) 地域の危険度の理解
- (3) 家庭における防災の話し合い
- (4) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認
- (5) 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等の火災予防措置の実施
- (6) 家屋の補強等
- (7) 家具その他落下倒壊危険物の対策
- (8) 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医薬品等の生活必需品の備蓄（飲料水・食料については最低7日分）
- (9) 自動車へのこまめな満タン給油
- (10) 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え
- (11) 地震動警報（緊急地震速報）を受信したときの適切な対応行動

- (12) 過去の災害から得られた教訓の伝承
- (13) 動物の飼い主は、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分（できれば7日分以上が望ましい））

2 南海トラフ地震臨時情報発表時に実施すべき事項

平常時の準備を生かし自主防災活動を中心として、おおむね次の事項が実施できるようにする。

- (1) 正確な情報の把握
- (2) 火災予防措置
- (3) 非常持出品の準備
- (4) 適切な避難及び避難生活
- (5) 自動車の運転の自粛

3 地震災害発生後に実施すべき事項

- (1) 身の安全の確保
- (2) 出火防止及び初期消火
- (3) 地域における相互扶助による被災者の救出活動
- (4) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護（負傷者の救護所等への搬送）
- (5) 自力による生活手段の確保

第3節 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。自主防災組織は、県や市と協力し、「地域の防災は自らの手で担う」意欲をもって、次の活動をするものとする。

【平常時の活動】

1 防災知識の普及

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう講演会、研修会、研究会、訓練等を開催する。普及事項は南海トラフ地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等とする。

2 自主防災組織の防災計画書の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書等に定めておく。

3 家庭防災の促進

家庭における出火防止や非常用必需品の準備等の地震対策について、自主防災組織が中心となって、その促進を図る。

4 防災用資機材の整備

防災活動を行うための資機材の整備と点検を行う。

5 自主防災組織の台帳の作成

自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。

なお、避難行動要支援者名簿の整備に当たっては、市から提供された避難行動要支援者名簿等を活用するとともに、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。

- (1) 世帯台帳（基礎となる個票）
- (2) 避難行動要支援者名簿
- (3) 人材台帳
- (4) 自主防災組織台帳

6 避難所の運営体制の整備

南海トラフ地震臨時情報発表時や発災時における被災住民等の避難生活が円滑に行われるように、自主防災組織は「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」、「避難生活計画書」等を参考に、避難所ごとに市及び避難所の施設管理者と協力して運営体制を整備する。

7 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、他の地域の自主防災組織等と連携して、次に掲げる南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。

なお、要配慮者の安否確認や避難支援等を想定した訓練の実施に努めるものとする。

- (1) 情報の収集伝達訓練
- (2) 出火防止及び初期消火の訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 救出、救護訓練
- (5) 炊出し訓練

8 防災指導員の設置

自主防災活動を推進するため、学区又は地区に「防災指導員」をおく。

防災指導員は、住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内において役員として、又は組織の長の相談役・補佐役として諸活動の企画及び実施に参画するものとする。

9 自主防災地図の作成

自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより、的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。

10 地域内の他組織等との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体、ボランティア等と連携し、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

第4節 事業所等の果たすべき役割[危機]

1 事業所等の自主的な防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、従業員、利用者等の安全を確保し、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行う。また、被災住民の救出等を地域の一員として防災活動に参加するよう努めるものとする。

このため事業所等は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織等と連携をとり、事業所及び関係地域の安全確保に積極的に努めるものとする。また、災害時の事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所においては、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用等するよう努める。

事業所等における自主的な防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集及び伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 救出、応急救護等
- (7) 地域の自主防災組織と積極的に連携した防災活動への協力
- (8) 飲料水、食料、携帯トイレ等、生活必需品等の災害時及び警戒宣言時に必要な物資の確保
- (9) 施設及び設備の耐震性の確保
- (10) 予想被害からの復旧計画策定
- (11) 各計画の点検・見直し

2 事業所の防災力向上の促進

市は、県と連携して事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

また、県が作成した「静岡県事業継続計画モデルプラン」を紹介するとともに、事業継続計画の策定に積極的な事業所の支援に努める。

第5節 自主防災組織に対する指導及び助成[危機、区、消防]

市は県と協力し、自主防災組織に関する認識を深める広報等を行い、地域住民の自主防災活動への参加を促すとともに、自主防災組織の強化のために必要な資料の提供、自主防災活動についての助言、指導並びに活動に要する経費等を助成することにより、自主防災組織の育成を推進するものとする。

1 自主防災組織づくりの推進

市は、県と連携して、地域住民と地震対策について十分話し合い、共通の目的意識を持ち、最もその地域に合った自主防災組織づくりを推進する。

2 防災意識の啓発

自主防災組織の手引書等資料を作成配布するとともに、自主防災組織が開催する講演会を利用し防災意識を啓発する。

3 組織の育成

自主防災組織に防災訓練等の実施を呼びかけるとともに、住民がこれに積極的に参加するよう必要な指導・助言を行い、自主防災組織を育成する。

4 自主防災に関する意識の高揚

市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に資料の提供、研修会の開催等を行う。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

5 防災指導員制度の設置

市は、自主防災組織の活性化を図るため、各地区連合自治会長、各学（地）区連合町内会長から選任された防災指導員を配備する。あわせて、市は、自主防災組織及び住民の防災対策の啓発活動を強化するため、防災指導員の研修会を定期的に開催するとともに、関係団体が主催する研修会への参加などを促すものとする。

地域防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化
- (2) 個別指導等による、きめ細かな自主防災活動の指導
- (3) 県又は市の施策の広報や推進及び普及協力
- (4) 県又は市に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集及び伝達
- (5) 自主防災組織会長等の補佐及び支援

6 防災技能者講座の開催

防災知識の高揚と防災技術の習得により、地域防災力の向上を図るため、静岡市防災技能者の養成研修に関する実施要綱に基づき、地域の防災リーダーを養成する防災技能者講座を開催する。

◇ 静岡市防災技能者の養成研修に関する実施要綱 (資料編 1-15)

7 自主防災組織への助成

自主防災組織の防災力向上を目的として、自主防災会を対象に、次の各号にあげる防災資機材購入等に係る補助金を交付する。

- (1) 防災倉庫設置費補助
◇ 静岡市自主防災組織防災倉庫設置費補助金交付要綱 (資料編 1-10)
- (2) 防災倉庫用地借地料補助
◇ 静岡市自主防災組織防災倉庫用地借地料補助金交付要綱 (資料編 1-11)
- (3) 防災用資機材購入費補助
◇ 静岡市自主防災組織防災資機材等購入費補助金交付要綱 (資料編 1-12)
- (4) 可搬消防ポンプ等購入補助

◇ 静岡市自主防災組織可搬消防ポンプ等購入費補助金交付要綱（資料編 1 -13）

(5) 避難路等整備事業費補助

◇ 静岡市自主防災組織避難路等整備事業費補助金交付要綱（資料編 1 -14）

8 自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材取扱いの指導や消防団OBが自主防災組織の役員に就任するなど、組織間の連携や人的な交流等を積極的に行い、消防団と自主防災組織の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第3章 地震防災訓練の実施

第1節 計画作成の主旨

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。

市民は、南海トラフ地震臨時情報が発表された際、秩序を維持しつつ適切な地震防災応急対策を実施するには、平素から、これらに対処する訓練を積み重ね、体験による理解をしなければならない。

なお、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の性の多様性の観点から、性別等の違いによるニーズ等に配慮するよう努めるものとする。

第2節 訓練の内容と実施方法[危機、区、消防]

市は、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。

訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮し、また夜間、休日等の訓練も併せて実施するものとする。

なお、訓練終了後は評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

1 総合防災訓練

市は、国、県及び防災関係機関と協力し、また自主防災組織等の参加を得て訓練を行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報が発表されてから災害発生を経て、応急復旧に至る防災対策に係る次の事項、又は、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点をおいて行う。

- ア 職員の動員
- イ 南海トラフ地震臨時情報、地震情報その他防災上必要な情報の収集及び伝達
- ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の広報
- エ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定
- オ 地震動警報（緊急地震速報）を受信したときの適切な対応行動
- カ 食料、飲料水、医療その他の救援活動
- キ 消防、水防活動
- ク 救出・救助
- ケ 避難所運営
- コ 救援物資の準備及び輸送
- サ 道路啓開
- シ 応急復旧
- ス 応急救護
- セ 遺体措置
- ソ その他

(2) 突発的な地震が発生した場合の防災訓練

前項（1）のうち、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応を除く。

(3) 訓練の実施回数

総合防災訓練は、年1回以上実施する。

(4) 訓練広報

訓練に住民等の積極的参加を求め、又は訓練に伴う混乱を防止するため、必要な広報を行う。

2 個別防災訓練

総合防災訓練の基礎訓練として、職員の動員訓練等の重点事項について個別に訓練を行う。

また、災害対策本部、区本部、地区支部及び各部・班、各施設等は、それぞれ所掌する防災業務について、単独又は関係機関等と共同して訓練を行う。

(1) 情報の収集伝達訓練

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時の災害対策の基本は、情報の正確かつ迅速な収集及び伝達であるので、国・県その他防災関係機関及び自主防災組織と協力して訓練を行う。

ア 市と県及び防災関係機関との情報の収集伝達訓練

イ 災害対策本部並びに区本部、地区支部、避難場所及び自主防災組織との情報の収集伝達訓練

ウ 別に定める、情報収集要領に基づく「職員参集ルート情報」訓練の実施

エ その他

(2) 職員の動員訓練

次の各段階について交通機関、交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間内外の条件を加味して訓練を実施する。

ア 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき

イ 南海トラフ地震臨時情報が発表されないまま、地震が発生したとき

(3) 防災資機材取扱訓練

職員を対象に定期的に浄水機、仮設トイレ、発電機、C-1級可搬ポンプの取扱訓練等を実施する。

(4) オフロードバイク隊の訓練

別に定める訓練計画に基づき定期的に訓練を実施する。

ア オフロードバイク操縦訓練

イ 担当エリア（地理）把握訓練

ウ 情報収集・伝達（無線取扱い訓練含む。）訓練

エ 応急手当て訓練

オ 資機材取り扱い訓練

カ その他訓練計画による訓練

◇ 静岡市オフロードバイク隊運営要領（資料編1-9）

3 県の実施する訓練への参加

大規模地震対策特別措置法第32条の規定に基づき県が実施する防災訓練に参加する。

4 地域防災訓練

(1) 12月第1日曜日の「地域防災の日」を中心に自主防災組織が中心となり地域の実情にあった防災訓練を実施する。

(2) この訓練は、突然発生地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針等を参考に、要配慮者等に配慮した訓練を実施する。

5 津波避難訓練

3月11日を含む10日間の「津波対策推進旬間」に、津波避難訓練を実施する。

この訓練は、大規模地震とそれに伴う津波の発生を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針等を参考に、要配慮者にも配慮した訓練を実施する。

6 防災関係機関の訓練

防災関係機関は、それぞれが定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画又は対策計画に基づいて訓練を行う。

訓練の重点事項は、次のとおりである。

(1) 共通事項

ア 組織動員

イ 情報連絡

ウ 避難誘導

エ 施設及び設備の点検

(2) 個別事項

各防災関係機関が計画に定めた事項

7 図上訓練

災害対応能力の総点検並びに防災関係機関等との連携強化を目的に、図上訓練を実施し、災害対策の見直しに資するものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の発表から発災
- (2) 突発的に南海トラフ地震が発生した場合
 - ア 勤務中に発災した場合
 - イ 休日又は勤務時間外に発生した場合
- (3) 遠地津波が発生した場合
 - ア 勤務中に発災した場合
 - イ 休日又は勤務時間外に発生した場合

第3節 訓練時における交通規制[危機、区、消防]

1 警察署との事前協議等

防災訓練の責任者は、訓練の実施に伴い道路の使用や交通規制を要すると認められる場合、おおむね1箇月前までに、訓練地を管轄する警察署と訓練の内容や道路の使用等について事前に協議をする。

第4章 地震・津波災害予防対策の推進

第1節 計画作成の主旨[危機]

地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

津波災害対策の検討においては、県と共同して二つのレベルの津波の想定とそれぞれの対策を進める。

- ・最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策
- ・比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備

地震・津波による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し、又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、避難地、避難路の設定、被災後の生活を確保するための措置等、平常時における予防対策を定める。

市は、国の地震防災戦略及び、静岡県が第4次地震被害想定において推計した被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」と整合を図りつつ、本市における地震・津波対策の具体的な施策をまとめた「静岡市地震・津波アクションプログラム」に基づき、計画的かつ効果的な地震対策を推進する。

また、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うほか、災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

第2節 緊急消防援助隊の受援体制[消防]

市は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

第3節 消防用施設の整備[消防]

市は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努めるものとする。

- 1 消防団による避難誘導のための拠点施設
- 2 緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
- 3 消防本部又は消防署若しくはその出張所の庁舎のうち耐震改修が必要であるもの又は津波対策の観点から移転が必要であるもの
- 4 消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
- 5 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両、航空機又は資機材
- 6 消防救急デジタル無線及び高機能指令センター
- 7 その他、地震災害等に対応するために特に必要と認められる消防用施設

第4節 火災の予防対策[消防]

大規模な地震の発生時には、特に市街地における火災の同時多発が予想され、状況によっては大火災に拡大する可能性があるところから、南海トラフ地震臨時情報発表時にはもちろんのこと、日頃から火気その他出火危険のある物の取り扱いについて、管理状況等を整備し、応急対策を円滑に講ずる体制を確保する必要がある。

このため市、防災関係機関、事業所等の管理者及び住民が一体となって火災予防の徹底を図るものとする。

1 一般家庭等における対策

(1) 燃料を使用する器具の対策

- ア 石油ストーブ・・・静岡市火災予防条例（平成15年条例第286号）第26条による感震遮断装置付を使用する。
- イ LPガス・・・容器の転倒防止策を講ずるとともにガス遮断装置及びガス漏れ警報

器の設置に努める。また、外出等不在となる場合は元栓を閉止する。
ウ 都市ガス・・・ガス遮断装置及びガス漏れ警報器の設置に努める。また、外出等不在となる場合は元栓を閉止する。

エ 石油バーナー・・・燃料タンクは転倒防止のため固定し、長時間使用しない場合は元栓を閉止する。

(2) その他の出火危険のある物品の対策

引火性・着火性の高い缶入りの石油類等、ベンジン、エアゾール缶、卓上コンロ用ボンベ、アルコール（消毒用、燃料用）、ガソリン、塗料溶剤、農薬類等は、その保管場所を検討し、加熱、転倒、落下等により出火することのない措置を講ずるとともに、保有量は常に最小限度とする。

(3) 不燃化対策

火気を取扱う器具の周囲は不燃化に努め、付近の可燃物を整理整頓し、特に火気の直上にある可燃性物品を除去する。

(4) 住宅用防災機器を設置するよう指導し、一般家庭からの出火防止対策を図る。

(5) 家庭用小型燃料タンク

燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。

2 工場・事業所等における対策

工場・事業所等において地震防災応急計画及び対策計画を作成する者は、その計画に基づき対策を講ずるほか、各工場・事業所等が加盟する協会等の指針に基づき対策を講ずるものとする。またその他の工場、事業所等については、それぞれの計画に基づき対策を講ずるものとする。

(1) 燃焼器具の対策

法令の基準に従い維持管理するほか、地震時に自動的に消火する装置の設置等、出火危険の防止につとめる。

(2) 出火危険物品等の対策

法令の基準に従い管理するほか、大規模地震を想定し、設置場所等保管場所の点検と必要な改善補強等を行うとともに、それぞれの物品の性状にあった管理を行う。

また、規制対象に満たない研究室等における微量の物品等についても、地震対策上必要な管理を行う。

(3) 都市ガス対策

雑居ビル及び地下街における点検を強化し、ガス漏れ警報器の設置、通報体制の整備、対震遮断装置の設置等ガス漏れ対策を講ずる。

3 危険物製造所等における対策

次に挙げる製造所等は、消防法で定める「危険物製造所等の地震対策指針」により、技術上の基準のほか、その業態に応じ、危険物施設やその付帯設備等の耐震性を検討し、必要な改善、補強あるいは管理を行い、災害発生の防止につとめる。

(1) 製造所、貯蔵所及び取扱所

(2) 屋外タンク貯蔵所及び屋内タンク貯蔵所

(3) 屋外貯蔵所及び屋内貯蔵所

(4) 給油取扱所及び販売取扱所

(5) 研究室・実験室等、薬品類を保有する施設

4 高圧ガス（LPガスを含む。）施設における対策

高圧ガス貯槽等及びその付帯設備について耐震性を検討し、必要な補強等をすすめるとともに、緊急遮断弁の感震装置の付設につとめ、ガス漏洩による災害の発生の防止につとめる。

特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施を徹底する。

5 LPガス消費設備

LPガスボンベについては、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付けを促進する。

6 その他施設の対策

(1) 不特定多数の者を収容する施設について

劇場、百貨店、雑居ビル、地下街、旅館等の不特定多数の人を収容する施設における出火防止対策について、研修会等を開催し、立入り検査によって個別指導を実施する。

(2) 病院等、要配慮者を収容する施設について

病院等、要配慮者を収容する施設について出火防止対策について、講習会や立入り検査によって徹底指導する。

(3) その他

対震自動遮断装置付石油ストーブの使用の徹底、LPガス容器の転倒防止及び緊急遮断装置の付設等出火防止の指導を推進する。

第5節 建築物等の耐震対策〔総務、危機、市民、観光、子ども、建築、教育〕

1 建築主等が行う耐震対策

建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

(1) 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。

(2) 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震改修を実施する。

2 市が行う耐震対策

市は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

(1) 市民向けの建築相談窓口を設置し、県が推進する「TOUKAI-0」事業の普及等、耐震診断や耐震補強の必要性を啓発する。

(2) 自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。

(3) 避難所等となる公共建築物等の耐震診断及び耐震補強（ブロック塀の調査及び改善を含む）を促進する。

(4) 緊急輸送路、避難路及び避難地沿い建築物の看板及び外装材の落下防止指導並びにブロック塀の調査及び改善を促進する。

(5) 建築主及び建築設計者等に対する啓発

ア 新築建築物

静岡県建築基準条例、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の指導

イ 既存建築物

「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強

ウ 建築設備

「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強

(6) 職員に対する啓発

木造住宅所有の市職員に対して自宅の自己耐震診断の実施、併せて耐震診断結果に基づいた精密診断又は補強等必要な対策の実施

(7) 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の促進

プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅の耐震化の促進を図る。また、「住宅・建築物等耐震化促進事業」等の補助事業により昭和56年5月以前に建築された店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。

3 公共建築物の耐震化

市は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。

また、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。

4 コンピュータの安全対策

市は、自ら保有するコンピュータ・システムについて、「ICT部門の業務継続計画」に基づき、所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施について啓発を行う。

5 家具等の転倒防止

市は、タンス・食器棚・ピアノ・テレビ・冷蔵庫等の転倒による事故防止のため、家具等の転倒防止について、市民に対する啓発と指導に努める。

また、事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等について、安全対策の実施を指導する。

(1) 市民に対する市政出前講座等を開催し、必要な指導・助言を行う。

(2) 要配慮者等を対象に家具の固定化を促進する。

6 ブロック塀等の倒壊防止

ブロック塀の点検を推進し、静岡県地震対策推進条例施行規則（平成8年静岡県規則第7号）に基づきブロック塀の安全性を確保するため補強方法、改修等を指導する。

市は民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための実態把握調査を実施するなど安全確保に向けた取組を進める。

市有施設においては、原則として新たにブロック塀を使用しない。また、市有施設の既存のブロック塀等については、建築基準法第12条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。

7 ガラスの飛散防止

ガラス類等の安全対策指針を定め、学校、保育園、集会場等多数の人が出入する施設及び不特定多数の人が通行する市街地の道路等に面する建築物のガラス及び家庭内のガラス戸、戸棚等の安全対策の実施を指導する。

8 耐震化以外の命を守る対策

耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。

9 供給ラインの耐震化

ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。また、災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。その他、ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

第6節 被災建築物等に対する安全対策[危機、建築、建設]

1 応急危険度判定

市は、静岡県地震対策推進条例に基づき、応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。

2 災害危険区域の指定

静岡県知事は、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

(1) 指定の目的

災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。

(2) 指定の方法等

静岡県建築基準条例により指定された区域を周知する。

第7節 危険箇所における災害の予防対策[危機、農水、建設]

地震発生時における地盤や地形の特性から生ずる災害を防止又は軽減するため、災害の発生が予想される危険箇所についての予防対策を定める。

1 地すべり、山・がけ崩れ等の地盤災害の予防

市は県と協力して、地すべり、山・がけ崩れ等のおそれのある箇所について、地域住民へのハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、適切な方法で当該地域の危険性を広報するとともに、防災施設等の整備、危険住宅の移転事業を促進するほか、警戒避難体制の整備、避難訓練等の実施や定期的な巡視をするよう努める。

2 山地災害危険地区

山地災害危険地区の状況を把握し、近接した住民に対し危険性の周知徹底を図るとともに、森林所有者に対しても地震災害予防措置等を講ずるよう協力を求める。

◇ 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数総括表

国土交通省所管地すべり防止区域指定箇所数総括表

危険箇所整備表 (資料編 7-1)

◇ 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表 (資料編 7-2)

◇ 地すべり防止区域指定一覧表 (資料編 7-3)

◇ 土砂災害(特別)警戒区域一覧 (資料編 7-5)

3 ため池等洪水危険箇所

管理者は、耐震性の診断及び補修、補強を行うとともに、市民の認識を深めるため危険標識の設置を行う。

4 工事現場

工事中の箇所には、保安要員の配置、避難場所の確保、東海地震に関連する情報等の伝達方法について徹底しておくよう業者等の指導を行う。

5 軟弱地盤対策の推進

軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。

6 液状化対策の推進

液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを公表するとともに、地盤の液状化が予想される地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知し、液状化に対する知識の普及に努める。

7 大規模盛土造成地対策の推進

地震時に滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、大規模盛土造成地マップを公表するとともに、宅地の安全性を把握し、住民への周知等を行う。

第8節 落下物倒壊危険物対策[建設]

地震の発生により、道路上及びその周辺の構造物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構造物等の設置者、所有者、管理者等は、それぞれ道路周辺等の構造物等の点検、補修、補強等を行う。また、市は次表以外の施設等の設置者に対し必

要な措置等を実施するよう指導する。

表 2-1 落下倒壊危険物対策一覧

物件名	措置等
橋りょう・横断歩道橋	施設の点検等を行い、落橋防止を図り道路の安全確保に努める。
道路標識・交通信号機等	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱・街路灯	施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード・バス停上屋等	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者は、これらの対策・設置に努める。
看板・広告物	許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
天 井	脱落防止等の落下物対策を図る。
ガラス窓等	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木・煙突	倒壊のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。

第9節 危険地区における災害の予防[危機、建設]

市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

1 要避難地区の指定

- (1) 市は、静岡県第4次地震被害想定の結果等から判断して、津波の浸水、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。

なお、要避難地区には、避難地、避難路又は津波避難ビル等を指定する。

- (2) 任意避難地区は、比較的安全で住民の任意の判断により対処することを原則とする地区であるが、住民等の安全確保を図るため、避難地を設ける。
- (3) 要避難地区並びに任意避難地区の避難地では、情報の収集・伝達、医療救護等の活動を実施する。

2 避難対象地区の指定

市は、警戒宣言発令時に避難の指示の対象とする地域として、要避難地区のうち延焼火災の

危険が予想される地域を除く、津波による浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。

3 避難地等の指定

- (1) 要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地等の指定を行う。
- (2) 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地又は幹線避難路を指定する。また、必要に応じ一次避難地を指定する。
- (3) 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。

4 要避難地区に係る施設

(1) 緊急避難場所

ア 広域避難地（地震・大規模火災等緊急避難場所）

地震後に発生するおそれのある大規模火災等から住民の生命を守るため、周辺の一次避難地から2～3kmの距離にある10ha程度の広さを有する公園・緑地を選定する（一次避難地を兼ねる）。

◇ 地震・大規模火災等緊急避難場所(広域避難地)一覧表 (資料編4-1)

イ 一次避難地（地震緊急避難場所）

要避難地区において広域避難地に到達するまでの間の中継的な位置に設置し、避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達を行うとともに、防災倉庫、救護所等を設置し、地域における救護活動の中心となる場所とする（広域避難地を兼ねている場合がある）。

任意避難地区としては、住家の耐震性が乏しく、かつ付近に安全な空地が確保できない場合に対処するための避難地として位置づける。なお、設置の基準は、おおむね次のとおりである。

(ア) 広域避難地に到達するまでの中間拠点

(イ) 避難距離が1km以内であること

(ウ) 避難者1人あたりの面積が2㎡以上であること

◇ 地震緊急避難場所(一次避難地)一覧表 (資料編4-2)

(2) 避難所

災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援の場所として指定する。指定にあたっては、災害に対し安全な建物で生活関連物資を被災者等に配付することができる場所を基本とし、避難者1人あたりの面積がおおむね3㎡以上あり、100名以上受入可能な施設とする。

また、停電時において必要最低限の機能を維持するための電源として、防災拠点等へ再生可能エネルギー等設備を整備するよう努める。

◇ 指定避難所一覧表 (資料編4-6)

(3) 福祉避難所

避難生活者のうち、多くの一般避難者と一緒に避難生活を送ることが困難な要配慮者のために、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、人的要員の確保が比較的容易である社会福祉施設等を、あらかじめ福祉避難所として指定する。

◇ 指定避難所等(福祉避難所)一覧表 (資料編4-7)

5 幹線避難路

幹線避難路は、住民を安全迅速に広域避難地へ避難させる道路等であり、指定要件はおおむね次のとおりである。

- (1) 広域避難地に通じる幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道であること
- (2) 相互に交差しないこと
- (3) 火災・建物の倒壊等危険の少ない路線であること

なお、一次避難地までの経路は、住民の任意の判断又は自主防災組織ごとに定める。

第10節 平常時に実施する災害予防措置[危機、福祉、衛生、保健所、建設、区、消防]

1 市は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等、避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

2 要避難地区のうち、山・がけ崩れ危険予想地域については、次の予防措置を講ずる。

- (1) 市は、県と協力して過去の山・がけ崩れ災害実例、現況調査等を参考に、静岡市防災マップ等を活用し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。
- (2) 市は、地域の実情に即した方法により、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対し、その危険性の周知に努める。
- (3) 市は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、できる限り速やかに危険箇所から離れ、避難地等（耐震性を有する屋内施設を含む）へ避難するなど、地域の実情に応じ、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

第11節 被災者の救出・救命活動対策[危機、福祉、区、消防]

建物の倒壊による被災者等に対する救出・救命活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

1 市が実施すべき事項

- (1) 自主防災組織、事業所等及び市民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発
- (2) 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進
- (3) 救出技術の教育、救出活動の指導
- (4) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

2 自主防災組織、事業所等が実施すべき事項

- (1) 救出技術、救護活動の習得

- (2) 救護活動用資機材の点検及び機器取扱等の訓練の実施
- (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

第12節 要配慮者の支援[観光、福祉、衛生、保健所、子ども]

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するため、一般対策編第2章第21節「要配慮者対策」に定める体制を整備する。

第13節 生活の確保[危機、環境、衛生、病院、建築、区、消防、水道]

南海トラフ地震臨時情報の発表期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置をとる。

1 食料・生活必需品の確保及びペットへの対応

(1) 市が実施すべき事項

- ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄
- イ 市内における被災者の救済に必要な食料及び生活必需品等（以下「緊急物資」という。）の流通在庫調査の実施
- ウ 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄
- エ 緊急物資の調達及び配分計画の策定
- オ 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
- カ 住民が実施する緊急物資確保対策の指導
- キ 給食計画の策定
- ク 防災活動拠点等における生活必需品の分散備蓄
- ケ 避難地等への緊急物資の分散備蓄

(2) 市民が実施すべき事項

- ア 1週間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- イ 避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備
- ウ 自主防災組織等を通じた助け合い運動の推進
- エ 緊急物資の共同備蓄の推進
- オ ペット動物の飼育に必要な物資を確保し、逃亡を防ぐ処置を講じておく。
- カ 犬の登録、狂犬病予防接種を行うとともに、鑑札及び予防接種済標を首輪に装着しておく。
- キ 避難生活に備え、犬・猫等のしつけをしておく。

2 飲料水等の確保

(1) 市が実施すべき事項

- ア 水道の基幹施設の耐震化と復旧資機材の備蓄を行う。
- イ 公益社団法人日本水道協会や協定団体等と応援給水を含む応急給水体制を確立する。
- ウ 水道事業者組合等と応急給水及び応急復旧に関する協力体制を確立する。

エ 給水車や給水タンク、貯水に用いる容器等、応急給水資機材を整備するとともに、配水池や貯水槽等、必要な場所に緊急遮断弁を設置する。また、飲料水の確保及び応急給水を円滑に実施するため、給水拠点箇所を中心に、耐震性貯水槽や給水栓付き受水槽の整備に努める。

オ 医療機関や避難所等の施設管理者は、施設にある受水槽の耐震化を進めるとともに災害時の活用について検討し、受水槽への給水栓や応急給水装置の設置など必要な措置を行う。

カ 市民、自主防災組織に対し、貯水及び応急給水について指導を行う。

(2) 市民が実施すべき事項

ア 貯水すべき水量は1人1日3リットルを基準にし、世帯人数の7日分を目標とする。

イ 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。

ウ 貯水に用いる容器は衛生的で安全性が高く、地震動にも水もれ、破損しないものとする。

(3) 自主防災組織が実施すべき事項

ア 応急給水を円滑に行うため、給水班等の編成を準備しておく。

イ 地域にある給水拠点を把握し、耐震性貯水槽や給水栓付き受水槽、給水タンクなどの給水手段や使用方法を確認する。

ウ 非常時に利用予定の井戸、泉、河川、ため池及び貯水槽の水は水質検査を実施して利用方法をあらかじめ検討しておく。

エ ろ水器、給水ポンプ、水槽、ポリタンク、殺菌用薬剤、燃料等、応急給水に必要なとされる資機材等を整備するとともに、操作訓練を行い、取扱いに習熟しておく。

3 燃料の確保

重要施設の管理者その他の災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行うよう努めるものとする。

なお、燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合等の受注機会の増大に努めるものとする。

4 医療救護

(1) 市が実施すべき事項

ア 医療救護計画を策定するとともに、大規模災害時の医療救護体制を確立する。

イ 大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。

ウ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、救護病院等の関係機関と災害時の医療体制について協議する。

エ 救護所で使用する資機材の備蓄及び調達計画を作成する。

オ 重症患者の収容計画及び搬送計画を作成する。

カ 救護所等における被災者の健康対策並びに精神保健に関する計画を作成する。

(2) 市民が実施すべき事項

ア 軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品を準備する。

- イ 医療救護を受けるまでの応急手当等技術の習得する。
- ウ 献血者登録に協力する。
- (3) 自主防災組織等が実施すべき事項
 - ア 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。
 - イ 医療関係団体等の協力により、応急手当等救護に関する講習会を開催する。
 - ウ 担架、救急医療セット等の応急救護資機材等を整備する。

5 清掃、環境保全、防疫及び保健衛生活動

衛生的な生活環境を維持するため、次の対策を講ずる。

- (1) 市が実施すべき事項
 - ア 被害想定に基づき、災害廃棄物（生活ごみ、避難所ごみ及びし尿を含む。）処理計画を定める。
 - イ 住民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処置方法及び廃棄物を処理する上での役割分担を明示し、協力を求める。
 - ウ 防疫実施計画を作成する。
 - エ 仮設トイレの資機材を準備する。
 - オ 防疫活動に必要とする薬剤の調達計画を作成する。
 - カ 防疫薬剤の備蓄及び消毒用機器の整備
 - キ 市民が実施するし尿及びごみ処理などの防疫の指導
 - ク 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。
 - ケ 被災動物の保護等、救護活動の計画を作成する。
- (2) 市民が実施すべき事項
 - し尿、ごみ等の処理に必要な資材器具の準備

6 避難所の設備及び資機材の配備又は準備

市は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき、ただちに配備できるよう準備しておくものとする。

なお、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者にも配慮した配備又は準備に努める。

- (1) 通信機材
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) 炊出しに必要な機材及び燃料
- (5) 給水用機材
- (6) 救護所及び医療資機材
- (7) 物資の集積所
- (8) 仮設の小屋又はテント
- (9) 仮設トイレ
- (10) 清掃、防疫用資機材
- (11) 工具類
- (12) その他プライバシー保護のための資材等

7 救援、救護のための標示

- (1) 市は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校等の公共建築物及び指定した病院の屋上に番号を標示する。

◇ 公共建物番号標示一覧表 (資料編 4-42)

- (2) 市は、孤立するおそれがある地域について、救援表示シート、無線施設等の整備を実施及び促進する。

◇ ヘリコプター活動拠点・救援表示シート配備先一覧表 (資料編 4-30)

8 応急住宅

- (1) 市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

- (2) 市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。

第14節 緊急輸送活動体制の整備[建設]

道路管理者は、緊急輸送活動の確保のため他の管理者と協力し、緊急輸送路及び緊急輸送避難路、孤立予想集落に繋がる道路等の主要交通路の早期確保に努めるほか、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。

道路管理者及び港湾管理者は、発災後の道路及び港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業協会等との協定の締結に努めるものとする。

また、災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

第15節 災害廃棄物（片づけごみ・損壊家屋等）の処理体制の整備[環境]

- 1 市は、災害廃棄物（片づけごみ・損壊家屋等）処理計画を定める。
- 2 市は、災害時に発生する片づけごみ・損壊家屋等の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。

第16節 燃料の確保[財政]

ガソリン、重油、軽油、灯油、LPガス（ボンベ及び器具）等の燃料供給に関し、市と関係団体間の供給協定を締結するなど優先的確保に努める。

第17節 公共土木施設等の復旧用資材の備蓄[建設]

市は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ

体制・資機材の整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

第18節 緊急輸送用車両等の整備[財政]

災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両及び航空機等の整備を図る。

第19節 文化財等の耐震対策[観光]

文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物及び彫像、石碑その他これらに類する文化的な物件（以下「文化財等」という。）の地震対策については、文化財等の管理の実態を把握し、その耐震性の向上並びに地震による人的被害防止のための安全性の確保を図るために必要な措置を講ずるとともに、文化財等の所有者、管理者等（以下「所有者等」という。）に対し、自ら実施すべき防災対策について必要な指導を行い、諸文化財等の保全に努める。

1 文化財等の所有者等が実施すべき事項

- (1) 文化財等の耐震措置の実施
- (2) 安全な公開方法及び避難方法の設定
- (3) 地震発生後の火災発生防止のための防災施設整備
- (4) 地震発生後の関係機関への通報体制の整備
- (5) 文化財等の搬出又は復旧のための総合支援体制の整備

2 市が実施すべき事項

- (1) 所有者等が実施すべき事項に対する必要な指導及び支援
- (2) 南海トラフ地震臨時情報発表及び地震発生時における連絡体制の事前整備
- (3) 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
- (4) 文化財等の搬出又は復旧のための総合支援体制の整備
- (5) 文化財等の所有者等に対する防災意識の啓発
- (6) 文化財等の所有者等に対する文化財の保存に関する技術的指導

第20節 地震防災応急計画の作成及び指導[消防]

大規模地震対策特別措置法第7条で地震防災応急計画の作成を義務づけられている施設又は事業所は、当該計画を作成し、定められた機関に届け出るものとする。受理機関は、その作成指導を行うものとする。

第3編 地震防災施設緊急整備計画

東海地震等による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）に基づく地震対策緊急整備事業計画、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により実施する地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針、事業計画を示す。

第1章 地震防災施設整備方針

東海地震等による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行い、地震に強いまちづくりを進める。

- 1 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因を予め除去又は軽減すること
- 2 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること
- 3 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること

各施設等の整備にあたっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進するものとする。

第1節 防災業務施設の整備〔総務、危機、企画、消防〕

1 消防用施設の整備及び消火用水対策

地震の発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。

また、河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。

2 通信施設及び情報処理体制の整備

地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線やFMコミュニティ放送等を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。また、情報を集約・分析するための情報システムの高度化を図る。

さらに、住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

第2節 地域の防災構造化[危機、都市、建設、農水、観光]

避難路、避難場所、延焼遮断帯、消防活動用道路、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、共同溝、電線共同溝等の整備、老朽住宅密集市街地の解消等を図るため各事業者及び地域住民と調整を行いつつ、市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により地震に強い地域構造の形成を図る。

1 避難地の整備

既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強等避難の阻害要因を解消するため、避難地の整備を図る。避難地の整備にあたっては、次表の公園等の施設を、広域避難地、一次避難地として指定する。

山村においては、避難人口の規模に応じた避難地の整備を図る。

表3-1 地域防災の構造化（避難地）

事業名	事業概要	事業計画
公園事業	(仮称) 向ヶ丘公園 (仮称) 高橋中・西ふれあい公園 (仮称) 梅が岡公園 (仮称) 片山1号公園	整備面積：約1.21ha 整備面積：約0.18ha 整備面積：約0.17ha 整備面積：約0.16ha

2 避難路の整備

幹線避難路（地震対策緊急整備事業計画に位置づけられた避難路）等市長の指定する避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。

表3-2 避難路整備に係る改良事業

事業名	路線
道路事業 (改良)	都市計画区域内の路線（都市の防災構造化）
	緊急輸送路
	孤立予想集落に繋がる路線

表3-3 避難路整備に係る橋りょう耐震事業

事業名	路線
道路事業 (橋りょう耐震)	一般国道、主要地方道、緊急輸送路(1次～3次)
	緊急輸送路補完路線
	孤立集落対策路線

	優先確保路線
	跨線橋、跨道橋
	観光地へのアクセス路線
	優先判断路線

3 消防活動用道路の整備

人口密集地帯等で人家が連続し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。

4 共同溝、電線共同溝等の整備

電柱の倒壊等による被害の拡大防止を図るとともに、災害時における電力・通信線等のライフライン機能を維持するため、静岡市無電柱化推進計画に基づき、緊急輸送路・幹線避難路等の防災機能を強化する必要がある路線について、各事業者、地元住民と調整を行いつつ共同溝や電線共同溝等の整備を図る。

5 橋りょうの耐震化

落橋の防止や地震後に橋としての機能を速やかに回復できるよう、橋りょうの耐震化を図る。静岡市道路橋耐震化計画において、重要な路線である道路橋として位置付けられた箇所について対策を進める。

6 津波避難施設等の整備

津波危険予想地域において、津波からの避難が困難な地区の解消、避難者の受入能力の増強等避難の阻害要因を解消するため、避難路、避難階段、高台及び避難タワーなどの津波避難施設の整備を図る。

また、津波避難に関する看板等の設置、既存施設の機能維持を目的とした構造物の補修、ハザードマップ等の整備を図る。

第3節 緊急輸送路等の整備〔都市、建設〕

1 道路の整備

緊急輸送ルート確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送活動のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。県が指定した第1次緊急輸送路（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路）、第2次緊急輸送路（第1次緊急輸送路と重要な指定拠点とを連絡する道路）及び第3次緊急輸送路（中略）孤立予想集落に繋がる道路について、人員、物資の輸送に支障のないように整備する。

◇ 緊急輸送路一覧表（資料編4-18）

2 ヘリポートの整備

緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するためにヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

第4節 防災上重要な建物の整備[危機、財政、観光、福祉、子ども、建築、教育]

1 医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するため、必要な病院施設の耐震化の促進を図る。

2 社会福祉施設の整備

社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため、施設の耐震化を図る。

3 学校等施設の整備

生徒等の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。

4 不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツ・レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公的施設の耐震化を図る。

5 庁舎、消防施設等の整備

庁舎、消防施設、緊急物資集積場所に指定されている施設等、災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。

6 地域防災拠点施設

地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

第5節 災害防止事業[農水、建設]

1 山崩れ、地すべり等の防止

地震による災害の発生を防止するため、土砂災害警戒区域等及び保安林又は保安施設地区について防災施設の整備促進を図る。また、ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために耐震補強を行う。

2 津波による災害防止

津波により著しい被害が生じるおそれのある地域における、住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るために河川・海岸・漁港施設の整備を図る。

第6節 災害応急対策用施設等の整備

1 飲料水、電源等を確保するための施設・設備の整備

飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化、緊急連絡管及び緊急遮断弁並びに非常用電源の整備を図るとともに、応急対策、避難対策の拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。

2 備蓄倉庫の整備

食料、生活必需品の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。

3 応急救護設備等の整備

負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。

4 緊急輸送用車両等の整備

緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両及び航空機の整備を図る。

第2章 地震対策緊急整備事業計画

大規模地震による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年度から令和6年度までの45年間である。

第3章 地震防災緊急事業五箇年計画

大規模地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業を実施する。平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画に続き、令和3年度から令和7年度までの第6次五箇年計画を実施中である。

第4章 静岡市都市防災総合推進事業

大規模地震による甚大な被害が予想される地域であり、震災被害から都市を守るために災害リスクを分析し、市庁内での防災情報を一元的に整理し防災体制を整えるとともに、東日本大震災の教訓から、避難地となる公園整備及び避難経路となる道路の拡幅等により円滑な避難の推進を図り、発生時に迅速な対応を行えるよう、耐震性貯水槽等の新たな整備を進めることにより、災害に強いまちづくりの推進を実施する。

表3-4 静岡市都市防災総合推進事業

事業名	事業内容
都市防災総合推進事業	盛土による災害防止のための調査

第4編 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の市の防災対応について、概要を以下のとおり定める。

市は、引き続き防災対応の詳細を検討し、地域防災計画又は他の計画に位置付けるものとする。

第1章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、災害時職員配備基準に基づく準備配備体制をとり、関係所属による情報収集及び連絡活動を行うものとする。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報 （調査中）発表時	準備配備体制（情報収集体制） 静岡市危機管理指針に基づく危機警戒本部の設置を準備するとともに、情報の共有及び必要な対応について検討を行う。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、静岡市危機管理指針に基づく警戒本部体制をとり、関係所属による情報収集及び連絡活動を行うものとする。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）発表時	警戒本部体制 危機警戒本部を設置するとともに、各所属で情報収集及び連絡活動を行い、必要に応じて、警戒活動等実施する体制をとる。 その他、次の措置を講ずる。 ・地域住民等に対して防災対応をとる旨の呼びかけ ・施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えの再確認 ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」の措置について、速やかに対応するための準備・検討等

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市及び県は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は、1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、静岡市危機管理指針に基づく警戒本部体制をとり、全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制をとるものとする。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）発表時	警戒本部体制 危機警戒本部を設置し、全庁的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する。静岡市災害対策（地震災害警戒）本部が既に設置されている場合は、本部会で対応する。 その他、次の措置を講ずる。 ・情報の伝達 ・必要な事業を継続するための措置 ・日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げる措置 ・施設及び設備等の点検 ・地震に備えて普段以上に警戒する措置 ・防災対応にあたる職員の確保 ・職員等の安全確保 ※本体制は1週間継続することから、一定規模の職員参集後にローテーションによる体制を構築する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市及び県は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 災害対策本部設置時

市内で強い地震動を観測するなど、既に災害対策本部が設置されている場合、災害対策本部で対応する。

第2節 避難対策等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、国から指示が発せられた場合において、後発地震が発生してからの避難では、津波からの緊急避難が間に合わない地域（以下、「事前避難対象地域」という）の設定や、事前避難対象地域内の住民等への避難の呼びかけ及び避難先等について定める。

なお、計画は関係機関との協議、津波避難施設の整備状況等を踏まえ、見直していくものとする。事前避難対象地域については、地域の実状等を踏まえ、以下の2種類に区分する。

・住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、全ての住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域

・高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域

1 地域住民等の避難行動等

(1) 基本方針

市が津波避難施設等の整備状況や避難訓練等の実施状況等、地域の特性を踏まえて定めた事前避難対象地域内の住民等に対して、市長は、後発地震に備え1週間避難を継続するよう呼びかけるものとする。

(2) 事前避難対象地域の設定

国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、全ての住民等が後発地震に備え避難を継続すべき「住民事前避難対象地域」は、市の津波避難施設等の整備状況や避難訓練実施状況等を踏まえ設定しない。

避難に一定の時間が必要な避難行動要支援者については、事前に避難することで安全性

を高めることができることから、市は、高齢者等（避難行動要支援者）事前避難対象地域を以下の通り設定する。

ア 高齢者等（避難行動要支援者）事前避難対象地域

津波防災地域づくり法（平成23年法律第123号）第8条に基づく静岡県津波浸水想定区域

イ 事前避難の対象者

静岡市避難行動要支援避難支援プランに基づく避難行動要支援者のうち、事前避難を必要とする者

(3) 避難情報の発表基準

市長は、国から指示が発せられた場合、高齢者等（避難行動要支援者）事前避難対象地域内の避難対象となる住民等に対し、高齢者等避難の情報を発表する。

(4) 避難情報の伝達方法

市長は、高齢者等避難を発表した時は、直ちに情報を発表した地域の住民等に対して、同報無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。

(5) 避難に関するの平時からの周知事項

南海トラフ地震臨時情報は、極めて稀な状況で発表されるものであり、社会が混乱することなく防災対応を行うためには、住民等が、事前に臨時情報そのものを理解している必要がある。このため、市は、あらゆる機会を捉え、南海トラフ地震臨時情報の内容や情報が発表された場合にとるべき以下の事項等について広報に努め、住民等が正しく理解し、あらかじめ検討した対応を確実に実施できるよう努める。

ア 高齢者等（避難行動要支援者）事前避難対象地域の地区名等

イ 家具の固定、備蓄物資の確認、非常持出品の確認等の日頃からの備えの再確認

ウ 安全な避難場所・避難経路等の確認

エ 避難行動における注意事項

市は、高齢者等事前避難対象地域内の避難行動要支援者等に対し、避難場所、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

市は、高齢者等事前避難対象地域内の避難行動要支援者等以外の地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際に、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(6) 避難計画の作成

市は、事前避難対象地域の住民等が一定期間避難生活する避難所の選定等の避難実施に係る計画をあらかじめ定めるものとする。

2 避難所の設置及び運営

(1) 基本方針

避難先は、避難を継続する住民の親類・知人宅等を基本とすることから、市は、親類・知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置するものとする。

また、市は、住民等と避難実施の具体的な方法などについて、あらかじめ検討・調整す

るものとする。

(2) 避難所の設置及び避難生活

ア 避難生活者

事前避難対象地域の住民等のうち、事前避難を希望する者で、親類・知人宅等への避難が困難な者等とする。

イ 設置場所

福祉避難所、ホテルや旅館等

ウ 設置期間

国が「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、後発地震に備え避難を継続すべきとした1週間とする。

エ 避難所の運営

避難者が自ら行うことを基本とし、市は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割等について、住民等と検討・調整を行うものとする。

第3節 消防機関等の活動

市は、「南海トラフ地震臨時情報」(巨大地震警戒)が発表された場合において、消防機関・消防団及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- ・津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ・事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

第4節 警備対策

警察は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- ・正確な情報の収集及び伝達
- ・不法事案等の予防及び取締り
- ・地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援

第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

2 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

3 ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

4 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置をとるものとする。

5 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用にも努めるものとする。

第6節 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

第7節 交通

1 道路

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動について、地域住民等に周知するものとする。

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

2 海上及び航空

海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。

港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。

空港管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。

3 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波等への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は当該情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

第8節 その他施設等に関する対策

1 各施設が共通して定める事項

- (1) 情報の伝達
- (2) 必要な事業を継続するための措置
- (3) 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置
- (4) 施設及び設備等の点検
- (5) 地震に備えて普段以上に警戒する措置
- (6) 防災対応実施要員の確保等
- (7) 職員等の安全確保

2 施設の特性に応じた主要な個別事項

(1) 病院

耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則、営業を継続するものとする。

また、入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法をあらかじめ定める。入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上層階への垂直避難等の準備を検討する。入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める。

(2) 学校等

児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について

ア 高齢者等事前避難対象地域に位置するこども園、小中学校等は1週間程度の休校措置を行う。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所へ避難誘導し、状況に応じて学校留め置き又は家族等への引き渡しを実施する。

イ 上記以外の地域にある学校等は、避難場所、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。

(3) 社会福祉施設

情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。

なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動や、生活環境の変化などに

より体調を崩すことも想定されることから、社会福祉施設に入所している要配慮者については、浸水しない上層階が同一施設にあり、かつ安全が確保される場合は屋内安全確保も検討する。

事前避難対象地域内にある施設は、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等をあらかじめ定める。この場合において、要配慮者等の避難誘導について、配慮するものとする。

第9節 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、県と連携し、帰宅支援等必要な対策を進めるものとする。

第5編 災害応急対策

この計画は、地震災害が発生した場合に市、防災関係機関、事業所、市民等が実施すべき災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1章 防災関係機関の活動

第1節 計画の主旨[危機]

地震・津波発生時の市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに市警戒本部との関連について定める。

第2節 静岡市災害対策本部の設置及び廃止[危機、消防]

1 静岡市災害対策本部の設置

- (1) 市長は、地震・津波災害が発生し、又はその恐れがあるとして、その対策を実施するため必要があると認めるときは、法第23条の2第1項の規定に基づく静岡市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を静岡市役所静岡庁舎内の災害対策本部室に設置する。警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

ア 編成および運営

静岡市災害対策本部条例及び静岡市災害対策本部運営要綱の定めるところによる。

◇ 静岡市災害対策本部条例（資料編1-3）

◇ 静岡市災害対策本部運営要綱（資料編1-4）

イ 設置基準

- (ア) 市域において震度5強以上の揺れが観測されたとき
(イ) 津波予報区「静岡県」に大津波警報が発表されたとき
(ウ) 災害救助法が適用される程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (2) 警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

2 災害対策本部の廃止

市長は、災害の危険が解消したと認めたとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認めたときは災害対策本部を廃止する。

3 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

- (1) 地震・津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- (2) 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- (3) 消防、水防等の応急措置
- (4) 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」等による応援部隊等の受入れ
- (5) 被災者、避難者等の救助、救護その他の保護
- (6) 施設及び設備の応急復旧
- (7) 防疫その他の保健衛生
- (8) 住民等に対する避難の指示、又は警戒区域の設定
- (9) 緊急輸送の実施
- (10) 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保並びに配分
- (11) 県への要請・報告等、県との災害応急対策の連携

ア 市長（以下、この章において「本部長」という。）は、県に対し災害応急対策の実施に関し、必要に応じ職員の派遣等必要な事項を要請するものとする。

イ 本部長は、必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に、また災害応急対策を実施すべき者に対する指示等を知事、警察本部長等にそれぞれ要請するものとする。

ウ 本部長は、住民等の避難の状況及び災害応急対策の実施状況を県に報告するものとする。

- (12) 自主防災組織との連携及び指導
- (13) ボランティアの受入れ、災害ボランティア本部への支援
- (14) 災害時応急対策を実施すべき者に対する指示
- (15) 防災関係機関との連携

4 消防機関の警防活動体制

- (1) 消防局、消防署及び消防団の活動

警防本部を設置し、災害対策本部及び防災関係機関と緊密な連携をとり、次の活動を行うものとする。

ア 消防ヘリコプター及び高所監視カメラ等を活用した、被害状況等の情報収集と伝達

イ 消火活動、救急活動及び救助活動等

ウ 安全を確保の上、消防ヘリコプター及び車両等を活用した避難の指示の伝達、避難誘導

エ 火災予防の広報

オ 自主防災組織等との連携活動

- (2) 警防態勢の強化

動員した消防職員及び消防団員をもって、消防隊及び救急隊等の部隊を編成し、警防態勢を強化する。

5 広域消防応援に対する受援体制

- (1) 消防組織法第39条の規定に基づく、県内消防機関からの応援出動に備え、連絡体制等受援体制を確保する。
- (2) 消防組織法第44条の規定に基づく、県外消防機関からの応援出動に関する受援においても、緊急消防援助隊の派遣が決定された場合も上記(1)と同様とする。

6 水防機関の警防活動体制

水防団の活動

- (1) 被害状況等の情報の収集と伝達
- (2) 水防活動及び救助活動
- (3) 地域住民等の避難地への誘導
- (4) 危険区域からの避難の確認
- (5) 自主防災組織との連携、指導、支援

7 静岡県石油コンビナート等災害対策本部現地本部

(1) 設置

清水地区の石油コンビナート等特別防災区域に災害が発生し、又は発生するおそれが生じたとき、災害対策本部に静岡県石油コンビナート等災害対策本部現地本部を併設する。

(2) 所掌事務

別に定める静岡県石油コンビナート等防災計画によるが、災害応急対策として講ずる主要な事項は、次のとおりである。

- ア 市職員及び消防団員の動員
- イ 本部長が命令し、又は要請した動員者の受入体制の整備
- ウ 地震情報の収集及び伝達
- エ 災害応急対策上必要な事項の広報
- オ 住民等の安全を図るための避難の指示等、住民安全対策の実施
- カ 警戒区域を対象とした警戒・警備
- キ 災害の態様、状況に応じた医療救護の実施
- ク 消火活動の実施並びに自衛防災組織等の指揮及び監督
- ケ 応急作業、被害防止又は軽減のための応援要請

第3節 組織体制[総務、危機、区]

1 状況に応じた組織体制

地震被害が発生した場合は、まず、自身と周囲にいる市民の安全確保及び二次災害を防止する活動を行う。(例：自衛消防隊の活動等)

これらの活動に目途が立った後、時間の経過とともに変化する状況に応じて求められるべき対策を機動的に行うため、以下に例示する活動区分に留意しつつ災害対策本部、区本部及び地区支部体制を組織する。

表 5 - 1 災害応急対策活動区分

階 段	区 分	期 間	活 動 の 要 旨
第 1 段階	混乱期	発災～3日間 程 度	市民の生命及び財産を保護し、消火・救出救護・避難収容等に総力を注ぐ活動を行う。
第 2 段階	收拾期	4～10日目 程 度	市民の安全を確保し、かつ民心の安定を図るための救済活動を行う。
第 3 段階	回復期	11日目以降	市民の日常生活への復旧に向けた応急復旧活動を行う。

2 警戒本部移行型の組織体制

警戒宣言が発せられてから東海地震が発生した場合は、あらかじめ設置した警戒本部体制から、ただちに災害対策本部体制に移行する。

第 4 節 災害対策本部、区本部及び地区支部の運営[総務、危機、区]

- 1 静岡市災害対策本部条例及び静岡市災害対策本部運営要綱の定めるところにより、災害対策本部、区本部及び地区支部を運営する。
- 2 本部の運営に関し、必要な事項は別に定める。

第 5 節 職員の配備体制

1 配備体制

別に定める災害時職員配備基準による。

◇ 災害時職員配備基準（資料編 2 - 17）

2 消防機関の配備体制

- (1) 消防職員は、消防局において別に定める計画により配備する。
- (2) 消防団員は、別に定める計画により配備し、消防団長の指揮の下に所轄地域の災害応急対策にあたる。

3 参集行動

- (1) 情報の収集及び伝達

地震による揺れを感じた場合、職員は自ら情報収集する。受信した職員防災情報メールで指示を確認するほか、予め各部課で定めた非常連絡系統図等を活用し、職員防災情報メールシステム登録者以外への指令伝達を行う。

◇ 非常配備の伝達方法（資料編 2 - 9）

- (2) 自動参集

職員は、震度に応じて、災害時職員配備基準に基づき、定められた場所に参集又は参集できる態勢をとる。特に、市内において震度 5 強以上の揺れが観測された場合、全ての災

害時配備職員は、連絡の有無にかかわらず、直ちに参集するものとする。

(3) 参集状況の把握

所属長は、速やかに職員の参集状況を把握し、別に定める手順により報告する。

◇ 災害時における職員参集状況報告手順（資料編 2 - 10）

4 防災関係の活動状況の把握

本部長は、防災関係機関との緊密な連携のもとに、各機関が行う災害応急対策を把握し、適切な措置を講ずるものとする。

第6節 静岡県警察（静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署）

- 1 情報の収集及び提供
- 2 救出・救助
- 3 遺体の検視・見分
- 4 避難に関する情報の伝達及び避難の指示、避難地等の安全確保及び秩序の維持
- 5 警戒区域の防犯パトロール
- 6 社会秩序維持等のための取り締まり等
- 7 緊急交通路の確保

第7節 指定地方行政機関

1 総務省東海総合通信局

電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の監理

2 財務省東海財務局（静岡財務事務所）

- (1) 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請
- (2) 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置

3 農林水産省関東農政局静岡県拠点

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

4 厚生労働省静岡労働局（静岡労働基準監督署）

- (1) 事業所等の被災状況の把握
- (2) 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導

5 国土交通省中部地方整備局（静岡河川事務所、富士砂防事務所、静岡国道事務所、清水港湾

事務所)、国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）

管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

（１）施設対策等

- ア 河川管理施設等の対策等
- イ 道路施設対策等
- ウ 港湾施設対策等
- エ 営繕施設対策等
- オ 電気通信施設対策等
- カ 地すべり防止施設等の対策等

（２）初動対応

地方整備局災害対策本部等の指示により、大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。

- （３）道路啓開に関する計画に基づく路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
- （４）災害対策用建設機械等の出動及び管理
- （５）他機関との協力
- （６）広報

6 国土地理院中部地方測量部

- （１）災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
- （２）国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
- （３）地理情報システムの活用を図る。

7 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

- （１）大津波警報・津波警報・津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震予知情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説
- （２）異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が発見者又は行政機関から通報された場合における、気象庁への報告及び適切な措置
- （３）必要に応じ、警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施する。
- （４）災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

8 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部）

- （１）在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知
- （２）海難船舶等の海上における人命の安全確保
- （３）巡視船艇による主要港湾等の被害調査
- （４）危険物積載船及び在港船等の保安のための避難指示、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等、海上交通の安全確保に必要な措置
- （５）排出油等その他船舶交通の障害となる物の除去
- （６）船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置

- (7) 海上における災害に係る救助・救急活動
- (8) 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持

第8節 指定公共機関

1 日本郵便株式会社（静岡中央郵便局）

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。

また、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施

- (1) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (2) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分
- (3) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- (4) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

2 日本赤十字社（静岡県支部）

- (1) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
- (2) 血液製剤の確保及び供給のための措置
- (3) 被災者に対する救援物資の配布
- (4) 義援金の募集
- (5) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
- (6) その他必要な事項

3 日本放送協会（静岡放送局）

- (1) 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成
- (2) 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施
- (3) 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送

4 中日本高速道路株式会社（東京支社富士・静岡・浜松保全・サービスセンター）

- (1) 交通状況に関する関係機関との情報連絡
- (2) 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施
- (3) 県公安委員会（県警察）が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力
- (4) 地震・津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力

5 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

- (1) 災害時における応急救護活動
- (2) 応急復旧用資材等の確保
- (3) 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難・誘導
- (4) 鉄道施設の早期復旧

- 6 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）
 - (1) 防災関係機関の重要通信の優先確保
 - (2) 被害施設の早期復旧
 - (3) 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板web171及び災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
- 7 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパングスエナジー、ENEOSグローブ株式会社、ジクシス株式会社
LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
- 8 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
緊急輸送車両の確保及び運行
- 9 中部電力パワーグリッド株式会社（静岡営業所、清水営業所）
 - (1) 発電所及び変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
 - (2) 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報
- 10 KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
 - (1) 災害情報の正確かつ迅速な伝達
 - (2) 被災通信設備の早期復旧と通信サービスの早期提供
 - (3) 防災関係機関の非常・緊急通信の優先確保
- 11 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- 12 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
 - (1) 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
 - (2) 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

第9節 指定地方公共機関

- 1 土地改良区（静岡市内土地改良区）
 - (1) 用水の緊急遮断
 - (2) 災害応急復旧の実施
 - (3) 地震発生時に消防機関が行う消火活動への協力
- 2 静岡ガス株式会社（静岡支社、東部支社）

- (1) ガス導管網等、主要施設における流失防止等二次災害の発生防止のための緊急遮断
- (2) 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限
- (3) 必要に応じて代替燃料の供給
- (4) 災害応急復旧の早期実施

3 一般社団法人静岡県LPガス協会（中部支部）

- (1) 需要家へのガス栓の閉止等の広報
- (2) 必要に応じた代替燃料の供給の協力

4 静岡鉄道株式会社

- (1) 災害時における応急救護活動
- (2) 応急復旧用資材等の確保
- (3) 危険地域の駅等の旅客等について、市の指定した避難地への避難・誘導
- (4) 鉄道施設の早期復旧

5 一般社団法人静岡県トラック協会、一般社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会

協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行

6 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、株式会社トコちゃんねる静岡、静岡エフエム放送株式会社、株式会社シェイエフエム静岡、株式会社エフエムしみず）

あらかじめ県又は市と締結した災害時における放送要請に関する協定等に基づく放送

7 一般社団法人静岡県医師会（一般社団法人静岡市静岡医師会、一般社団法人静岡市清水医師会、一般社団法人庵原医師会）、一般社団法人静岡県歯科医師会（一般社団法人静岡市静岡歯科医師会、一般社団法人静岡市清水歯科医師会）、公益社団法人静岡県看護協会（公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部）、公益社団法人静岡県病院協会、公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人静岡市薬剤師会、清水薬剤師会）

- (1) 医療救護施設等における医療救護活動の実施
- (2) 検案（公益社団法人静岡県看護協会（公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部）、公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人静岡市薬剤師会、清水薬剤師会）を除く。）
- (3) 災害時口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会（一般社団法人静岡市静岡歯科医師会、一般社団法人静岡市清水歯科医師会））

8 一般社団法人静岡県建設業協会

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

9 公益社団法人静岡県栄養士会

- (1) 要配慮者等への食料品の供給に関する協力
- (2) 避難所における健康相談に関する協力

第2章 情報活動

第1節 計画の主旨[危機]

この計画は、情報の収集及び伝達を迅速かつ的確に行うために、県及び防災関係機関との連携の強化、情報の一元化を図るとともに、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

第2節 基本方針[危機]

1 県等との情報の緊密化

- (1) 情報の収集及び伝達は、県が定める「情報広報実施要領」に基づき、緊密な連携のもとに行う。
- (2) 災害対策本部には、情報活動の緊密化のため、警察官、県職員が派遣されるが、必要に応じ、防災関係機関等に対し職員の派遣を要請する。

2 情報活動の迅速、的確化

災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、収集伝達すべき情報について、あらかじめその種類、優先順位、取扱部局等を定めておく。

3 報道機関との情報活動の連携

災害対策本部は、各報道機関の協力を得て、正確かつ迅速な情報の広報を行う。

第3節 情報の内容等[危機、区、消防]

1 地震情報の受理、伝達及び周知

- (1) 県から通知される地震情報、気象情報、警報等の受理は、災害対策本部（災害対策本部設置前においては、警戒本部又は危機管理総室）において受理する。
- (2) 本部の各部長は、重要情報を受理したときは、本部総括部長を通じて本部長・副本部長へ報告する。
- (3) 地震情報等は、同報無線、広報車等を活用して市民等に周知を図るとともに、地区支部員等より自主防災組織を通じて市民への周知を図る。

2 被害状況及び災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

- (1) 現地派遣職員、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集伝達責任者をあらかじめ定め、迅速かつ的確な情報の収集にあたるものとする。
- (2) 収集及び伝達すべき情報の主なものは、次のとおりであり、種類、優先順位、取扱部・班等については別に定める。なお、地震発生直後においては、災害の規模の把握のための必要な情報の収集に特に留意する。
 - ア 被害状況
 - イ 火災の発生状況と延焼拡大状況

- ウ 人命救助の有無
- エ ガス、危険物の漏洩及びその他二次災害要因
- オ 避難の指示及び警戒区域の設定状況
- カ 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
- キ 避難状況
- ク 避難所の開設状況及び避難生活状況
- ケ 応急給水状況
- コ 緊急輸送路等の被害及び復旧状況
- サ 生活必需物資の在庫及び供給状況
- シ 自衛隊及び他都市消防機関の支援・展開状況
- ス ライフライン施設の被害及び復旧状況
- セ 金銭債務処理状況及び金融の動向
- ソ 物資の価格、役務の対価動向
- タ 観光客等の状況
- チ その他の各部・班の所管する事項

第4節 情報の収集[危機、区、消防]

1 市

災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法又は手段を用いる。

(1) 職員派遣による収集

地震発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を収集する。

(2) 自主防災組織等を通じた収集

自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を収集する。

(3) 参集途上の職員による収集

勤務時間外において大規模地震が発生した場合には、参集職員より居住地及び参集途上の各地域における被害概況について情報を収集する。

(4) 静岡市オフロードバイク隊による収集

(5) 消防ヘリ、高所監視カメラによる収集

2 防災関係機関

災害応急対策に必要な情報は、防災関係機関がそれぞれの責任において収集する。

第5節 情報の伝達手段[総務、危機、財政、区]

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。

1 県防災行政無線

主として県との情報伝達に用いる。

2 その他の無線及び有線電話等

同報無線、消防無線、防災関係機関所有の無線を利用した非常通信、非常電報等のほか、パーソナル無線、アマチュア無線等による非常通信、及び有線電話等あらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。

3 報道機関への協力要請による伝達

広範囲の市民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ・テレビを用いて周知を図る。

4 自主防災組織を通じての連絡

主として市が地域内の情報を伝達する場合に活用する。

5 広報車等の活用

市が所有する、広報用機材を搭載した車両等により広報を行う。

第6節 報告及び要請事項の処理[危機、区]

1 県に対する報告及び要請

災害対策本部は、「情報広報実施要領」に定める事項について、速やかに県に対し第一報を報告し、又は要請を行うものとする。この場合に、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、当該災害の概要と被害等の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害時の状況の変化に従い、逐次、第二報以降の情報収集・伝達を行うこととする。

ただし、県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。なお、連絡が付き次第、県にも報告する。また、市域内で震度5強以上を観測した場合（被害の有無を問わない。）には、市から直接消防庁へも報告する。なお、連絡が付き次第、県にも報告する。

情報及び要請すべき事項の主なものは、次のとおりである。

- (1) 緊急要請事項
- (2) 被害状況
- (3) 災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合及び市域内で震度5強以上を観測した場合は、直ちにその状況を県及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。

表5-2 消防庁連絡先（消防庁応急対策室）

	電 話	F A X
平 日 (9:30~18:15)	03-5253-7527	03-5253-7537
上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553

2 防災関係機関は、「情報広報実施要領」の項目について、速やかに報告するものとする。

- (1) 緊急要請事項
- (2) 被害状況
- (3) 災害応急対策実施状況

第3章 広報活動

第1節 計画の主旨[危機、観光、福祉、子ども、教育]

この計画は、県、報道機関及び防災関係機関との協力体制を定め、市民に正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、的確な災害応急対策ができるよう必要な広報活動について定める。

広報の際には、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に配慮するものとする。

第2節 広報事項[総務、危機、区]

災害対策本部が広報すべき事項については、県が定める「情報広報実施要領」に準じ、あらかじめ定めた文案及び優先順位により、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

1 緊急情報

地震災害発生後における市民の生命及び財産の確保並びに民心の安定を図るための緊急情報は、以下のとおりとする。

- (1) 地震、津波情報
- (2) 災害の発生状況と応急対策の状況
- (3) 二次災害情報
 - ア 火災の発生及び延焼拡大情報
 - イ 土砂災害情報
 - ウ 倒壊建物情報
 - エ その他二次災害情報
- (4) 避難の指示に関する情報
- (5) 市民の安否情報
- (6) 医療情報
 - ア 救護所の開設状況
 - イ 救護病院の開設状況
 - ウ その他医療機関等に関する情報
- (7) 緊急輸送路、交通規制情報

- (8) 市民及び事業所等の取るべき措置
 - ア 地震から身を守る心得
 - イ 電気、ガス等による二次災害の防止措置
 - ウ 電話及び交通機関の利用制約

2 生活情報

被災後の生活維持のために市民に提供すべき情報は、以下のとおりとする。

- (1) ライフライン情報（電気、ガス、上下水道、電話及び下水道等の被害状況と復旧見込みに関する情報）
- (2) 道路情報
- (3) 鉄道、バス等の交通機関の運行及び復旧見込み情報
- (4) 生活情報
 - ア 食料、飲料水等の配給情報
 - イ 店舗等の営業再開情報
 - ウ 入浴サービス
 - エ その他の生活情報

3 生活支援及び復旧に関する情報

被災後の生活再建等のために提供すべき情報は、以下のとおりとする。

- (1) 住宅情報
 - ア 応急仮設住宅に関する情報
 - イ 空き家に関する情報
- (2) 各種相談窓口の開設情報
- (3) 罹災相談窓口の開設情報
- (4) 税・手数料等の減免措置情報
- (5) 災害援護金等の融資情報
- (6) その他生活支援及び復興に関する情報

4 県への広報の要請

県に対して広報を要請する場合は、別に定める広報文案を添えて行う。

5 市民等が応急対策上必要な情報を入手する方法

市民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。情報源と主な情報内容は次のとおりである。

- (1) テレビ・ラジオ
 - 地震情報、津波情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示等
- (2) 同報無線、広報車、静岡市緊急情報防災ラジオ（コミュニティFM）、インターネット（公式ホームページ、公式SNS）、静岡市防災メール、緊急速報メール等
 - 主として市内の情報、指示等
- (3) 自主防災組織等を通じた連絡
 - 主として、災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
- (4) サイレン・半鐘

6 広報事項

広報事項については、その文案及び優先順位について別に定め、住民生活に密接に関係ある事項を中心に、適切かつ迅速な広報を行う。

広報事項の主なものは、次のとおりである。

- (1) 地震発生時の注意事項（特に出火防止・津波及び余震に関する注意の喚起）
- (2) 地震情報等
- (3) 電気、ガス、上下水道、電話、鉄道、道路等の被害状況
- (4) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込
- (5) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (6) 民心安定のための住民に対する呼びかけ

第3節 実施方法[総務、危機、市民、観光、福祉、衛生、保健所、区]

災害応急対策に必要な事項の周知については、災害対策本部、区本部及び地区支部がこれを行う。

- 1 同報無線、広報車、インターネット（公式ホームページ、公式SNS等）、静岡市緊急情報防災ラジオ、静岡市防災メール等による広報

- 2 有線放送（ケーブルテレビ）・テレビ・ラジオを通じての広報

- 3 自主防災組織等を通じての連絡

- 4 臨時広報紙の配布方法（印刷業者の事業再開までの間）

「災害時における臨時広報紙の配布に関する協定」に基づき、新聞販売組合の協力を得て配布する。

地区支部は、自主防災組織の協力を得て被災者に配布するとともに、必要部署に掲示を行う。

- 5 要配慮者への広報

自主防災組織及び福祉ボランティア等の協力を得て、障がいのある人等に対する広報に努める。

- 6 外国人に対する広報

通訳ボランティア及び国際交流協会等の協力を得て、広報紙等の翻訳を行い、主要な外国語による広報に努める。

- 7 報道機関への資料提供による広報

静岡市役所静岡庁舎内に臨時プレスルームを設置し、報道機関に対して情報を提供する。

8 地域住民への広報（コミュニティFM）

株式会社シティエフエム静岡、株式会社エフエムしみずの協力を得て、市内全域へ必要な情報を提供する。

第4章 緊急輸送活動

第1節 計画の主旨[危機]

地震発生時の災害応急対策を実施するための要員、緊急物資及び応急復旧資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要な体制、車両、人員、資機材等の確保、緊急輸送の調整等について定める。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、静岡県が定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による（当該計画は、他の大規模地震発生時においても必要に応じて準用する）。

第2節 計画の内容[危機、企画]

1 基本方針

- (1) 交通関係諸施設等の被害状況及び復旧状況を把握し、災害応急対策の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。
- (2) 緊急輸送は、市民の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とする。
- (3) 緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。
- (4) 市内で輸送手段等の調整ができないときは、災害時における応援協定を締結している地方公共団体に協力を要請する。

2 緊急輸送の対象等

- (1) 災害応急対策要員として配備される者又は配置替えされる者
- (2) 医療、助産その他救護のため緊急輸送を必要とする者
- (3) 食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資
- (4) 罹災者を受け入れるために必要な資機材
- (5) 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材
- (6) その他本部長が必要と認めるもの。

第3節 緊急輸送体制の確立[危機、財政、観光、都市、建設]

交通施設の被害状況等を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。なお、緊急輸送計画の作成に当たっては、乗員、機材燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況及び輸送必要物資

の量を勘案する。

1 陸上輸送

(1) 輸送路の確保

ア 道路管理者は、警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。

イ 災害対策本部は、緊急輸送ルート上の被害状況を把握し、通行可否を確認する。

ウ 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された第1次、第2次、第3次の緊急輸送路の順に緊急輸送路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

エ あらかじめ指定したヘリポートの点検及び保守管理を行い、使用の可否を県に報告する。

(2) 輸送手段の確保

緊急輸送は、あらかじめ協定を締結した市内の運送業者、市有車両の活用又は民有車両を借り上げて行うほか、自衛隊及び海上保安庁の応援要請を知事に要求する。

(3) 市長は、前記市内の輸送手段の調達ができない場合、又は県外から輸送を行う場合に必要あるときは、知事に協力を要請する。

(4) 燃料の確保

ア 市有車両その他市の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。

イ 市は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。

ウ 給油所等の稼働状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。

2 海上輸送

(1) 海上輸送は、知事に対して自衛隊及び海上保安庁の支援要請を要求することにより行うものとする。

(2) 必要に応じ民間船舶（漁船を含む。）への協力要請を行う。

(3) 港湾施設等の被害状況や荷役業者の確保等を勘案し、使用可能な港湾を選定する。

(4) その他必要事項については、陸上輸送に準じて行うものとする。

3 航空輸送

(1) 防災ヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用の可否を県へ報告する。

(2) 航空輸送は、消防ヘリを活用するほか、知事に対して自衛隊の支援要請を要求することにより行うものとする。

(3) 必要に応じ民間機の協力要請を行う。

(4) 航空輸送は指定したヘリポートを活用する。

(5) その他必要事項については、陸上輸送に準じて行うものとする。

第4節 緊急輸送の調整[危機、企画、消防]

1 市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施のため、必要あるときは災害対策本部において調整を行う。この場合、次により調整することを原則とする。

- (1) 第1順位 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- (2) 第2順位 災害の拡大防止のために必要な輸送
- (3) 第3順位 災害応急対策のために必要な輸送
- (4) 第4順位 その他の人員、物資の輸送

第5節 防災関係機関[危機]

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は、市災害対策本部に必要な措置を要請するものとする。

第6節 緊急物資集積所[福祉、商工、区]

緊急物資の集積配分業務を円滑に行うため、あらかじめ指定した集積場所に、必要に応じ市職員を派遣する。

なお、緊急物資集積所は、以下のとおりとする。

表5-3 緊急物資集積所一覧

No	集積所名	所在地	備考
1	静岡産業支援センター (ツインメッセ静岡)	駿河区曲金3丁目1番10号	広域物資輸送拠点
2	市民文化会館	葵区駿府町2番90号	
3	草薙総合運動場体育館	駿河区栗原19番1号	広域物資輸送拠点 (代替拠点)
4	静岡市物流団地	駿河区宇津ノ谷914番地の6	広域物資輸送拠点 (代替拠点)
5	(株)丸総 清水物流センター	清水区高橋町字郷東山2193番地	
6	井川小中学校	葵区井川1561番地の3	ヘリポート併設
7	梅ヶ島小中学校	葵区梅ヶ島1309番地の1	ヘリポート併設
8	大川小中学校	葵区日向876番地	ヘリポート併設
9	清沢小学校	葵区相俣99番地の1	ヘリポート併設
10	由比体育館	清水区由比456番地の151	

第7節 緊急物資の確保と供給計画[危機、財政、福祉、区]

東海地震発生時における緊急物資の受入れ及び供給方法は、次のとおりである。

1 緊急物資の概要

- (1) 市民は、自ら備蓄した物資により生活を維持する。
- (2) 災害対策本部は、市が備蓄している物資を市民に提供する。
- (3) 災害対策本部は、上記(1)～(2)によっても緊急物資が不足する場合、協定を締結している民間業者及び県に対して、緊急物資の供給を要請する。

2 活動概要

(1) 災害対策本部

- ア 区本部からの報告により、緊急物資の不足数量を把握する。
- イ 緊急物資集積所、日の出町備蓄倉庫等の備蓄物資の在庫数量及び義援物資の内容を把握する。
- ウ 区本部において不足している緊急物資を把握し、緊急物資の調達計画を立案して、協定を締結している民間業者に対して供給を要請及び県に対して供給又は調達の要請をする。
- エ 協定を締結している民間業者及び県から調達できる数量等を基に、区本部ごとの配分計画を決定し、その結果を区本部に連絡する。
- オ 区本部が立案した避難所ごとの配分計画に基づき、緊急物資の避難所までの搬送を指示する。
- カ 搬送は、協定を締結している静岡県トラック協会中央地区支部静岡支部及び赤帽静岡県軽自動車運送協同組合に要請する。
なお、被害状況により搬送が困難な場合には、県に搬送を要請する。
- キ 避難所までの緊急物資の搬送及び受入体制を支援する。

(2) 区本部

- ア 地区支部からの報告により、緊急物資の不足数量を把握する。
- イ 備蓄物資の内容及び在庫数量を把握する。
- ウ 地区支部において不足している緊急物資に基づき、緊急物資の調達計画を立案し、災害対策本部に報告する。
- エ 災害対策本部の配分計画に基づき、地区支部及び避難所ごとの配分計画を決定し、その結果を地区支部に連絡する。
- オ 必要に応じて、地域の民間業者に対して緊急物資の供給を要請する。
- カ 地区支部が立案した避難所ごとの配分計画に基づき、緊急物資の避難所までの搬送を支援する。
- キ 緊急物資の受入体制を支援する。なお、要員等に不足が生じる場合は、災害対策本部に報告する。

(3) 地区支部

- ア 避難所からの報告により、緊急物資の不足数量を把握する。
- イ 備蓄物資の内容及び在庫数量を把握する。
- ウ 不足している緊急物資について、区本部に報告する。
- エ 必要に応じて、地域の民間業者に対して緊急物資の供給を要請する。
- オ 災害対策本部の配分計画に基づく、緊急物資の内訳等について避難所に連絡する。
- カ 避難所までの緊急物資の搬送及び受入体制を支援する。なお、要員等に不足が生じる場合は、区本部に報告する。

(4) 避難所

- ア 避難所での緊急物資の不足数量を把握する。
- イ 備蓄物資の内容及び在庫数量を把握する。
- ウ 不足している緊急物資について、地区支部に報告する。
- エ 緊急物資の供給について、避難所での受入体制を確保する。なお、要員等に不足が生じる場合は、地区支部に報告する。

第5章 広域応援活動

第1節 計画の主旨[危機]

この計画は、災害時における広域激甚な被害に対応するため、県、警察、他の市町、自衛隊等に対して行う応援要請の概要について示す。

災害の発生時には、その規模に応じて、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。市は、地理等に精通していない応援者、物資の円滑な受入体制の整備に努める。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、静岡県が定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

第2節 県への応援要請[危機]

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- ・ 応援を必要とする理由
- ・ 応援を必要とする人員、資機材等
- ・ 応援を必要とする場所
- ・ 応援を必要とする期間
- ・ その他応援に関し必要な事項

第3節 指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対する職員の派遣要請等[総務、危機]

- 1 市長は、災害応急対策等のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して職員の派遣要請を行う。
- 2 市長は、災害応急対策等のため必要があると認めるときは、知事に対して指定地方行政機関

又は指定公共機関の職員の派遣について、あつせんを求める。

第4節 民間団体等に対する応援要請〔市民、商工、農水、教育〕

市長は、次の団体に対し直接又は知事を通じて応援の要請を行う。

1 応援協力要請の対象となる民間団体等は一般対策編に準ずるが、主なものは次のとおりである。

- (1) 赤十字奉仕団、青年団、男女共同参画団体、商工団体、農林水産団体、ボランティア団体
- (2) 大学、高等学校、専修学校、各種講習施設等の学生・生徒
- (3) あらかじめ協定を締結した団体等

2 応急協力要請の時期及び要請事項

本部長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、次の事項を示して応援を要請する。

- (1) 必要な人員数
- (2) 作業内容
- (3) 作業場所
- (4) 集合場所
- (5) その他応援協力要請に関し必要な事項

3 応援協力要請の実施方法

応援協力要請の具体的な実施方法は、一般対策編に準ずる。

第5節 緊急消防援助隊の要請〔消防〕

1 応援要請

市長は、地震等の大規模災害時における災害の発生状況から、人命救助、消火、救急活動等において、本市の消防力及び県内消防機関の応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、知事に対し、消防組織法第44条に基づき、県外消防機関の応援を要請する。

2 緊急消防援助隊部隊の受入れ

「緊急消防援助隊運用要綱」に基づき、緊急消防援助隊の円滑な消防活動を確保するため、次の措置を講ずる。

- (1) 情報連絡体制
- (2) 応援部隊への情報提供
- (3) 応援部隊の集結場所及び野営場所の指定

表5-4 応援部隊の集結場所及び野営場所の指定（緊急消防援助隊）

No.	地点名	所在地
1	葵区与一地先安倍川左岸河川敷	葵区与一六丁目地先
2	静岡市ふれあい健康増進館ゆらら	葵区南沼上1379-1
3	静岡競輪場駐車場及びあおい会館	駿河区小鹿二丁目9
4	静岡市立日本平動物園駐車場	駿河区池田1767-6
5	静岡県消防学校	清水区谷津町一丁目577-1
6	宍原スポーツ広場	清水区宍原185-1
7	富士川緑地公園（富士川右岸）	清水区蒲原地先
8	静岡市消防局 消防ひろば	駿河区南八幡町10-30
9	静岡市消防局 清水消防署	清水区東大曲町6-8
10	静岡市北部複合施設	葵区与一六丁目17-10

- (4) 応援部隊への資機材等の提供及び補給
- (5) 航空機（ヘリコプター）の離発着場の確保

表5-5 航空部隊の活動拠点場所の指定（緊急消防援助隊）

No.	地点名	所在地
1	葵区与一ヘリポート （フォワードベース）	葵区与一地先安倍川左岸
	（ヘリポート運営施設） 静岡市北部複合施設（北部図書館・ 教育センター）	葵区与一六丁目17-10

※フォワードベース：被災地近傍の飛行場外着陸場等で、航空活動を安全にかつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。

- (6) 応援部隊の運用
- (7) その他必要事項

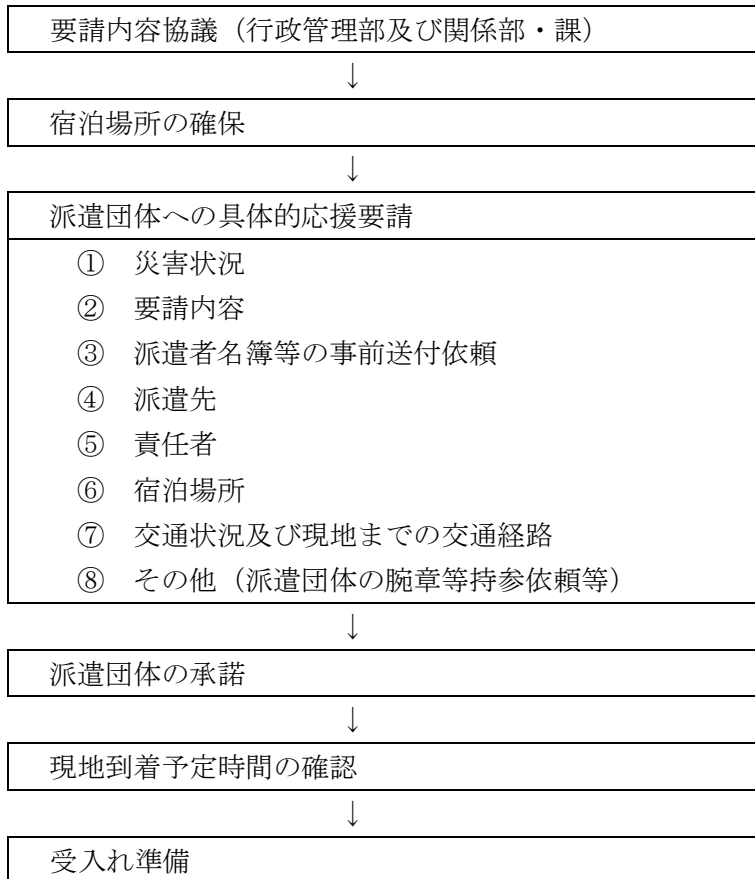
第6節 他の市町村長等に対する応援要請〔総務、危機、消防〕

- 1 市長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、相互応援協定に基づき、協定市等に対して、又は地方自治法に基づき、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。

◇ 他都市との相互応援協定一覧（資料編5-1）

- 2 消防組織法第39条に基づき、締結された静岡県消防相互応援協定に協定している他の市町村長に応援を求めるものとする。なお、応援を求められた場合、市長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

表 5 - 6 他の地方公共団体の長に対する応援要請手順



第 7 節 自衛隊の災害派遣要請の要求〔危機〕

1 自衛隊の災害派遣要請の要求

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、自衛隊派遣に必要な事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求をする。

(1) 派遣要求事項

- ア 車両、航空機等、状況に適した手段による被害状況の把握
- イ 避難者の誘導、輸送等、避難のための必要があるときの援助
- ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索救助
- エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- オ 火災に対し、消防機関と協力しての消火活動
- カ 道路又は水路の確保の措置
- キ 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- ク 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ケ 被災者に対する炊飯及び給水支援
- コ 防災要員等の輸送
- サ 連絡幹部の派遣
- シ その他本部長が必要と認める事項

(2) 派遣要請の要求手続き

知事に対して、次の事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。

ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。

また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知するものとする。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

2 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

市長は自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することがないように、最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

(2) 作業計画及び資材等の準備

市長は自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに、作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある関係者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

(3) 作業の実施に必要な物資、機材等

市長は、作業の実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画に定めるところにより知事へ物資、機材等の調達を要請するものとする。

(4) 自衛隊との連絡交渉における窓口の一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑かつ迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

3 災害派遣部隊の撤収要請の要求

市長は、知事に対し災害派遣部隊の撤収要請を要求する場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

4 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するために必要な資機材等は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

ただし、災害救助法が適用された場合の経費の負担基準等は、一般対策編に準ずる。

- (1) 救援活動に必要な資機材等の購入及び借上料等
- (2) 宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料等
- (3) 光熱水費、通信運搬費、消耗品費

第8節 海上保安庁への支援要請の依頼〔危機〕

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、支援に必要な事項を明示した要請書により、海上保安庁へ支援要請を行うよう依頼する。

1 支援要請事項

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、災害対策本部が行う災害応急対策の支援

2 支援要請の手続き

知事に対して、次の事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。

ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。

また、知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

- (1) 災害の情况及び支援活動を要請する理由
- (2) 支援活動を必要とする期間
- (3) 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

第9節 協定締結団体等への要請

市長は、災害応急対策等を実施するため必要があるときは、災害時における応急対策活動に関する協力協定に基づき関係団体に対して協力を要請する。

◇ 民間事業者との協力協定一覧（資料編5-3）

第10節 支援受入施設の確保〔総務、財政、観光、環境、福祉、水道、下水、教育、消防〕

応援のため派遣されてきた他の地方公共団体や防災関係機関等の職員のため、以下のように宿泊施設等を確保する。

1 指定した公共施設

表5-7 支援受入施設（特定業務支援）

NO	施設名	所在地	支援内容等
1	水道施設		応急給水・応急復旧等
2	城北浄化センター	葵区加藤島	下水道
3	旧西ケ谷収集センター・西ケ谷清掃工場	葵区西ケ谷	災害廃棄物等

	沼上清掃工場・沼上収集センター・沼上資源循環学習プラザ	葵区南沼上	
4	競輪場駐車場（南第4「地上部隊」） 競輪場駐車場（南第5「航空部隊」） 競輪場（あおい会館「応援調整・宿泊」）	駿河区小鹿	消火・救助・救急支援
5	城東保健福祉エリア	葵区城東町	医療救護
	清水保健福祉センター	清水区渋川	
	急病センター	葵区柚木	

表5-8 支援受入施設（その他業務支援）

NO	施設名	所在地
1	中央図書館	葵区大岩本町29-1
2	南部図書館	駿河区南八幡町3-1
3	ラベック静岡	葵区本通七丁目11-9
4	井川高齢者生活福祉センター	葵区井川1133-2
5	清水ナショナルトレーニングセンター	清水区山切1487-1

2 民間施設の借り上げ

必要に応じて市内の民間施設を借り上げる。

第11節 経費の負担[財政]

援助に関する経費は、法令及び相互援助協定等の定めによるもののほか、原則として市が負担する。

第6章 災害の拡大及び二次災害防止活動

第1節 計画の主旨[危機]

災害の拡大を防止する消防活動、水防活動、救出活動及び被災建築物等に対する安全対策について、市、消防（水防）機関、自主防災組織及び市民が実施すべき事項を示す。

降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止対策を講じることとする。特に海岸保全施設等に被害があった地域では二次災害の防止に十分留意するものとする。

第2節 消防活動[危機、区、消防]

1 消防活動の基本方針

地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。従って、次の基本方針により消防活動を行う。

- (1) 市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
- (2) 地域の住民は、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を扱う事業所においては二次災害の防止に努める。
- (3) 消防局、消防署及び消防団は、地震時の同時多発火災等に対処するための市の消防活動に関する計画の定めるところにより、多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。
- (4) 消防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

2 消防機関の活動

(1) 火災発生状況等の把握

消防長は、消防局、消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、災害対策本部等と相互に連絡を行う。

- ア 延焼火災の状況
- イ 自主防災組織の活動状況
- ウ 消防車等の通行可能道路
- エ 消防車、その他の車両、消防無線通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況
- オ 救急救助の事象状況
- カ 危険物の大量流出等の消防活動上重要な事象の状況
- キ その他消防活動上参考となる事象

(2) 防ぎよ活動の留意事項

消防長は、地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。

- ア 市街地、避難地、避難路、防ぎよ施設等の重要度に応じた防ぎよ活動にあたる。
- イ 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。
- ウ 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導をただちに開始し、必要に応じ避難路の確保等、住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- エ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- オ 救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防ぎよを優先して行う。
- カ 自主防災組織が実施する消火活動との連携又は指導に努める。

(3) 救急、救助活動の留意事項

- ア ただちに初動体制を確立し、関係機関と協力し、迅速かつ的確な救助活動にあたる。
- イ 負傷者の運搬は、関係機関と緊密な連携をとり、重症度・緊急度判断基準等により搬送活動にあたる。
- ウ 全般の被害状況等から、消防隊自らによる救急・救助活動が困難な場合は、災害対策本部長に応援隊の派遣を要請する。

3 事業所の活動

(1) 火災予防措置

火気の消火及びLPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等による異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

ア 自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

イ 警察、最寄りの防災関係機関にかけつける等、可能な手段によりただちに通報する。

ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

4 自主防災組織の活動

(1) 各家庭におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブ閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、その点検及び確認を行う。

(2) 火災が発生したときは、消火器、可搬ポンプ等の防災資機材を活用して初期の消火活動に努める。

(3) 消防隊（消防署、消防団）が到着したときは、その指揮に従う。

5 市民の活動

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気をただちに遮断するとともに、都市ガスはメーターガス栓、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止し電気ブレーカーを遮断する。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、汲みおき水等で消火活動を行う。

第3節 水防活動[危機、消防]

地震による津波及び洪水に対する水防活動の概要を示す。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、「静岡市水防計画書」の定めるところによる。

1 水防管理者及び水防管理団体の活動

(1) 地震による津波及び洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者（市長）は、必要と認める区域の居住者に対し立退きの指示を行う。なお、水防管理者（市長）が立退きの指示をする場合においては、その旨を当該地域を管轄する警察署長に通知する。

(2) 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防上危険な箇所を発見したときは、ただ

ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し必要な措置を要請する。なお、緊急を要する場合は、水防団員等の安全を確保した上で必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。

- (3) 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、ただちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講ずるものとする。

2 水防活動の応援要請

水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。

- (1) 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。
- (2) 水防管理者は、必要があれば市長に対し応援を求める。
- (3) 水防管理者は、水防のため必要があるときは、警察署長に対して、警察官の出動を要請する。

3 市長は必要があるときは、次の事項を示し知事に自衛隊の派遣要請を要求する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 期間その他応援に必要な事項

第4節 救出活動の基本方針と内容〔危機、区、消防〕

- 1 救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、本部長（市長）が行う。なお、災害救助法適用時は知事が行うものとする。

- 2 市及び県は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県の定めた方針に基づき、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。

- 3 本部長は職員を動員し、消防機関等を指揮して、生命が危険な状態にある者並びに生死不明の状態にある者を捜索救出し、必要に応じ負傷者等を救護所等に収容する。

- 4 本部長は、自らの救出活動が困難な場合においては、民間諸団体の協力を求め、又は知事に対し救出の実施並びにこれに要する要員、資機材等の応援を要請する。

知事には次の事項を示して救出活動の実施を要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他周囲の状況等、応援に関する必要事項

- 5 市は、市域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。

- 6 自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出・救護活動を行う。
 - (1) 地域や事業所の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
 - (2) 救出活動用資機材を活用し、組織的な救助活動に努める。
 - (3) 自主防災組織と事業所は、相互に連携して地域における救出活動を行う。
 - (4) 自主救出活動が困難な場合は、消防署、消防団、警察署、海上保安部等に連絡し、その指揮に従うとともに、早期救出のため活動に協力する。
 - (5) 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察及び海上保安部と連携をとり、その指導を受けるものとする。

- 7 消防機関の活動
 - (1) 情報の収集伝達
 - ア 救助・救出を必要とする者の早期把握
 - イ 現場の状況を把握するとともに情報を収集、警防本部へ報告する。
 - ウ 関係機関への情報の伝達及び交換
 - (2) 救急医療機関の把握と収容調整
 - (3) 要救助者の把握、救出及び救助を行う。

- 8 自衛隊の救出活動は、「第5章 広域応援活動」の定めるところにより行う。

- 9 救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第5節 被災建築物等に対する安全対策 [建築]

1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、余震等による二次災害を防止するため、次の安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施する。

2 市

(1) 建築物

市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定士により被災建築物の応急危険度判定を実施する。

(2) 宅地等

市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

3 市民

- (1) 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。
- (2) 市民は判定の結果に応じて、避難、当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6節 災害危険区域の指定 [危機、建築、建設]

静岡県知事は、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

1 指定の目的

災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築を禁止し、その他建築物の建築に関し制限する。

2 指定の方法

静岡県建築基準条例により指定された区域を周知する。

第7章 避難活動

第1節 計画の主旨 [危機]

地震・津波災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

第2節 避難対策 [総務、危機、区]

1 避難対策の基本方針

- (1) 地震・津波の発生時においては、津波、山・がけ崩れ、地すべり、土石流及び延焼火災の危険予想地域の市民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により避難が必要となる場合がある。
このため市は、適切な措置を講じ市民等の生命及び身体の安全確保に努める。
- (2) 情報提供、避難誘導及び避難所の運営にあたっては、要配慮者等に配慮するものとする。
- (3) 避難対策の周知にあたっては、市民においては避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

2 情報・広報活動

- (1) 県、市及び防災関係機関は、地震及び津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、

その内容は「第2章 情報活動」に準ずる。

- (2) 県、市及び防災関係機関は、地震及び津波に関する情報を的確に市民等に広報し、その内容は「第3章 広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者への的確な情報提供に配慮する。
- (3) 市民等は、適切な避難行動のため、同報無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り地震及び津波に関する情報を入手するよう努める。

第3節 避難の指示[危機、区]

1 指示の基準

- (1) 市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するために必要があるときは、必要と認める地域の市民等に対し避難を指示する。
- (2) 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、市民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は、ただちに避難の指示をした旨を市長に通知する。
- (3) 知事は、災害の発生により市がその事務の全部又は大部分を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難の指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。
- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している市民等に対して避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。

2 指示の内容

避難の指示を行う際は、概ね次の事項を伝達し避難行動の迅速化と安全を図る。

- (1) 高齢者等避難、避難の指示の主旨
- (2) 高齢者等避難、避難の指示が出された地域名
- (3) 緊急避難場所（所在地、名称、受入人員）
- (4) 避難路及び誘導方法
- (5) その他注意事項等

3 指示の伝達方法

市長は、管轄区域の住民に対して指示をしたときは、ただちに対象地区内の自主防災組織等の責任者へ通報する。また、同報無線等の活用及び警察官、海上保安官及び消防機関の協力を得て、対象地域の市民等に周知する。

第4節 津波からの避難対策[危機、区]

津波による被害を防止、軽減するための措置については、津波対策編第3章第6節「避難活動」に準ずる。

第5節 警戒区域の設定[危機、区、消防]

1 警戒区域の設定権等

- (1) 市長（権限の委任を受けた市の職員を含む。以下同様。）は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定する。
- (2) 警察官又は海上保安官は、市長が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定することができる。この場合、警察官又は海上保安官は、ただちにその旨を市長に通知する。
- (3) 知事は災害の発生により、市長が警戒区域を設定することが出来なくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長、警察官又は海上保安官がその場にいる場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、その自衛官はただちにその旨を市長に通知する。

2 規制の内容及び実施方法

- (1) 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官が警戒区域を設定したときは、災害応急対策に従事する者以外の当該区域への立入り制限、禁止又はその区域からの退去の措置を講ずる。
- (2) 市長、警察官及び海上保安官は協力し、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

第6節 避難の方法[危機、区]

災害の状況により異なるが、原則として次により避難する。

1 要避難地区で避難を要する場合

- (1) 火災が延焼拡大し、近隣住民等による消火が不可能になった場合、市民は協力してあらかじめ定めた集合場所等へ集合する。
- (2) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。
- (3) 市民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに、可能な限り集団避難方式により一次避難地又は広域避難地等へ避難する。
- (4) 一次避難地へ避難した住民は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。
- (5) 津波危険予想地域及び山・がけ崩れ、地すべり、土石流等の危険予想地域の住民は、ただちに自主的に安全な場所へ避難する。

2 その他の区域で避難を要する場合

市民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置（電気、ガス、暖房器具その他の火気設備等の確認等）をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

3 幹線避難路の確保

市は、職員の派遣及び警察官、自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の除去等に努め、避難の円滑化を図るものとする。

4 緊急避難場所への市職員等の配置

市が設置した緊急避難場所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため、市職員（消防職員、団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を警察署に要請する。

5 緊急避難場所における業務

- (1) 緊急避難場所に配置された市職員等は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。
 - ア 津波、山・がけ崩れ、地すべり、土石流及び延焼火災等の危険の状況に関する情報の収集
 - イ 地震及び津波に関する情報の伝達
 - ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）
 - エ 必要な応急救護
 - オ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引渡し又は避難所への移動
 - カ その他緊急避難場所の運営に係る事項
- (2) 市が設定した避難場所を所有し又は管理する者は、避難場所の開設及び避難した者に対する応急の救護に協力するものとする。
- (3) 避難場所における住民の生活を確保するため、関係機関の協力を得て、物資の不足する者に対し必要な措置をとるものとする。
- (4) 要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスを提供するとともに、避難生活が困難な要配慮者の福祉避難所等への移送に努める。
- (5) 自主防災組織は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に基づき役割の分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。

6 避難状況の報告

- (1) 市は、自主防災組織及び緊急避難場所の施設管理者等に対して直接に、次に掲げる避難状況の報告を求める。ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として次のイに関する事項を求めないものとする。
 - ア 避難の経過に関する報告（危険な事態その他異常な事態が発生した場合、ただちに行う。）
 - (ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）
 - (イ) 上記の事態に対し、応急的にとられた措置
 - (ウ) 市等に対する要請事項
 - イ 避難の完了に関する報告（避難完了後、速やかに行う。）

- (ア) 緊急避難場所名
 - (イ) 避難者数
 - (ウ) 必要な救助・保護の内容
 - (エ) 市等に対する要請事項
- (2) 市は、避難状況について県へ報告する。

第7節 避難所の設置及び運営[危機、区]

1 基本方針

市は、避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所となる学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

2 避難所の設置及び避難生活

(1) 避難生活者

避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。

(2) 設置場所

ア 周囲と比較して津波や山・がけ崩れ、地すべり、土石流等の危険の少ない地域に設置する。

イ 避難所の設置にあたっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。

(ア) 学校、体育館、生涯学習施設等の公共建築物

(イ) あらかじめ協定を締結した民間の建築物

(ウ) 広域避難地、一次避難地等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）

ウ 市は、高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者を避難させるため、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適している社会福祉施設等の施設を福祉避難所として確保するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努める。

エ 状況に応じ船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を経由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する。

オ 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を確保する。

カ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難所を維持することの適否を検討するものとする。

(3) 設置期間

設置の期間については、地震・津波情報、降雨等による災害発生危険、住宅の応急処理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し県と協議して定める。

3 避難所の運営

避難所の運営に当たっては、避難所ごとに予め定めたルールや「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所等運営マニュアル」、国のガイドライン、県の避難所運営マニュアル等を参考として、必要な配慮を行う。

- (1) 市、自主防災組織及び避難場所となる学校等の施設の管理者は、協力し合い避難所を運営する。
- (2) 市は、避難所の運営等を支援するために、職員を配置する。
また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- (3) 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、性の多様性の観点から性別等の違いによるニーズ等、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。
- (4) 避難所の運営は、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に基づき役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。
- (5) 運営が軌道に乗り次第、市、自主防災組織及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。市、自主防災組織及び避難所の施設管理者は運営をサポートする。
- (6) 市は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、福祉避難所への受入れの対象となる要配慮者については、福祉避難所への移送に努める。
- (7) 生活環境の激変に伴い避難者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置、健康支援、口腔ケア、心のケアを含めた対策を行うものとする。
- (8) 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等へ報告を行うものとする。

4 実施事項及び計画

その他災害救助法に基づく実施事項及び計画は、一般対策編に準ずる。

第8章 社会秩序を維持する活動[総務、危機、市民]

第1節 計画の主旨

社会混乱を鎮め、民心を安定し、社会秩序を維持するための活動について、市の実施する対策の概要を示す。

第2節 実施事項

1 市民への呼びかけ

市長は、地域に流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し又は発生するおそれのあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、同報無線及び広報車等を活用して呼びかけを実施する。

また、区本部、地区支部等への派遣職員は、自主防災組織等を通じ正確な情報を伝達するなど、混乱防止措置を講ずる。

2 調査等の実施

生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策（対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものに限る。）

- (1) 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。
- (2) 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立入調査を実施する。
- (3) 買い占め、売りおしめ調査（対象となる事業者の事務所、工場、事務所、店舗及び倉庫がいずれも市内に所在するものに限る。）
- (4) 流言飛語の動向調査

3 必要な措置

- (1) 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導する。
- (2) 当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第3節 県に対する緊急措置の要請

市長は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰、金銭債務の履行困難等、経済秩序が混乱し又は混乱する可能性が高く、社会生活に重大な影響を及ぼす事態が予想される場合は、県に対し緊急措置等の要請を行う。

第4節 警察に対する要請

市長は、市域内の平穏を害する不法行為を未然に防止するため必要と認めるときは、市を所轄する警察署に対し、下記の事項についての措置を講ずるよう要請する。

- 1 不法事態に対する措置
- 2 鉄砲又は刀剣類に対する措置

第9章 交通の確保対策

第1節 計画の主旨[危機]

災害応急対策及び災害応急復旧対策を円滑に行うため、陸上、海上及び航空交通機能の早期回復、混乱の防止等交通確保対策の概要を示す。(巨大地震以外の地震の場合は、状況に応じ対応するものとする。)

第2節 陸上交通の確保[建設、消防]

1 交通確保の基本方針

- (1) 県公安委員会(県警察)は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。
- (2) 県公安委員会(県警察)は、区域又は道路の区間を指定し、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止する。
- (3) 道路管理者は、道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。
- (4) 県公安委員会(県警察)、道路管理者及び復旧事業に携わる工事関係者等は、相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運営を図る。
- (5) 道路管理者及び復旧事業に携わる工事関係者等は、道路等の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。

2 地震動警報(緊急地震速報)を聞いたときの自動車運転者の取るべき措置

- (1) ハザードランプを点灯し、周囲の車に注意を促すこと。
- (2) 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。
- (3) 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。

3 地震が発生したときの自動車運転者のとるべき措置

- (1) 走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。
 - ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - イ 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないで、車検証を持ち出すこと。
駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (2) 避難のために車両は、原則として使用しないこと。
- (3) 法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間(以下、「通行禁止区域」という。)では、一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は、次の措置をとること。なお、法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間(以下「指定道路区間」という)においても、同様とする。
 - ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

- (ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- (イ) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車すること。
- ウ 通行禁止区域内又は指定道路区間において警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わない又は運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することができる。

4 情報の収集

市は、関係機関の協力を求め、主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。

5 交通規制の実施

市は、道路被害状況の調査結果に基づいて、緊急輸送路を中心に警察及び道路管理者と協議し、緊急輸送にあてる道路を選定する。

(1) 初動の措置

- ア 警察官は、道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において交通規制を行う。
- イ 県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため、法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

(2) 緊急輸送路等の確保

知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し、緊急輸送に当てる道路を選定する。

(3) 交通規制実施後の広報

県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ、秩序ある交通を確保する。

6 道路交通確保の措置

(1) 道路交通確保の実施体制

道路管理者は、県公安委員会（県警察）、他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

(2) 道路施設の応急復旧

道路管理者は、建設業協会等の協力を求め、道路施設の被害状況に応じ、主要交通路から順に効果的な応急復旧を行う。

(3) 交通安全施設の復旧

県公安委員会（県警察）は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設の応急復旧を行う。

(4) 消防吏員の措置命令等

法に基づく交通規制が行われている緊急交通路において、警察官がその場にはいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、下記の措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

ア 緊急交通路において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方がその場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、自ら当該措置をとることができる。

また、この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損する事ができる。

(5) 道路管理者の措置命令等

道路管理者は、法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するため、下記に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

ア 緊急交通路において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方がその場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損する事ができる。

(6) 除去障害物の処分

除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空き地及び駐車場等に処分する。また、適当な処分場所がない場合は、避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。

(7) 清水区由比地区における緊急輸送路の確保

由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。

7 知事又は県公安委員会（県警察）による緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の確認は、法第50条第1項に掲げる災害応急対策に従事する車両について行う。

(2) 緊急通行車両の確認事務手続き

ア 確認事務処理、受付、手続等は別に定める。

イ 確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。事前届出及び確認の手続きについては別に定める。

ウ 警戒宣言発令時に交付した緊急標章及び緊急輸送車両確認証明書は、地震発生後においては法施行令第33条第2項の規定による緊急標章及び緊急通行車両確認証明書とみなす。

8 鉄道確保の措置

崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等、応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じ崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の仮設等

の応急工事を行う。

第3節 海上交通の確保[商工、農水]

「一般対策編」第3章第27節 交通応急対策計画「8海上交通の確保」に準ずる。

第4節 航空交通の確保[都市]

「一般対策編」第3章第27節 交通応急対策計画「9航空交通の確保」に準ずる。

第10章 地域への救援活動

第1節 計画の主旨

地震発生後、日常の生活に支障がある被災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体捜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について、その対策を定める。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

第2節 緊急物資の確保計画量[危機、財政、福祉、商工、区]

「一般対策編」第3章第13節 食料供給計画に準ずる。

「一般対策編」第3章第14節 衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画に準ずる。

第3節 食料、生活必需品等の緊急物資の確保[財政、商工、教育]

「一般対策編」第3章第13節 食料供給計画に準ずる。

「一般対策編」第3章第14節 衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画に準ずる。

第4節 救援・救護のための標示[危機、消防、教育]

地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校等の公共建物及び指定した病院の屋上に番号を標示するほか、ヘリコプターによる活動拠点を定めるものとする。

また、災害により道路及び電話が不通となって孤立した場合において、搬送が必要と思われる負

傷者や病人が発生した時などには、あらかじめ定められた集落内の広場等に、地名・負傷者等の数を表示したシートを広げ救援を要請する。

1 建物番号標示

- ◇ 建物番号標示方法 (資料編 4-41)
- ◇ 公共建物番号標示一覧表 (資料編 4-42)

2 ヘリポート活動拠点

- ◇ ヘリコプター活動拠点・救援表示シート配備先一覧表 (資料編 4-30)

3 救援表示シート

ポリエチレン製のオレンジ色シートに黒文字で表示

- (1) 地名表示シート (5.4m×3.6m)
地名(字名)と番号を表示
- (2) 無表示シート (5.4m×3.6m)
搬送が必要と思われる負傷者等の数(必要に応じ救援要請事項)を黒布テープ等に表示

第5節 給水活動[区、水道]

1 市

市は、水道施設が被災し管路による給水が困難な時は、住民と連携し耐震性貯水槽や給水栓付き受水槽等から給水を行うとともに、給水車等による運搬給水を行う。また、自己努力によって飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。

- (1) 給水車による運搬給水は救護病院等の重要施設を優先し、給水拠点での運搬給水は、給水タンクにより実施する。
- (2) 地震発生に際して、地区支部及び自主防災組織が行う応急給水活動に必要な資機材等を確保する。
- (3) 市の給水活動だけでは飲料水の確保が困難なときは、次の事項について公益社団法人日本水道協会や協定団体等に応援を要請する。
 - ア 給水を必要とする人員
 - イ 給水を必要とする期間及び給水量
 - ウ 給水する場所
 - エ 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量
 - オ 給水車両のみ借り上げの場合は、その必要台数
- (4) 自主防災組織と連携し、事前に整備した耐震性貯水槽や給水栓付き受水槽等を活用した拠点給水を行う。
- (5) 水道施設の早期復旧を図るため、あらかじめ協定してある水道工事業者に応急対策活動への協力を要請する。
- (6) 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。
- (7) 必要に応じて仮設給水栓等を設置し、最低生活に必要な飲料水の供給に努める。
- (8) 災害救助法に基づく飲料水の供給に係る実施基準及び計画は、一般対策編に準ずる。た

だし、飲料水の供給期間については、上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

(9) 飲料水に関し、保健衛生上留意すべき事項の情報提供を行う。

2 市民及び自主防災組織

市民及び自主防災組織は、飲料水を確保するための次の措置をとるものとする。

- (1) 地震発生後7日間は、自己貯水（1人1日3リットル以上）の水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。
- (2) 地震発生後4日目からは、自己貯水の水に加え、自主防災組織や市の行う応急給水により、飲料水及び生活用水を確保する。
- (3) 市と連携し、事前に整備された耐震性貯水槽や給水栓付き受水槽等を活用した拠点給水を行う。また、市が実施する給水車等による運搬給水に協力し、飲料水の円滑な運搬・配分を行う。
- (4) 応急給水資機材を活用し、地域内の飲用に適する井戸、湧水、プール、ため池等を活用し、飲料水の確保に努める。その場合は、特に衛生上の注意を払う。

第6節 燃料の確保[危機、財政、福祉、区]

「一般対策編」第3章第14節 衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画に準ずる。

第7節 医療救護活動[衛生、病院]

「一般対策編」第3章第19節 医療及び助産計画に準ずる。

第8節 し尿処理等[環境、農水、下水]

「一般対策編」第3章第21節 清掃計画及び災害廃棄物処理計画に準ずる。

第9節 生活ごみ・避難所ごみの処理[環境]

「一般対策編」第3章第21節 清掃計画及び災害廃棄物処理計画に準ずる。

第10節 相談所の開設[市民、区、建築]

1 総合相談所の開設

- (1) 被災住民の生活の相談に応ずるため、総合相談所を開設する。
- (2) 総合相談所開設にあたって必要がある場合は、関係事業者の協力を得る。

2 建築相談窓口の開設

建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧、障害物の除去、融資制度の利用方法等についての相談に応ずる。

市職員だけで対応できない場合は、県に対し必要な職員の派遣を要請する。

また、必要に応じて、関係事業者の協力を得る。

第11節 義援金等の支給[福祉]

被災住民の生活を支援するため、日本赤十字社等からの義援金等を、罹災証明発行後に支給する。

第12節 要配慮者への配慮[市民、福祉、衛生、保健所]

1 基本方針

(1) 高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に対し迅速かつ適切な対応を図る。

(2) 相互扶助の精神

自主防災組織、老人会、婦人会等の地域住民組織は相互に協力し、平常時から災害に関する各種情報や地域特性を把握し、発災時の防災活動指針を計画しておくよう努めるとともに、発災後は地域住民自らが助け合い、特に高齢者や障がいのある人等の要配慮者の安否確認、救護等を実施するよう努める。

2 福祉部局と自主防災組織等との連携

要配慮者への配慮は、福祉部局と自主防災組織、民生委員・児童委員、その他支援団体等と連携し実施するものとする。

3 在宅要配慮者の安否確認及び収容

災害対策本部（健康福祉部及び関係部・班）、区本部、自主防災組織等は互いに協力し、要配慮者の安否確認を行うとともに、被災あるいは自宅に取り残された要配慮者のうち、避難が必要な者を避難所へ収容し、状況に応じて福祉避難所（老人福祉施設及び民間社会福祉施設）等への収容に努める。

福祉避難所においては、福祉ボランティア、災害支援ナース等の協力を得て避難生活の援護を行う。

4 視聴覚に障がいのある人に対する情報提供

(1) 災害対策本部（福祉部及び関係部・班）及び区本部は、手話通訳者、盲人ガイドヘルパー、要約筆記者等のボランティアを要請し、視聴覚に障がいのある人に対する支援体制を確立する。

(2) 情報班及び広報班は、ラジオ、テレビ放送、広報紙、広報車等の様々な媒体を利用し、又は障がいのある人等の支援団体に情報を提供することにより、視聴覚に障がいのある人に確実に情報が伝達されるように配慮する。

5 日本語の分からない外国人等への情報提供

通訳ボランティア等の協力を得て、多言語による相談窓口の設置や電話相談等を行うものとする。

6 応急仮設住宅における配慮

高齢者等の要配慮者に対しては、保健師等の巡回による健康管理及び保健福祉ニーズの把握に努め、適切なサービスが受けられるよう援護する。

第13節 男女双方の視点への配慮[市民]

1 基本方針

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

2 女性のための支援

女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、被災女性のニーズの把握、情報提供、女性のための電話相談等を行う。

3 実施場所

施設名	所在地
静岡市女性会館	静岡市葵区東草深町3番18号

第14節 災害廃棄物等の処理[環境、都市、建築、建設]

「一般対策編」第3章第21節 清掃計画及び災害廃棄物処理計画に準ずる。

第15節 防疫活動[衛生、保健所、水道、環境]

地震発生後、市、市民及び自主防災組織は、次の措置を講ずる。地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

1 市

- (1) 知事の指示により必要な防疫活動を行う。
- (2) 市長は防疫班を編成し必要な防疫活動を行う。
- (3) 地震による災害のため、防疫機能が著しく阻害され、市が行うべき防疫業務が実施できないとき又は不十分であるときは県に応援を要請する。
- (4) 県による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条に基づき生活用水の供給を制限又は禁止すべきことをその管理者に命ずる措置が講じられた場合、使用者に対し生活用水の供給を行う。

- (5) 津波浸水地域については、被災後、速やかに状況に応じた防疫活動を行う。
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法に基づく措置を行う。
- (7) 食品衛生監視指導の実施
 - ア 被災地での食品取扱施設の監視指導
 - イ 飲料水の安全性確保
 - ウ 避難所及び自主防災組織への食品取扱の衛生指導
- (8) 感染症等の予防及び蔓延防止対策
- (9) 必要に応じて被災動物の保護収容及び避難所でのペット動物の飼育指導を行う。

2 市民及び自主防災組織

飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。

3 関係団体

飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、市から要請があった場合は積極的に協力する。

第16節 遺体の搜索及び措置〔市民、福祉、衛生、保健所、区〕

「一般対策編」第3章第23節 遺体の搜索及び措置埋葬計画に準ずる。

第17節 住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去〔財政、建築〕

1 主旨

市長は、県知事の委任を受けて、災害救助法に基づき、災害により土石等が居室等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ自己の資力では住宅又はその周辺に運ばれた障害物除去を行うことができない世帯を対象に実施する。また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

2 災害救助法に基づく障害物除去の実施

応急的な除去は、次の方針に基づき生活上欠くことのできない場所を対象として実施する。

- (1) 障害物除去の対象については、居室、台所、玄関、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分とし、現物をもって行う。
- (2) 一世帯あたりの費用については、原則として災害救助法施行規則（昭和38年静岡県規則第25号）による。
- (3) 障害物除去の期間については、原則として災害発生の日から10日以内に完了する。

第18節 応急仮設住宅等 [建築]

1 基本方針

応急仮設住宅の供与は、災害により家屋に被害を受け、自己の資力では住宅を確保できない被災者の暫定的な居住の安定を図ることを目的とし、災害救助法に基づき県がその事務を行うこととなっている。

その際早急に応急仮設住宅等を供与できるよう、本市におけるその基本的な応急対策を明確にしておくものである。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。応急仮設住宅等を供与する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

2 応急仮設住宅の概要

- (1) 一戸あたりの建築面積及び費用については、原則として災害救助法施行規則（昭和38年静岡県規則第25号）による。
- (2) 高齢者や障がいのある人等に配慮した福祉仮設住宅や、戸数に応じた集会所の設置も可能である。
- (3) 着工については、原則として災害発生の日から20日以内とする。
- (4) 供与の期間は、原則として完成の日から2年以内とする。
- (5) 賃貸住宅の居室を仮設住宅として借上げることも可能である。

3 本市が実施する事務

建設用地の確保、必要な住宅戸数及び住戸タイプの決定、工事中の現場監理、入居管理事務等の事務を実施する。

第19節 住宅の応急修理 [財政、建築]

1 基本方針

住宅の応急修理は、住宅が半壊、半焼し、又は半壊に準じる程度の損傷を受け、かつ自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない世帯を対象に、災害救助法に基づき、県知事の委任を受けて、市長が実施する。

2 災害救助法に基づく応急修理の実施

県の補助として、次の方針に基づき、必要な住宅の応急修理を実施する。

- (1) 応急修理の対象については、屋根、居室、台所、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分とし、現物をもって行う。
- (2) 一世帯あたりの費用については、原則として災害救助法施行規則（昭和38年静岡県規則

第25号)による。

(3) 応急修理の期間については、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。

第20節 賃金職員の雇用計画 [総務]

1 賃金職員の雇用

賃金職員の雇用は原則として現地で行う。ただし、災害救助法に基づく雇用については、知事の許可を得るものとする。

2 災害救助法に基づく雇用内容

- (1) 医療及び助産における移送
- (2) 被災者救出のための要員
- (3) 飲料水供給及び浄化薬品配布のための要員
- (4) 遺体の捜索及び遺体の洗浄等のための要員
- (5) 緊急物資の整理、輸送及び配布のための要員
- (6) その他災害救助法の規定による。

3 雇用の期間

救助の種目ごとに定められている期間とする。

4 知事への応援要請

市長は、災害応急対策実施にあたり必要と認めるときは、知事に対し賃金職員のあつせんを要請するものとする。

第11章 災害ボランティア活動の支援 [市民、観光]

第1節 基本方針

1 主旨

市は、(福)静岡市社会福祉協議会及び災害ボランティアコーディネーター等と協力し、災害ボランティアの能力が最大限に発揮され、被災地の復興にいかされるよう、その自主性・主体性を尊重しつつ、活動を支援する。

2 災害ボランティア本部の設置及び運営

市は、災害が発生し、被災者支援の必要性がある場合には、(福)静岡市社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター等で構成する災害ボランティア本部開設・閉鎖等検討委員会を開催し、同委員会で協議のうえ災害ボランティア本部を設置する。

災害ボランティア本部は、(福)静岡市社会福祉協議会地域福祉部長を本部長とし、(福)静岡

市社会福祉協議会職員、災害ボランティアコーディネーター等で構成する。

災害ボランティア本部は、災害ボランティア及び被災者ニーズの受付、活動場所のあっせん、配置調整、活動内容の指示等を行う災害ボランティアセンターを、被害の状況等に応じて適切な場所に設置し運営する。

市は、情報交換、協議等を行うため、必要に応じ職員を連絡調整要員として市災害ボランティア本部等に配置し、その活動を支援する。

なお、災害ボランティアセンター等の設置場所は、原則として以下のとおりとする。

表 5-9 災害ボランティアセンター等の設置場所

No.	名称	設置場所	所在地
1	災害ボランティア情報渉外センター	中央福祉センター	葵区城内町1番1号
2	葵地区災害ボランティアセンター	番町市民活動センター	葵区一番町50番地
3	駿河地区災害ボランティアセンター	地域福祉共生センターみなくる	駿河区南八幡町3番1号
4	清水地区災害ボランティアセンター	清水社会福祉会館はーとぴあ	清水区宮代町1番1号
5	蒲原地区災害ボランティアセンター	蒲原白銀すこやかセンター1階	清水区蒲原721番地の4

3 災害ボランティア活動に関する情報の提供

(1) 市は、ライフライン及び公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向等、災害ボランティア活動に必要な情報を災害ボランティア本部等に的確に提供する。

(2) 市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補等の情報を災害ボランティア本部等に提供する。

4 災害ボランティア活動に必要な資機材の提供

市は、災害ボランティア本部等における災害ボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

5 市民活動団体への協力要請並びに受入

市は、災害の状況等により要員に不足を生ずると判断したときは、関係する市民活動団体に対して協力を要請するものとする。

この要請のほか、その他の市民活動団体から協力の申し入れがあった場合には、災害ボランティア本部で受け入れるものとする。

第2節 外国人等への支援

市は、要配慮者である日本語のわからない外国人にとって特有の言語や習慣の違いによる課題に対応するため、市災害対策本部の設置に合わせて、災害多言語支援センターを設置し、ボランティアの協力及び関係機関等との連携により外国人被災者を総合的かつ計画的に支援するための体制を整備する。

1 静岡市災害多言語支援センターの設置及び運営

市は、災害対策本部を設置した場合、一般財団法人静岡市国際交流協会の事務局長を長とする災害多言語支援センターを適切な場所に設置する。

災害多言語支援センターは、外国人に関する情報の収集、外国人向けの情報提供、通訳ボランティアの受付、通訳ボランティアの派遣等を行う。

市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として国際交流課内に配置し、その活動を支援する。

表 5-10 災害多言語支援センターの設置場所

名称	設置場所	所在地
静岡市災害多言語支援センター	静岡庁舎低層棟 3階食堂	葵区追手町 5番 1号

2 多言語支援活動に関する情報の提供

市は、外国人等の被災状況や避難状況を把握し、多言語化が必要とされる情報を災害多言語支援センターに的確に提供する。

3 多言語支援活動に必要な資機材の提供

市は、災害多言語支援センターの活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第12章 学校における災害応急対策及び応急教育

「一般対策編」第3章第28節 応急教育計画に準ずる。

第13章 被災者の生活再建等への支援

「一般対策編」第3章第29節 社会福祉計画に準ずる。

第14章 市有施設及び設備等の対策

第1節 計画の主旨[危機]

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設、設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

第2節 実施事項[総務、危機、財政、農水、建設、消防、水道、下水]

1 通信施設

(1) 同報無線

基地局施設の作動状態を確認し、障害がある場合又は受信局に障害が生じた場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し速やかな復旧措置を講ずる。

(2) 防災行政無線

ア 遠隔制御器等の作動状況を確認し障害がある場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかな措置を講じ移動局との通信を確保する。

イ 県防災行政無線設備(ファクシミリを含む。)についても作動状態を確認し、障害がある場合、速やかな復旧措置を講ずるよう県に要請する。

また、県との連絡に障害がある場合は、防災相互無線等を活用し応急連絡を行う。

ウ 必要に応じて、地域防災無線、防災相互無線等を利用し、応急回線の設定により災害対策本部、区本部間並びに災害対策本部、県との通信を確保する。

2 道路

(1) 被害情報の収集、設備の点検、情報連絡

道路管理者等と相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋りょう施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

(2) 応急措置の実施、二次災害の防止

県公安委員会(県警察)及び道路管理者等は相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。

(3) 緊急輸送路及び資機材の確保、応急復旧工事の実施

緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

3 河川、海岸保全施設、港湾及び漁港施設等

(1) 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の施設機能の点検を行うとともに、港湾及び漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を連絡する。

(2) 応急措置の実施、二次災害の防止、水門等の操作

河川及び海岸保全施設においては、従前の防災機能が損なわれ、二次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。この場合において、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

港湾及び漁港施設等においては、危険箇所の立ち入り禁止措置や、水閘門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。

(3) 資機材の確保、応急復旧工事の実施

施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

また、港湾及び漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。

- (4) 住民への連絡
避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。
- (5) 工事中の公共施設、建築物、その他
津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

4 砂防、地すべり、急傾斜地等

- (1) 被害情報の収集、施設の点検及び情報連絡
パトロールや自主防災組織等の地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
- (2) 応急措置の実施、二次災害の防止
二次災害のおそれがある場合、県と協力して危険箇所への立ち入り禁止措置等必要な応急措置を講ずる。
- (3) 資機材の確保、応急復旧工事の実施
二次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じて県と協力して、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。
- (4) 住民への連絡
避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。

5 ため池及び用水路

- (1) 被害状況の把握
ため池及び用水路の被害状況を把握する。
- (2) 応急措置の実施及び下流域の住民に対する措置
施設等に破損又は決壊の危機が生じた場合は、速やかに被害の及ぶおそれのある下流域の住民に対し、避難指示（緊急）等必要な措置をとるとともに迅速に応急措置を講ずる。

6 災害応急対策上重要な庁舎

施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。施設及び設備が破損した場合は、防災機関としての機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。

7 危険物保有施設

発火危険物、有害薬品、有害ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため、必要な応急措置を講ずる。

8 水道

- (1) 災害の状況に応じて取水・送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。
- (2) 被害拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。

9 下水道

- (1) 災害の発生状況に応じ、汚水・雨水の排水に支障のないよう応急措置を講ずる。
- (2) 応急復旧に必要な資機材を確保し、応急復旧工事を行う。

10 コンピュータ

地震が発生した場合、ICT部門の業務継続計画に基づきコンピュータ・システム及びネットワークの被害状況を把握し、速やかに復旧対策を講じ運用の再開を図る。

11 その他の公共施設等

地震が発生した場合、各施設の管理者は、次のような応急措置を講ずる。

- (1) 避難対策については、計画に基づき実施する。
- (2) 施設入所者の人命の確保を最優先とする。
- (3) 施設の被害情報等を把握し、必要な情報伝達を行う。
- (4) 施設が被災した場合は、応急復旧対策を迅速に行う。

第15章 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

第1節 計画の主旨

市民生活に密接な関係の防災関係機関等が実施する災害応急対策の基本的事項は、次のとおりである。

第2節 水道[水道]

- 1 災害の発生状況に応じて送水を停止する等必要な応急復旧を行う。
- 2 浄水場施設に異常がないか確認し、異常が生じた場合は、備蓄資機材を活用し必要な応急復旧を行う。
- 3 送・配水施設の被害状況を把握し、必要な資機材及び車両を確保し、あらかじめ協定を締結する指定業者に協力を求め、応急復旧工事を行う。
- 4 避難場所、医療拠点等の防災拠点施設へ仮設配管等による優先的な応急給水に努める。
- 5 給水車、給水タンク等を活用し応急給水を行う。

第3節 下水道[下水]

- 1 下水道施設の被害状況を把握し、必要な資機材及び車両を確保し、あらかじめ協定を締結している団体に協力を求め、応急復旧を行う。
- 2 災害の発生状況に応じて汚水、生活雑排水を公共下水道に流さないよう広報活動を実施す

る。

- 3 避難場所、医療拠点等の防災拠点施設に至る管きょの優先的な応急復旧に努める。
- 4 浄化センターに異常がないか確認し、異常が生じた場合は、簡易処理等の措置を講じ必要な応急復旧を行う。

第4節 電力（中部電力パワーグリッド株式会社静岡営業所、清水営業所）

- 1 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によっては危険防止のため送電を停止する。
- 2 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。
- 3 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- 4 電力の供給再開までに長時間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。
- 5 発電所、変電所は、ただちに各種装置及び施設を巡回点検し、安全確保の応急措置を講ずる。

第5節 ガス（静岡ガス株式会社静岡支社・東部支社、一般社団法人静岡県LP協会中部支部）

- 1 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により、各社が定める停止基準値を超えた場合は、ガスの供給を停止する。
- 2 都市ガス及びLPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- 3 都市ガス及びLPガスの安全点検を実施する。
- 4 都市ガスは、供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。
- 5 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。
- 6 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

第6節 通信（西日本電信電話株式会社静岡支店、株式会社N T T ドコモ東海支社静岡支店）

- 1 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。
 - (1) 臨時回線の設定、中継順路の変更等、疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ災害復旧用無線電話機等を運用し、臨時公衆電話等の設置や携帯電話の貸出しに努める。
 - (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、西日本電信電話株式会社静岡支店は災害用伝言ダイヤルサービス、災害用伝言板web171、株式会社N T T ドコモ東海支社静岡支店は災害用伝言板・災害用音声お届けサービスを提供する。
 - (3) 防災関係機関が設置する通信網との連携協力を行う。（西日本電信電話株式会社のみ。）
- 2 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- 3 通信の早期疎通は、通信途絶の解消及び重要通信の確保を優先する等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

第7節 放送（日本放送協会静岡放送局、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、株式会社トコちゃんねる静岡、静岡エフエム放送株式会社、株式会社シティエフエム静岡、株式会社エフエムしみず）

- 1 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。
- 2 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。
- 3 臨時ニュース、特別番組の編成等各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確かつ迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。

第8節 市中金融

- 1 被災金融機関は、営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。
- 2 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速かつ適切な措置を講ずる。
- 3 財務省東海財務局静岡財務事務所は日本銀行静岡支店と協議のうえ、相互の申し合せを行い、民間金融機関、保険会社、証券会社に対し、次の措置を講ずるよう要請する。
 - (1) 必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等
 - (2) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い

- (3) 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等

第9節 鉄道（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、静岡鉄道株式会社）

- 1 不通区間が生じた場合、迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努める。
- 2 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。
- 3 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

第10節 道路[建設]

- 1 道路管理者は、他の道路管理者等その他の関係機関と相互に連携し、道路施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。
- 2 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し、緊急輸送路の早期確保に努める。
- 3 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め、必要な措置を講ずる。
- 4 交通信号機が倒壊、断線等により機能を失った場合は、最寄りの警察署に対しその旨を報告する。

第11節 旅客船等

- 1 早期運航の再開を期するため、船舶の修理、機器設備等の機能回復に必要な措置を講ずる。
- 2 海上運送業者は、防災関係機関の要請に基づき災害応急対策に協力する。

第16章 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害 応急対策

第1節 計画作成の主旨

地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

第2節 計画の内容[福祉、衛生、子ども、病院、建設、消防、水道、下水、教育]

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2章に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策との整合性の確保に留意する。また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用するものとする。

1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

- (1) 災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項
 - ア 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制
 - イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
- (2) 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
 - ア 地震及び津波に関する情報収集及び伝達
 - イ 利用者、顧客、従業員等の安全な避難誘導方法
- (3) 出火防止措置、消防用施設等の点検
- (4) その他必要な災害応急対策に関する事項

2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して対策計画に定める。

津波からの円滑な避難のための安全確保措置については、津波に関する情報を把握し、従業員等の避難に要する時間に配慮して実施する。

- (1) 病院、診療所、百貨店、スーパー等
 - ア 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。
 - イ 地震及び津波に関する情報並びに避難地、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。
 - ウ 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。
- (2) 石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
 - ア 火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。
- (3) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
 - ア 利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。
 - イ 鉄道においては、津波による被害が予想される区間がある場合、運行停止等の必要な措置を講ずる。
 - ウ 旅客船においては、港湾施設被害が生じた場合又は津波による危険が予想される場合、航行停止、船舶の安全な海域への退避等の必要な措置を講ずる。

- (4) 学校・こども園・保育所、社会福祉施設
避難地、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な要配慮者の安全確保に必要な措置等に配慮する。
- (5) 電気、ガス、上下水道事業
 - ア 水道
水道管の破損等による二次災害を防止又は軽減するための措置を講ずる。
 - イ 下水道
マンホールの浮上りや道路陥没等による二次災害を防止又は軽減するための措置を講ずる。
 - ウ 電気
火災等の二次災害を防止又は軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。
 - エ ガス
火災等の二次災害を防止又は軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。
- (6) 道路
津波による被害が予想される区間及び避難路としての使用が予定される区間がある場合、交通規制等の必要な措置をとる。

第6編 復旧・復興計画

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建や都市基盤の復旧、社会経済活動の平常化等を図るため、災害の教訓を生かし、新しい理念に基づいた災害に強い都市を再構築し、すべての分野において迅速かつ円滑に復旧・復興を進めるための基礎的な条件づくりを目指す計画について定める。

第1章 防災関係機関の活動

第1節 計画作成の主旨[危機]

復旧・復興計画を策定するための組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については、災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

第2節 静岡市震災復興本部[企画]

1 設置

- (1) 市長は地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興計画を実施する必要があると認めたときは、静岡市震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。
- (2) 復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。
- (3) 復興本部は災害対策本部と併設できる。復興本部の運営にあたっては、災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。

2 組織及び所掌事務

- (1) 復興本部の編成及び運営は、別に定める。
- (2) 復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。
 - ア 静岡市震災復興計画の策定
 - イ 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達
 - ウ 県その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請
 - エ 静岡県震災復興基金への協力
 - オ 被災者の経済的再建の支援及び雇用の確保と相談窓口等の運営
 - カ 民心安定上必要な広報
 - キ その他の震災復興対策

第3節 災害対策本部との調整[危機、企画]

災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、災害対策本部との連絡調整会議を開催する。

第4節 防災会議の開催等[危機]

- 1 復興本部が設置された場合、必要に応じ防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興計画に係る連絡調整等を行う。
- 2 招集される防災会議の委員は、復旧・復興計画の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。
- 3 防災会議は、復興本部との調整を図るものとする。

第5節 震災復興対策会議[企画]

- 1 設置
市長は、復旧・復興計画を協議するため、必要に応じ震災復興対策会議を設置する。
- 2 震災復興対策会議の構成及び運営は、本部運営要領の定めるところによる。

第6節 他市等に対する応援要請[総務]

市長は、復旧・復興計画を策定するために必要があると認めたときは、他の首長とあらかじめ締結した災害時相互応援に関する協定に基づき応援を要請する。

第2章 防災関係機関の講ずる復旧・復興対策

市長は、防災関係機関と緊密な連携のもとに、各機関が行う復旧・復興対策の内容及び状況を把握するものとする。

第1節 指定地方行政機関

- 1 総務省東海総合通信局
(1) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の

監理

- (2) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査
- (3) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与

2 財務省東海財務局（静岡財務事務所）

- (1) 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請
- (2) 地方公共団体において、国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置

3 農林水産省関東農政局静岡県拠点

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

4 厚生労働省静岡労働局（静岡労働基準監督署）

- (1) 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化
- (2) 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置
- (3) 離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等）

5 国土交通省中部地方整備局（静岡河川事務所、富士砂防事務所、静岡国道事務所、清水港湾事務所）、国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）

- (1) 管轄する基盤施設（河川、道路、港湾等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
- (2) 復旧・復興事業の実施にあたっては、関係機関と調整を図り実施する。
- (3) 復旧・復興事業に関する広報を実施する。

6 国土地理院中部地方測量部

- (1) 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。
- (2) 地理情報システムの活用を図る。
- (3) 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

7 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

大津波警報・津波警報・津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説

8 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部）

- (1) 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導
- (2) 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な指導

第2節 指定公共機関

1 日本郵便株式会社（静岡中央郵便局）

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。

- (1) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (2) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分
- (3) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- (4) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

2 日本赤十字社（静岡県支部）

- (1) 義援金の募集・義援金配分委員会への参加
- (2) 協力奉仕者の連絡調整

3 日本放送協会（静岡放送局）

- (1) 復旧・復興時の時節に応じ、混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成
- (2) 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施
- (3) 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施
- (4) 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施

4 中日本高速道路株式会社（東京支社富士・静岡・浜松保全・サービスセンター）

- (1) 管轄する基盤施設が被災した場所には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
- (2) 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
- (3) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

5 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

災害の復旧について、応急復旧工事の終了後、速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。

6 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）

- (1) 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
- (2) 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応

じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

(3) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

7 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

復旧・復興事業に関する車両の確保及び運行

8 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、EN EOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社

LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、2次基地から充填所へのLP ガスの配送

9 中部電力パワーグリッド株式会社（静岡営業所、清水営業所）

- (1) 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
- (2) 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
- (3) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

10 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

11 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

- (1) 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
- (2) 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

第3節 指定地方公共機関

1 土地改良区（静岡市内土地改良区）

- (1) 管轄する施設（用水路、取水門、頭首工等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
- (2) 復旧・復興事業の実施にあたっては、国・県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
- (3) 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。

2 静岡ガス株式会社（静岡支社、東部支社）

- (1) ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又

は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

- (2) 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
- (3) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

3 一般社団法人静岡県LPガス協会（中部支部）

必要に応じ代替燃料の供給に協力する。

4 静岡鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
- (2) 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
- (3) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

5 一般社団法人静岡県トラック協会、一般社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会

復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行

6 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、株式会社トコちゃんねる静岡、静岡エフエム放送株式会社、株式会社シテイエフエム静岡、株式会社エフエムしみず）

- (1) 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成
- (2) 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施
- (3) 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施
- (4) 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施

7 公益社団法人静岡県栄養士会

- (1) 要配慮者等への食料品の供給に関する協力
- (2) 避難所における健康相談に関する協力

8 一般社団法人静岡県建設業協会

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

第3章 激甚災害の指定

第1節 計画の主旨

大規模地震災害発生後に、迅速かつ確かな被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため必要な事項を定める。

第2節 市の実施事項[財政]

- 1 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、被害状況を調査し知事に報告する。
- 2 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し県関係部局に提出しなければならない。

第4章 震災復興計画の策定

第1節 計画の主旨[危機]

被災地の復興にあたっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、地域全体の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。

また、その際は、女性や要配慮者などの多様な主体の参画が図られるよう努めるものとする。

第2節 計画策定の体制[企画]

- 1 市長は、必要があると認めたときは、計画策定本部を設置し震災復興計画を策定する。
- 2 計画策定本部には、関係部局長により構成する策定委員会を置き、この下部組織として所管課長で構成するワーキンググループ、地域ワーキンググループ及び部会を設置する。
- 3 市長は、計画の策定にあたっては、広く市民各層や学識経験者の参画を得るものとする。

第3節 計画の構成 [企画]

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興等からなる分野別復興計画により構成する。

第4節 計画の基本方針 [企画]

計画策定にあたっては、市の総合計画や都市マスタープラン等との調整を図るものとする。

第5節 計画の公表 [企画]

計画策定後は、新聞・テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、市民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。

第6節 国・県との調整 [企画]

計画策定にあたっては、国や県等と調整を行う。

第5章 復興財源の確保

第1節 計画の主旨 [危機]

復旧・復興対策が円滑に実施できるように、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

第2節 予算の編成 [財政]

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。

1 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

- (1) 復旧・復興事業
- (2) 震災復興基金への出捐金及び貸付金
- (3) その他

2 発災年度の予算の執行方針の策定

緊急度の高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

3 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速に的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

第3節 復興財源の確保 [財政]

災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。

1 国・県への要望

復旧・復興対策実施に係る財源需要に対応するため、財源確保に関する特別措置や宝くじ発行等について被災自治体が連携して国・県へ要望する。

2 地方債の発行

復旧・復興対策に係る莫大な財源需要と大幅な税収減に対応するため、国等と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

- (1) 災害復旧事業債
- (2) 歳入欠かん等債
- (3) その他

3 その他の財源確保策

復興を目的とした公営競技等の開催による復興財源の確保を検討する。

第6章 震災復興基金の設立

第1節 計画の主旨 [危機]

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ、県は震災復興基金を設立する。

第2節 市の実施事項 [危機、企画]

- 1 市長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。
- 2 市長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第7章 復旧事業の推進

第1節 計画の主旨[危機]

基盤施設（道路、河川、農業用施設等公共施設等）の管理者は、必要に応じた再度災害防止の観点も踏まえた速やかな復旧事業の推進を図る。

第2節 復旧計画の策定[農水、建設]

被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。そのためには、関連する他の基盤施設の被害状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市・農山漁村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部課や他機関との調整を図った上で迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。

1 被害状況の調査報告

各基盤施設の管理者は、管理施設の被害について調査し、円滑な普及のための措置を講ずる。

2 復旧計画の策定

各基盤施設の管理者は、被害の状況及び地区の特性等を勘案しながら県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ、再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。

3 防災関係機関

市長は、防災関係機関と調整を図り復旧計画を作成する。

第3節 基盤施設の復旧[農水、建設]

各基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

1 復旧事業の実施

復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。

2 復旧完了予定時期の明示

基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。

3 地籍調査の実施

平常時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。

第8章 都市・農山漁村の復興

第1節 計画の主旨〔危機〕

被災した市街地・農山漁村の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者及び障がいのある人にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

第2節 都市・農山漁村復興計画の策定〔農水、都市〕

- 1 被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が不可欠である。このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被害状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画を踏まえ、必要に応じ、新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市・農山漁村復興計画を策定する。

計画策定にあたっては、本部に設置される策定委員会の下部組織として、必要に応じて都市・農山漁村復興計画部会を設置する。

- 2 都市・農山漁村の復興大針を定めた都市・農山漁村復興計画を策定する。

第3節 都市の復興〔都市〕

都市計画区域内の市街地・農山漁村が被災した場合、静岡市震災による被災市街地復興整備条例及び「静岡市都市復興基本計画策定行動指針」に基づき、すみやかに都市復興基本計画を策定し、円滑な復興事業の推進を図る。

1 被害概況調査

災害対策本部からの被害情報等の情報収集により、面的被害概況を把握し、被害概況調査台帳を作成する。

2 都市復興基本方針の策定

被災した市民の暮らしと都市の復興に向けて、市が市民と協働して取組めるように、被災後速やかに、都市の復興に関する基本的な考え方を都市復興基本方針として策定し、広く市民に

公表する。

3 建築制限の実施

- (1) 被害が大きく、都市計画または土地区画整理法による土地区画整理事業による復興が望ましい区域で、建築基準法第84条に基づき、建築制限の区域を指定する。
- (2) 必要に応じ建築制限期間を延長する。

4 建物被害状況調査

消防署の火災情報、応急危険度判定調査の結果等を収集のうえ、建物被害把握の現地調査を実施し、調査結果を整理した街区別被害台帳、街区別被害度分布図、地区別被害状況図を震災復興本部へ報告するとともに、必要に応じて県に報告する。

5 被災市街地復興対象地区の設定

安全で快適な災害に強い市街地の形成を図るため、復興に関する施策を進めていく必要がある区域を指定する。

6 被災市街地復興特別措置法による建築制限等

抜本的な都市改造事業を緊急的かつ重点的に行うことが必要な地区を設定し、被災市街地復興特別措置法に基づく、被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う。

7 都市復興基本計画の策定

市民と協働してまとめていく地区別復興基本計画を作成した後、これらの内容を反映させた都市復興基本計画を策定し、公表する。

8 復興まちづくり協議会による復興まちづくり

市は、既存の町内会、自治会などを単位として、復興まちづくりに向けた地区住民の合意形成を目的とした復興まちづくり協議会の設立を促し、復興まちづくり協議会から要請があった場合、まちづくりアドバイザー等を派遣する。

9 被災市街地の復興に関する施策の推進

都市復興基本計画に基づき、市街地再開発事業、土地区画整理事業などについて必要な事業を推進するよう努める。

第4節 農山漁村の復興（主に都市計画区域外）〔農水〕

都市計画区域内外の農山漁村が被災した場合、災害に強く居住環境の向上等を図る必要がある区域については、合理的かつ健全な居住環境等の形成を図るため、単なる現状復旧ではなく復興を計画的に実施する。

1 被害状況の把握

各機関と協力し、農山漁村復興に関する被害状況調査を行い、県に報告する。

2 復興基本方針等の調査（復興対象地区の設定）

被害状況調査等を基に、緊急に復興が必要とされる区域については、土木・農業・林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用又は都市計画事業等で復興を行うかについて、復興基本方針等について県と連絡調整を行う。

3 集落復旧基本計画の作成

県の復興基本方針を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた集落復興基本計画を作成する。

4 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成

都市計画区域に編入された地区について、被害が甚大で緊急に面的整備が必要と判断される区域を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画の作成・決定を行う。

5 復興都市計画案等の作成及び実施

- (1) 都市計画区域に編入された地区について、実施する事業制度等を検討する。
- (2) 都市計画事業等を実施する場合には、都市計画の作成・決定を行い、事業を実施する。

6 集落復興計画案の作成及び実施

土木・農業・林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用し、復興を行うとした地区については、活用する事業制度等を検討し、集落復興計画を作成し実施する。

7 集落復興支援事業の実施

住民主体の集落復興を行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

第9章 被災者の生活再建支援

第1節 計画の主旨〔危機〕

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

第2節 恒久住宅対策〔建築〕

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

1 住宅復興計画の策定

計画策定本部に設置される策定委員会の下部組織として、住宅復興計画部会を設置し、住宅復興方針等を定めた「静岡市住宅復興計画」を策定する。なお、県の住宅復興計画を踏まえ連絡調整を行う。

2 住宅再建支援

被災者の自力再建に関する経済的負担を軽減するため、住宅再建に関する融資の利用者に対し、必要に応じ利子補給等を実施する。

3 民間賃貸住宅の供給促進

民間賃貸住宅の供給を促進するため、建替や新規整備を行う事業者に対し、必要に応じ利子補給等を実施する。

4 公的住宅に関する協議

次の事項について県と協議する。

- (1) 災害復興公営住宅の建設に関する役割分担
- (2) 買取り・借上げによる公営住宅の供給に関する役割分担
- (3) 特定優良賃貸住宅の供給に関する役割分担

5 災害公営住宅等の供給

- (1) 他の用途と調整を行い、公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。
- (2) 買取り・借上げによる災害公営住宅等の供給を推進する。
- (3) 特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。

6 住宅に関する情報提供

相談窓口等において、自力再建支援及び公的住宅の入居に関する情報等を提供する。

7 県との協議

公的住宅に関する事項等について県と協議を行う。

8 地震保険の推進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進にも努めるものとする。

第3節 災害弔慰金等の支給 [市民]

震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

1 支給対象者の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。

2 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給する。

第4節 被災者の援護〔税務、市民、区、消防、会計〕

被災者が、震災による被害から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、国・県の制度に基づき、金銭の支給及び資金の融資等の被災者の援護を行う。

1 国・県への要望

国・県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。

2 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者支援システム等を利用し被災者台帳を作成する。

【県への報告】

- (1) 死亡者数
- (2) 負傷者数
- (3) 全壊・半壊住宅数 等

【被災者台帳】

- (1) 氏名、生年月日、性別
- (2) 住所又は居所
- (3) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (4) 援護の実施の状況
- (5) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 等

3 罹災証明書の発行

- (1) 罹災証明書発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者に罹災証明書を発行する。
- (2) 罹災調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。

4 災害援護資金の貸付け

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。

5 被災者（自立）生活再建支援金の申請受け付け等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認等必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。

6 義援金の募集等

- (1) 市への義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。
- (2) 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。

7 租税の減免等

地方税法及び条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

第5節 雇用対策〔商工〕

県は、静岡労働局、公共職業安定所等と連携して雇用状況を把握し、被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持推進を実施するとともに、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。

1 雇用維持の要請

市は、県とともに市内の事業主や業界団体等に対し、雇用の維持を要請する。

2 離職者に対する生活支援の実施

雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長及び手続きの弾力的措置の実施等を国に要望する。

3 再就職の支援制度の周知

離職者の再就職を促進させるため、各制度の周知を図り活用を促す。

- (1) 職業訓練能力開発等制度の活用の促進
- (2) 特定求職者雇用開発助成金制度の活用の促進
- (3) 合同就職説明会の開催

第6節 要配慮者の支援〔市民、福祉、衛生、子ども〕

高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が、震災から早期に立ち直れるよう精神的支援を実施する。

1 民間社会福祉施設の再建支援

社会福祉法人の設置する施設等の民間社会福祉施設の再建を支援する。

2 心のケアの実施

精神相談窓口を開設するとともに巡回相談を実施し、被災住民に対する相談体制を確立する。

3 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

- (1) 要配慮者の被災状況及び生活実態
- (2) 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

4 一時入所の実施

震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。

5 福祉サービスの拡充

- (1) 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有の入所・通所施設を対象に、人員の確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。
- (2) 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。
- (3) 被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童相談所等の専門相談所を設置する。

6 健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、健康調査、健康相談、栄養相談等を実施する。

第7節 生活再建支援施策等の広報・PR [総務、市民、観光]

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

1 生活再建支援施策等の広報・PR

ラジオ・テレビ等のマスメディアや広報しずおか等を用い、次のような生活情報等を整理し広報・PRする。

- (1) 義援金の募集等
- (2) 各種相談窓口の案内
- (3) 災害弔慰金の支給等に関する情報
- (4) 公営住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報
- (5) 被災者（自立）生活再建支援金に関する情報
- (6) ボランティアに関する情報
- (7) 雇用に関する情報
- (8) 各分野別融資・助成情報

(9) その他生活情報等

2 外国人への広報

通訳ボランティア及び国際交流協会等の協力を得て、外国人等を対象とした外国語の情報誌等を作成し配布する。

3 県外疎開者への広報・PRの実施

全国紙や全国版のテレビ・ラジオや県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し震災関連情報を提供する。

第8節 相談窓口の設置[市民]

被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。

1 相談窓口等の開設及び業務の遂行

- (1) 発災後の相談ニーズに応じ、相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を配置し電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。
- (2) 相談員等の設置にあたっては、県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。

2 相談窓口等の閉鎖等

相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合は、これを閉鎖する。

第10章 地域経済復興支援

第1節 計画の主旨[危機]

被災事業者の早期事業再開と被災地域の活性化を図り、市内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

第2節 産業復興計画の策定[商工、農水]

経済復興を迅速に行うため、市と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

計画策定にあたっては、計画策定本部に設置される策定委員会の下部組織として、必要に応じて産業復興計画部会を設置する。

第3節 中小企業を対象とした支援[商工]

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

1 中小企業の被害状況の把握

各機関と協力し、県が行う中小企業の被害状況調査に協力する。

2 支援制度・施策内容の周知

- (1) 中小企業を対象とした支援制度・施策の内容を商工団体・業界団体等を通じ、県と連携し周知する。
- (2) 次の施策を必要に応じ実施する。
 - ア 相談所の設置
 - イ 電話相談の実施
 - ウ パンフレットの作成・配布

3 資金需要の把握

中小企業の被害状況を基に、再建資金等の需要を把握する。

4 事業の場の確保

中小企業の事業の場を確保するため、共同仮設工場・店舗等の建設の支援及び民間賃貸工場・店舗情報の提供等を行う。

5 金融面での支援

- (1) 中小企業の経営基盤等の復旧・復興を支援するため、災害融資を実施する。
- (2) 融資を円滑に実施するため、信用保証協会に対し協力を求める。

6 金融機関等への協力の要請

中小企業を対象とする資金貸付手続きの簡易・迅速化・既借入金の償還条件の緩和及び貸付金利の低減等の特例措置を信用保証協会や金融機関等に要請し協力を求める。

7 新たな支援制度の検討

被災中小企業の融資に対する利子補給制度や助成制度等の新たな支援制度を検討する。

8 国・県への要望

中小企業信用保険法の特別措置及び政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等について、県を通じて国に要請する。

第4節 農林漁業者を対象とした支援[農水]

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

1 農林漁業者の被災状況の把握

各機関と協力し、農林漁業者の被災状況調査を、県と連携し実施する。

2 支援制度・施策の内容の周知

(1) 協同組合等を通じ、支援制度・施策の内容を県と連携し周知する。

(2) 次の施策を必要に応じ実施する。

ア 相談所の設置

イ 電話相談の実施

ウ パンフレットの作成・配布

3 天災融資法に関する措置の実施

天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法（天災融資法）の地域指定を受けるため必要な措置を講ずる。

4 農林漁業セーフティネット資金に関する事業処理を迅速かつ的確に実施する。

5 新たな支援制度の検討

市独自の利子補給制度や助成制度等の新たな支援策を検討する。

6 金融機関への協力の要請

資金貸付手続きの簡易・迅速化・既借入金の償還条件の緩和・貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を(株)日本政策金融公庫、融資機関等に要請し協力を求める。

第5節 地域全体に影響を及ぼす支援〔商工〕

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。

1 イベント・商談会等の実施

地域全体の経済活動を活性化させるため、次の施策を実施する。

(1) イベント及びプロジェクトの実施

(2) 企業誘致促進のためのセミナー及びイベントの開催

(3) 商談会の開催等

2 誘客対策の実施

被災観光地のイメージアップ、復興等をPRするため、必要に応じ県や関係団体等と連携し、次の施策を実施する。

(1) 観光地での復興・誘客イベント等の実施

- (2) マスコミを活用したPR
- (3) 大規模な会議の誘致等(MICEの推進)等

第7編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定に基づき、本市が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことから、同法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「地震対策編 第1編 第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」及び「津波対策編 第1章 第5節 防災関係機関の処理すべき事務」によるものとする。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

「地震対策編 第5編 第4章 緊急輸送活動」による。

2 市の人員の配置

「地震対策編 第5編 第1章 第5節 職員の配備体制」及び「津波対策編 第3章 第2節 職員の配備体制」による。

3 防災関係機関の災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

「地震対策編 第5編 第1章 第6節 静岡県警察から第9節 指定地方公共機関」及び「津波対策編 第3章 第3節 防災関係機関」による。

第2節 他機関に対する応援要請

「地震対策編 第5編 第5章 第9節 協定締結団体等への要請」による。

第3節 帰宅困難者への対応

- 1 市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- 2 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

「津波対策編 第3章 第7節 市有施設及び設備等の対策」による。

第2節 津波に関する情報の伝達等

「津波対策編 第3章 第4節 情報活動」による。

第3節 避難指示（緊急）等の発表基準

「津波対策編 第3章 第6節 避難活動」による。

第4節 避難対策等

- 1 地震発生時において津波による避難の指示の対象となる地域は、「津波対策編 第2章 第1節 4 要避難地区等の設定」による要避難地区とする。
なお、津波避難施設の整備状況は「津波対策編 第2章 第1節 5 津波避難対策の方針」、津波避難ビルの指定状況は「資料編 4-4 津波避難ビル一覧表」による。
- 2 市は、1に定める区域の住民等に、次の事項についてあらかじめ十分周知を図るものとする。
 - (1) 地域の範囲

- (2) 想定される危険の範囲
- (3) 緊急避難場所（屋内、屋外の種別）
- (4) 緊急避難場所に至る経路
- (5) 避難の指示の伝達方法
- (6) 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

3 避難所の開設及び運営等については、「地震対策編 第5編 第7章 第6節 避難の方法」及び「第7節 避難所の設置及び運営」による。

4 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

5 高齢者、障がいのある人、乳幼児及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に対する支援については、「地震対策編 第2編 第4章 第12節 要配慮者の支援」及び「第5編 第10章 第12節 要配慮者への配慮」による。

6 避難所における救護上の留意事項

「地震対策編 第2編 第4章 第13節 生活の確保」及び「第5編 第10章 第3節 食料、生活必需品等の緊急物資の確保」による。

7 市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

8 市は、地域特性等を踏まえ、要避難地区の指定、緊急避難場所等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発表基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定するものとする。

第5節 消防機関等の活動

「津波対策編 第3章 第1節 4 消防機関の警防活動体制」及び「6 水防機関の警防活動体制」による。

第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係、交通機関等の防災関係機関

「地震対策編 第5編 第15章 防災関係機関等の講ずる災害応急対策」及び「第16章 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策」並びに「津波対策編 第1章 第5節 防災関係機関の処理すべき事務 6 指定公共機関 7 指定地方公共機関」による。

第7節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、図書館・博物館等の社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、動物園、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入力するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア 動物園にあつては、猛獣等の逃走防止措置
 - イ 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - ウ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、
 - (ア) 当該学校等が、本市の定める要避難地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置
 - エ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第8節 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

「地震対策編 第5編 第5章 第5節 緊急消防援助隊の要請」による。

3 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

4 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

「地震対策編 第4編 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応」による。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

「地震対策編 第3編 地震防災施設緊急整備計画」による。

第6章 防災訓練計画

「地震対策編 第2編 第3章 地震防災訓練の実施」及び「津波対策編 第2章 第2節 防災訓練の実施」による。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

「地震対策編 第2編 第1章 防災思想の普及」による。

第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項（平成26年度から令和7年度まで）については、次のとおりとする。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
長田南地区	避難施設その他の緊急避難場所の整備	1箇所	平成27年度
		4箇所	平成30年度
中島地区	避難施設その他の緊急避難場所の整備	1箇所	平成27年度
		1箇所	令和2年度
三保地区	避難施設その他の緊急避難場所の整備	1箇所	平成27年度
		4箇所	平成29年度
不二見地区	避難経路の整備	1箇所	平成30年度
由比漁港地区	避難施設その他の避難場所の整備	1箇所	令和3年度
新興津地区	避難施設その他の避難場所の整備	1箇所	令和7年度

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における市、県、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関等の防災対応を定めており、従前は第4編として位置付けていたものであるが、気象庁は平成29年11月1日以降、東海地震に関連する情報の発表を行っていないため、当面の間地震対策編の別紙として位置付けるものとする。

東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時（以下「東海地震注意情報発表時」という。）から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において市、防災関係機関並びに市民等が実施する応急対策について定める。

なお、東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令にただちにつながるものではなく、また、東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、市民等への迅速・正確な情報伝達、広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、生徒等の帰宅や要配慮者の避難等の時間を要する応急対策の準備行動等とし、その実施にあたって、市はできる限り市民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

また、地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報等の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

第1章 組織計画

第1節 計画の主旨

この計画は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言が発令された場合の静岡市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織体制及び要員の確保、所掌事務等を定める。

第2節 東海地震注意情報発表時の防災体制〔危機〕

市は、東海地震注意情報が発表されたときは、別に定める災害時職員配備基準に基づき、必要な職員を参集させ、東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて警戒本部を迅速に開設できるよう準備をする。

なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報の収集、伝達及び連絡体制を確保する。

第3節 東海地震注意情報発表時の応急対策[危機]

- 1 東海地震注意情報の市民への広報、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有化
- 2 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報
- 3 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備
- 4 必要に応じて警戒本部、区本部及び地区支部の開設の準備
- 5 備蓄物資及び資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備
- 6 必要に応じて要配慮者等の避難のための緊急避難場所等の開設
- 7 消防局は職員の参集等活動体制の準備、消防団・水防団は団員の連絡体制の確保
- 8 その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

第4節 警戒本部の設置[危機]

市長は、大規模地震対策特別措置法第9条の規定に基づく警戒宣言が発せられたときは、警戒本部を設置する。

第5節 警戒本部の組織及び所掌事務[危機、区、消防]

警戒本部の組織及び所掌事務は、静岡市地震災害警戒本部条例（平成15年4月1日静岡市条例第295号）及び「静岡市地震災害警戒本部運営要綱（平成15年4月1日施行）」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

1 組織

警戒本部に本部長、副本部長、本部総括部長、本部員及び本部職員を置く。

(1) 本部長

ア 本部長は、市長があたる。

イ 本部長は、市警戒本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長

副本部長は、副市長をあてる。副本部長は本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(3) 本部総括部長

本部総括部長は、危機管理統括監の職にあるものをあてる。

本部総括部長は、本部長、副本部長を補佐し、本部員を指揮監督する。

(4) 警戒本部の設置場所

警戒本部は、静岡市役所静岡庁舎内の災害対策本部室に設置する。

(5) 本部会

ア 本部会は、本部長、副本部長、本部総括部長、本部員及び本部長が指名する者をもって構成する。

イ 本部会は、地震防災応急対策について協議する。

(6) 部及び班

ア 警戒本部に部及び班を置き、部長及び班長は本部長が指名する。

イ 本部各班には原則として班長が所属する課の職員を置く。

ウ 部長は、地震防災応急対策を実施する。

(7) 区本部、地区支部

本部下の組織として、警戒本部の区本部を置き、区本部下の組織として地区支部を置く。

2 所掌事務

警戒本部にあつては、おおむね次の事項を実施する。

なお、区本部管内の範囲で対策の実施又は調整できる事務は、区本部において対処する。

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報等の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
- (2) 静岡県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」という。）への報告、要請等、県との地震防災活動の連携
- (3) 避難の指示及び警戒区域の設定
- (4) 消防職員、消防団及び水防団の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備
- (5) 消防、水防等の応急措置
- (6) 避難者等の救護
- (7) 緊急輸送の実施
- (8) 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊の先遣部隊の受入
- (9) 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備
- (10) 自主防災組織活動の指導、連携
- (11) 火災、水災等の予防のための警戒
- (12) 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報
- (13) その他地震防災応急対策

3 職員の配備

警戒宣言が発令された場合は、職員は勤務時間の内外を問わず、あらかじめ指定された場所において防災業務につくものとする。

4 消防機関の警防活動体制

消防機関は、「地震災害警防計画」に基づき活動し、消防力の維持に努め、警防活動体制を強化する。

(1) 消防局、消防署及び消防団の活動

警戒宣言が発せられたときは、消防局内に警防本部を、消防署においては署隊本部を設置し、警戒本部と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。

- ア 市民への警戒宣言発令の伝達
- イ 情報の収集及び伝達
- ウ 避難の指示の伝達
- エ 出火防止の広報
- オ 車両の安全措置及び震災用資機材の準備

(2) 警戒態勢の強化

動員した消防職員及び消防団員をもって、消防隊及び救急隊等の部隊を編成し、警戒態勢を強化する。

(3) 消防ヘリ、消防車両等の安全措置

消防ヘリ、消防車両等が、発災時に被害を受ける可能性がある場合は、事前に安全な空地等へ移動させるとともに、横滑り等の防止措置を講じる。

5 水防機関の警防活動体制

(1) 水防団の活動

警戒宣言が発せられたときは、市警戒本部等と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。

- ア 情報の収集と伝達
- イ 水防活動、救助活動の出動体制の確立
- ウ 水防資機材の点検、配備及び確保準備
- エ 住民の避難誘導等
- オ その他状況に応じた防災、水防活動

6 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携

- (1) 必要に応じ、地震防災応急対策の実施のため、県職員の派遣等を要請する。
- (2) 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請するほか、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県、県警察本部等に要請する。
- (3) 市民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。

7 静岡県石油コンビナート等防災本部現地本部

市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言が発令された場合は、静岡県石油コンビナート等防災計画に従い、おおむね次の措置を講ずるものとする。

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報の防災関係機関・近隣住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
- (2) 県警戒本部、警戒本部及び現地調整所等との連絡調整
- (3) 現地防災本部の開設準備または開設
- (4) 災害が発生した場合の応急措置の準備

第6節 防災関係機関の所掌事務

1 東海地震注意情報発表時

防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。

防災関係機関は、東海地震注意情報発表時の応急対策として、おおむね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については、各々の防災業務計画等に定める。

- (1) 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達及び県や市との情報の共有化
- (2) 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報
- (3) 備蓄物資、資機材等の確認・点検、施設等の点検及び必要に応じて安全措置の実施
- (4) 利用者等の社会的混乱を防止する活動
- (5) 県及び市が実施する応急対策の連絡調整
- (6) 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備
- (7) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

2 警戒宣言発令時

防災関係機関は、地震防災応急対策として、おおむね次の措置を講ずるものとする。

(1) 指定地方行政機関

ア 総務省東海総合通信局

災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理

イ 財務省東海財務局（静岡財務事務所）

金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備

ウ 農林水産省関東農政局静岡県拠点

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

エ 国土交通省中部地方整備局（静岡国道事務所、富士砂防事務所、静岡河川事務所、清水港湾事務所）、国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）

(ア) 施設対策等

- a 河川管理施設等の対策等
- b 道路施設対策等
- c 港湾施設対策等
- d 営繕施設対策等
- e 電気通信施設等対策等

(イ) 災害対策用建設機械等の出動及び管理（静岡国道事務所・静岡河川事務所）

(ウ) 他機関との協力

(エ) 広報

オ 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）

(ア) 鉄道事業者に対し、最寄駅等で停車した列車乗客の安全な避難誘導の指導

(イ) 運輸関係等業者に対し、迅速・正確な情報の伝達

(ウ) 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請

(エ) 海上保安部と協力して海運事業者の応急措置の実施指導

カ 国土地理院中部地方測量部

関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に

即応した効果的な措置を図る。

キ 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

- (ア) 県知事に対する東海地震予知情報の通報
- (イ) 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説
- (ウ) 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること

ク 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部）

- (ア) 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達
- (イ) 湾内における船舶交通の入港制限、禁止
- (ウ) マリンレジャー等を行っている者に対する情報伝達
- (エ) 海上における治安の維持、海上交通の安全確保
- (オ) 中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導

(2) 指定公共機関

ア 日本郵便株式会社（静岡中央郵便局）

- (ア) 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導
- (イ) 郵便業務の取り扱いを一時停止する旨の広報
- (ウ) 郵便物等の被災防止
- (エ) 郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報
- (オ) 施設等の被災防止

イ 日本赤十字社（静岡県支部）

- (ア) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
- (イ) 血液製剤の確保及び供給のための措置
- (ウ) 被災者に対する救援物資の配布
- (エ) 義援金の募集
- (オ) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
- (カ) その他必要な事項

ウ 日本放送協会（静岡放送局）

- (ア) 地震に関する情報の迅速な伝達
- (イ) 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ又はラジオによる防災放送

エ 中日本高速道路株式会社（東京支社富士・静岡・浜松保全・サービスセンター）

- (ア) 警戒宣言等の伝達
- (イ) 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
- (ウ) 交通対策
- (エ) 緊急点検

オ 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

- (ア) 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
- (イ) 列車の運転規制
- (ウ) 旅客の避難及び救護
- (エ) 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配

カ 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社N T T ドコモ東海支社（静岡支店）

- (ア) 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施
- (イ) 防災関係機関の重要通信の優先接続

- (ウ) 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置
- キ 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOSグローブ株式会社、ジクシス株式会社
 - LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
- ク 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
 - 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保
- ケ 中部電力パワーグリッド株式会社（静岡営業所、清水営業所）
 - (ア) 支社及び各事業場等に地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の設置
 - (イ) 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支社並びに協力会社等に対し動員準備を要請
 - (ウ) 地震防災応急措置の実施状況を支社で掌握し対策を促進
 - (エ) 電気による災害の予防広報の実施
 - (オ) 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施
 - (カ) 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保
- コ KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
 - 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- サ 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
 - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- シ 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
 - (ア) 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
 - (イ) 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する
- (3) 指定地方公共機関
 - ア 土地改良区（静岡市内土地改良区）
 - (ア) 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配
 - (イ) 緊急点検
 - イ 静岡ガス株式会社（静岡支社、富士支社）
 - (ア) 需要家に対する都市ガスによる災害予防広報
 - (イ) 施設の点検等の災害予防措置
 - ウ 一般社団法人静岡県LPガス協会（中部支部）
 - (ア) 需要家に対するLPガスによる災害の予防の広報
 - (イ) 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等の災害予防措置
 - エ 静岡鉄道株式会社
 - (ア) 東海地震予知情報、警戒宣言の伝達
 - (イ) 列車の運転規制
 - (ウ) 列車の運行状況、旅客の避難状況等の広報
 - (エ) 発災後に備えた資機材、人員等の手配
 - オ 一般社団法人静岡県トラック協会、一般社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タ

クシー協会

防災関係機関の要請に基づき、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保

カ 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、株式会社トコちゃんねる静岡、静岡エフエム放送株式会社、株式会社シティエフエム静岡、株式会社エフエムしみず）

（ア）報道特別番組の編成

（イ）東海地震予知情報、国、県、市、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送

（ウ）知事・市長の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送

キ 一般社団法人静岡県医師会（一般社団法人静岡市静岡医師会、一般社団法人静岡市清水医師会、一般社団法人庵原医師会）、一般社団法人静岡県歯科医師会（一般社団法人静岡市静岡歯科医師会、一般社団法人静岡市清水歯科医師会）、公益社団法人静岡県看護協会（公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部）、公益社団法人静岡県病院協会、公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人静岡市薬剤師会、清水薬剤師会）

（ア）救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備

（イ）救護班の派遣又は派遣準備

（４）自衛隊（陸上自衛隊 東部方面隊 第1師団 第34普通科連隊）

ア 東海地震注意情報発表時等

自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

（ア）非常勤務態勢への移行

（イ）指揮所の開設

（ウ）各部隊の災害派遣準備

（エ）情報組織の展開

（オ）連絡班の派遣

（カ）通信組織の編成等

イ 警戒宣言発令時

自衛隊は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置を講ずるものとする。

（ア）現地調整所の開設

（イ）地震対策派遣及び発災後の災害派遣の準備

（ウ）地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援

第2章 情報活動

第1節 計画の主旨〔危機〕

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集及び伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関の連携の強化、情報の一元化等情報の収集及び伝達体制の整備を推進するものである。

第2節 計画の内容[危機]

東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達及び周知

- 1 県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報は、勤務時間内は危機管理総室が受理し、勤務時間外、休日等にあつては消防局が受理する。
- 2 職員に対する伝達は、勤務時間内は主に庁内放送で行い、勤務時間外、休日等については、一般対策編に定める情報伝達系統により行う。
 - ◇ 災害対策本部開設前、勤務時間内における予警報等の受領と伝達系統図 (資料編2-4)
 - ◇ 災害対策本部開設前、休日又は勤務時間外における予警報等の受領と伝達系統図(資料編2-5)

第3節 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の広報[総務]

- 1 警戒宣言
ただちに地震防災信号（同報無線・消防車両によるサイレン）により全住民に広報するとともに、同報無線によりテレビ・ラジオの視聴を呼びかける。
- 2 東海地震注意情報、東海地震予知情報等
同報無線、広報車等により住民に広報する。
- 3 その他地震情報
住民に伝達すべき情報は、同報無線及び広報車や報道機関の協力により周知を徹底する。

第4節 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達[総務、危機、区]

- 1 情報の収集、伝達
東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、収集及び伝達すべき情報の種類、優先順位を定めるとともに、地域における情報を的確に収集するため、あらかじめ収集責任者を定めておくものとする。
- 2 警戒本部設置前における措置は、次のとおりである。
 - (1) 各所属の長は、地震に関する情報を受けたときは、危機管理総室に通報する。
 - (2) 危機管理総室長は、前記の通報又は直接収集した情報を取りまとめ、庁内各部課長に通報し、重要事項と認めたときは市長、副市長に報告する。
 - (3) 警戒本部が設置されたときは、すべての情報及び資料を情報班（警戒本部）に引き継ぐものとする。

3 警戒本部における措置は、次のとおりとする。

- (1) 警戒本部情報班は、災害に関するすべての情報を接受し、情報処理にあたる。
- (2) 警戒本部の各区本部は、所轄内の災害に関するすべての情報を接受し、情報収集にあたる。重要事項と認めた情報は、警戒本部情報班に報告する。
- (3) 地区支部派遣職員は、所轄区域内で得た災害に関する情報をすべて警戒本部の区本部に通報する。

4 情報の種類の主なものは、次のとおりである。

- (1) 避難の状況
- (2) 交通機関の運行及び道路交通の状況
- (3) 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
- (4) 電気、ガス、上下水道等の生活関連施設の運営状況
- (5) 情報の変容、流言等の状況
- (6) 住民生活、社会・経済活動等の状況
- (7) 避難の指示及び警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ）
- (8) 消防団員・水防団員の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ）
- (9) 地域内事業所等に対する地震防災応急対策実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）

5 県警戒本部等に対する報告

市は、東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで、若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県が定める、「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）に基づき速やかに報告するものとする。

その主なものは、次のとおりである。

- (1) 避難の状況
- (2) 東海地震注意情報発表時に市が実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

6 防災関係機関

- (1) 東海地震予知情報等の収集及び伝達
県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報等の受理については、受信方法及び受領者を別に、あらかじめ県に届けるものとする。
- (2) 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達
 - ア 収集方法
各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。
 - イ 県警戒本部への報告
「情報広報実施要領」に定める項目について、速やかに報告するものとする

第3章 広報活動

第1節 計画の主旨[危機]

この計画は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、流言飛語等の各種混乱を防止し、正確な事実確認に基づいて、市民が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定めるものである。

なお、広報に際しては、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に配慮するものとする。

第2節 広報事項[総務、危機]

広報事項については、県に準ずるものとし予測される範囲において、あらかじめ作成した広報文案によるほか、広報事項はおおむね次のとおりである。

- 1 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味
- 2 避難対象地区に対する避難指示等
- 3 主な交通機関運行状況及び道路交通情報
- 4 家庭において実施すべき防災対策
- 5 自主防災組織に対する防災活動の要請

第3節 実施の方法[総務、危機、区、消防]

- 1 地震防災応急対策に必要な事項の周知については、警戒本部が行う。
- 2 同報無線、広報用車両、消防車等により実施する。
- 3 必要に応じて県本部に広報の要請を行う。
- 4 その他の広報媒体として、テレビ、ラジオ、有線放送（ケーブルテレビ）及びコミュニティFM放送等を使用する。

第4節 県への広報の要請[総務]

防災応急対策等の必要な広報を県へ要請する場合は、県が定める様式により行う。

第5節 市民が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

市民は、次の方法により必要な情報を入手し、的確な防災対応をとるものとする。

1 ラジオ・テレビ

東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示等

2 同報無線、広報車、消防車、静岡市緊急情報防災ラジオ（コミュニティFM）、ウェブサイト、静岡市防災メール等

主として地域内の情報

3 携帯電話、スマートフォン

緊急地震速報、地域の情報・指示等

4 自主防災組織を通じた連絡

主として市からの指示、指導、救助措置等

5 サイレン

警戒宣言が発せられたことの伝達

6 市、警察の相談窓口

情報の確認、指導等

7 防災関係機関

(1) 広報事項

防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について、県が定める「情報広報実施要領」に基づき広報する。

なお、その主なものは、次のとおりである。

ア 電気、ガス、上下水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況

イ 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

(2) 広報実施方法

広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、市と連携を密にするものとする。

第4章 自主防災活動

第1節 計画の主旨[危機]

この計画は、東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速・的確に実施し、かつ住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織が行う対策活動を定める。

第2節 計画の内容[危機、福祉、区]

1 東海地震注意情報発表時の活動

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

- (1) 自主防災組織の役員等の所在確認及び連絡体制の確保
- (2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部設営のための資機材、備蓄食料等の確認
- (3) 災害時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来受診を控えるよう呼びかけを行う。
- (4) 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ
- (5) 東海地震注意情報発表時に、津波、山・がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の要配慮者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、避難地の施設管理者等と十分な連携を確保する。

2 警戒宣言発令時の行動

- (1) 自主防災組織本部の設営
活動拠点として、連合自主防災組織の本部を避難地となる小学校等に設置する。
- (2) 情報の収集、伝達
 - ア 市からの警戒宣言、東海地震予知情報等が正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
 - イ 東海地震予知情報等をテレビ、ラジオ等で入手するよう努める。
 - ウ 応急対策の実施状況について、必要に応じて警戒本部の地区支部を通じて区本部へ報告する。
- (3) 事業所との連携
地域内の事業所の防災組織と連携をとり、地域における総合的な自主防災活動を実施する。
- (4) 初期消火の準備
可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。

- (5) 防災用資機材等の点検
防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに担当要員を確認する。
- (6) 家庭内対策の徹底
次の事項について、各家庭へ呼びかける。
- ア 家具の転倒防止
家具類の固定状況を確認する。
- イ 落下等の防止
タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等、安全対策を示す。
- ウ 出火防止
火気危険物の除去、消火器の確認及び水の汲みおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。
- エ 備蓄食料、飲料水の確認
備蓄食料及び飲料水を確認する。
- オ 病院・診療所の外来診療
災害時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。
- (7) 避難活動
- ア 避難行動
- (ア) 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して、市長等の避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた緊急避難場所へ避難させるとともに縁故避難をさせる。避難状況の確認後は、警戒本部、区本部及び地区支部に報告する。
なお、縁故避難をさせた場合、自主防災組織は縁故避難者の行き先、人数等の把握をしておくとともに避難方法を確認しておくこと。
- (イ) 自力避難が困難な要配慮者については、必要な場合には自主防災組織において避難地まで搬送する。
- (ウ) 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（警戒宣言が発せられた時に市長の避難の指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。
- (エ) 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。
- イ 避難生活
- (ア) 避難生活を行うに際し、避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等に基づき、避難地等における役割分担を行うとともに、避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の必要な資機材の準備を行い、秩序ある避難地等の運営が迅速に行われるよう努める。
- (イ) 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健衛生活動に必要な資機材を準備する。
- (ウ) 食料、飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合には、地区支部等と連絡を取りその確保に努める。
- (8) 社会秩序の維持
- ア ラジオ、テレビ、同報無線等による正確な情報の収集に努め、流言飛語発生を防止して社会秩序を乱すことがないように努める。
- イ 生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に呼びかけをし、物資の公平で円

滑な供給に協力する。

第5章 緊急輸送活動

第1節 計画の主旨[危機]

この計画は、警戒宣言発令時における緊急輸送を円滑に行うために必要な車両、人員、燃料及び資機材等を確保するなど、地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員及び資機材の点検や確認、連絡体制の確保等、準備的な措置を実施する。

第2節 緊急輸送の対象[危機]

- 1 市の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市が行うことを原則とする。
- 2 市は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し必要な措置の要請を要求するものとする。
- 3 緊急輸送の基本方針
 - (1) 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低必要な人員及び物資について行う。
 - (2) 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め輸送の準備を行う。
 - (3) 警戒宣言発令後、相当期間が経過し、県内における食料その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ国の現地警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。

第3節 緊急輸送の方法[危機、消防]

- 1 陸上輸送
緊急輸送路および緊急輸送避難路等により、必要な輸送を行う。
- 2 航空輸送
消防ヘリコプターを活用するほか、知事に対して、航空輸送のための自衛隊派遣又は支援の要請を要求する。この場合あらかじめ指定したヘリポートを活用する。
- 3 海上輸送
原則、海上輸送は行わない。

第4節 輸送手段の確保[財政、消防]

- 1 市で行う輸送は、原則として市有の車両及び航空機とする。
- 2 必要に応じ、あらかじめ協定を締結した事業者より車両等を借り上げる。
- 3 燃料等の確保のための関係業界への協力要請

第5節 緊急輸送の調整[危機、企画、消防]

緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは警戒本部において調整を行う。この場合の調整は、次によることを原則とする。

- 1 市民の生命の安全を確保するため必要な輸送（重症患者の輸送等）
- 2 防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送（防災活動拠点への人員、物資輸送等）
- 3 地震発生後の活動の準備のための輸送（食料、日用品、防災資機材の輸送等）

第6節 防災関係機関の緊急輸送

地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行う。

第6章 自衛隊の支援

第1節 計画作成の主旨[危機]

警戒宣言が発せられた場合、市長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊の地震防災派遣の要請を要求する。

第2節 計画の内容[危機]

- 1 県に対する要請の要求
市長は知事に対し、次の事項を示して自衛隊の派遣要請の要求を行う。
 - (1) 派遣を希望する理由
 - (2) 派遣を希望する期間

- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

2 地震防災派遣部隊の受入れ

- (1) 市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入体制をとる。
- (2) 市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、県との連絡調整を行う。

第7章 避難活動

第1節 計画の主旨[危機]

市長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発令された場合、地域住民、施設利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難対策の基本事項を計画に定めるものとする。

東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあつては、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分調整の上、要配慮者等（介護者も含む）の避難を実施することができるものとする。この避難計画を定めるに当たっての基本とすべき事項を示す。

第2節 避難の基本方針、方法等[危機、区、教育]

1 避難対策の基本方針

- (1) 市が、地域防災計画において明らかにした、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生が予測される地域、避難対象地区の住民等は、警戒宣言が発令されたときは、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定められた避難場所へ避難する。
- (2) 東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難行動に時間を要する場合や避難場所までの距離が遠いなどの理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であつて、かつ当該地区の住民等のうち要配慮者等（介護者を含む。）に限り、避難を実施することができるものとする。

2 避難の方法

- (1) 避難地までの避難は、徒歩によるものとする。ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な地区の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。
- (2) 避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。
- (3) 避難誘導や避難地での生活は、要配慮者に配慮するものとする。
- (4) その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性、地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織等が定める付近の安全な空地等へ避難する。

- (5) 生徒等の避難
各学校においては、あらかじめ定めた避難計画に従って生徒等を避難させる。
- (6) その他の避難
各施設又は事業所の避難実施責任者は、あらかじめ定めた避難計画に従って避難するものとするが、市指定の避難地を使用する場合には、事前に市長と協議するものとする。

3 避難対象地区

警戒宣言発令時又は東海地震注意情報発表時に市長が避難の指示をする地区は、次に掲げる地区とし、資料編で定めるものとする。

- (1) 津波危険予想地域
 - ◇ 推定津波浸水深・到達時間 (資料編 9-8)
- (2) 山・がけ崩れ危険予想地域
 - ◇ 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数総括表
国土交通省所管地すべり防止区域指定箇所数総括表
危険箇所整備表 (資料編 7-1)
 - ◇ 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表 (資料編 7-2)
 - ◇ 地すべり防止区域指定一覧表 (資料編 7-3)
 - ◇ 土砂災害(特別)警戒区域一覧 (資料編 7-5)

4 避難のための指示

- (1) 指示の基準
市長は、警戒宣言が発令されたときは、避難対象地区の住民等に対して「避難の指示」を行うことを原則とする。
- (2) 指示の伝達方法
市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同報無線、広報車等により避難の指示を伝達するものとする。
また、警察官又は海上保安官に対し、避難の指示の伝達について協力を要請するものとする。
なお、市長は必要に応じ避難の指示に関する放送を県に要請する。

第3節 避難に際しての周知事項[総務、危機、区]

市（消防機関及び水防団を含む。）及び警察署等は、避難対象地区の住民に対して東海地震注意情報が発表されたときは、東海地震注意情報が発表されたこと、要配慮者等は避難を開始できること等、また警戒宣言が発令されたときは、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名等次の事項について周知を図る。

1 避難対象地区名

2 出火防止の措置、消火器の点検、貯水、家具等の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施

- 3 避難経路及び避難先
- 4 避難する時期
- 5 避難に際しての服装、携行品及び非常食料の持出し等
- 6 避難行動における注意事項（携行品、服装等）

第4節 警戒区域の設定[危機、区、消防]

1 警戒区域設定対象地域

市長は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち大規模地震対策特別措置法第26条において準用する法第63条の規定に基づき、警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し住民に周知を図る。

警戒区域の範囲の周知及び市警戒本部のとの措置は前節に準じて行う。

警戒宣言が発せられたときは、速やかに警戒区域の設定を行い、当該住民の退去又は立入禁止の措置をとるとともに、関係機関の協力を得て退去の確認を行うものとする。

2 規制の実施内容及び方法

警戒区域設定にともなう退去及び立入禁止措置等の規制は、市職員、消防団員等が広報巡回、ロープ張り、標識設置等により実施するとともに、警察官又は海上保安官に協力を要請し、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施するものとする。

第5節 避難計画の作成指導[区]

避難の実施等措置者は、あらかじめ自主防災組織、緊急避難場所の施設管理者等と調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。

避難計画の策定にあたっては、要配慮者の避難誘導、避難先での生活等に配慮するものとする。

第6節 避難状況等の報告[危機、区]

1 警戒本部への報告

市は、自主防災組織及び避難場所の施設管理者等から、避難状況の報告を受けるものとする。

(1) 避難の経過に関する報告又は危険な事態その他異常な事態が発生した場合、ただちに行う。

ア 避難に伴い発生した危険な事態その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）

イ 上記事態に対し応急的にとられた措置

- ウ 市等に対する要請事項
- (2) 避難の完了に関する報告は、避難完了後速やかに行う。
 - ア 避難場所名
 - イ 避難者数
 - ウ 必要な救助、保護の内容
 - エ 市等に対する要請事項

2 県への報告

警戒本部長は、自主防災組織、避難場所の施設の管理者等から報告を受けた場合は、県に報告する。

第7節 避難地における避難生活の確保[危機、区]

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるよう、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者と協力して、必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

1 緊急避難場所の設置

- (1) 避難生活者
 - 緊急避難場所で避難生活をする者は、津波や山・がけ崩れ危険予想地域に住む者、帰宅不能者等で居住する場所を確保できない者とする。
- (2) 設置場所
 - ア 津波や山・がけ崩れの危険のない場所に設置する。
 - イ 原則として公園、学校のグラウンド等の屋外に設置するが、要配慮者の保護を行ううえでやむを得ない場合は、耐震性があり落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができるものとする。
- (3) 設置期間
 - 警戒宣言が発令されてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。
 - なお、緊急避難場所までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では、迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために緊急避難場所を設置することができるものとする。

2 緊急避難場所の運営

- (1) 市は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者と協力して緊急避難場所を運営する。
- (2) 緊急避難場所には運営を行うために、市職員を派遣するとともに避難生活に必要な物資を配置する。また、緊急避難場所の安全の確保と秩序のため、必要により警察官の配置を要請する。

- (3) 運営にあたっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、緊急避難場所における安全性の確保など、性別や家族構成に配慮した緊急避難場所の運営に努めるものとする。
- (4) 自主防災組織は、運営に関して市に協力するとともに「避難所運営マニュアル」等に基づき役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

第8章 社会秩序を維持する活動

第1節 計画の主旨[危機]

東海地震注意情報の発表や警戒宣言発令の際は、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これら混乱を鎮め、民生の安定を図り、市民の的確な防災対策を促進するものである。

予想される混乱は、おおむね次のとおりである。

第2節 計画の内容[企画、市民、衛生]

1 予想される混乱

予想される混乱は、おおむね次のとおりである。

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等に関連する流言及び飛語
- (2) 帰宅者による道路の混乱
- (3) 電話のふくそう
- (4) 避難による混乱
- (5) 自動車による道路交通の混乱
- (6) 買出し、旅行者等の混乱

2 市の実施事項

- (1) 市民がとるべき措置について同報無線等により広報する。
- (2) 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し活発な広報により、これを鎮める。
- (3) 生活物資の買占め及び売惜しみ防止を啓発する。
- (4) 県公安委員会の実施する、交通規制に関する広報に努める。
- (5) 猛獣ペットに対する措置
家屋の倒壊により、猛獣が逃走しないよう檻の強化、施錠管理を厳重にする等指導する。
- (6) 警察と連絡を密にし、次の活動を行う。

- ア 各種犯罪の発生状況の通報及び情報の収集・報告
- イ 治安対策に必要な広報（避難の際の施錠、夜の一人歩き等）
- ウ 自主防犯活動を行う団体などによる地区内犯罪防止のための警備の指導

3 県警察本部の実施事項

県警察本部は、警戒宣言が発せられたときは、次の活動を行う。また、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられた時に次の活動が円滑に実施できるように準備的措置を実施する。

- (1) 警戒区域、避難地等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的運用を図り、混乱防止及び犯罪の予防取締りを行う。なお、必要により臨時交番を設置して防犯活動を行う。
- (2) 犯罪情報の収集を行う。
- (3) 駅、生活物資集積所等の重要施設に対しては、必要により警備部隊を配備し、関係機関との連携を配意した警戒活動を行う。
- (4) 集団不法行為、暴利行為の予防、取締りを行う。
- (5) 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し適切な情報提供を行う。
- (6) 自主防災組織や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。
- (7) 放射性物質又は火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。なお、運搬途上にある危険物については、ただちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。

第9章 交通の確保活動

第1節 計画の主旨[危機]

警戒宣言発令時の陸上交通及び海上交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両、船舶、又は歩行者に対し必要な交通規制を実施する。

また、東海地震注意情報発表時において、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

第2節 陸上交通の確保対策[危機]

1 東海地震注意情報発表時における、運転者のとるべき措置

- (1) 走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。
- (2) 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。

2 警戒宣言発令時における、運転者のとるべき措置

- (1) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して東海地震予知情報等及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。
- (2) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、またエンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。
- (3) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (4) 避難のために車両を使用しないこと。ただし、山間地で徒歩による避難が困難な地域で、あらかじめ車両による避難が計画された地域は除く。

第3節 交通規制の方針[建設]

1 東海地震注意情報発表時

東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。

- (1) 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。
- (2) 警戒宣言が発せられたときの交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。
- (3) 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急ルートを選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。

2 警戒宣言発令時

警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。

- (1) 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また、強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (2) 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。
- (3) 東名高速道路及び新東名高速道路については、一般車両の流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。
- (4) 広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用の抑制を図る。
- (5) 交通規制に際しては、警察庁、管区警察局、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ、広報の徹底を図る。

第4節 交通規制計画[建設]

県公安委員会（県警察）は警戒宣言が発せられた場合、大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急輸送路を確保する。

1 県内への一般車両の流入制限

隣接県境の主要道路においては、県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。この場合、県外への流出については、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

2 県内における車両の走行抑制

県内における一般車両の走行は極力抑制する。

3 東名高速道路等の流入制限

東名高速道路及び新東名高速道路の各インターチェンジにおいては、緊急輸送車両以外の流入を制限する。

4 広域交通規制

警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する。

(1) 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。

新東名高速道路、東名高速道路、国道1号、国道42号、国道52号、東富士五湖道路

(2) 必要な交通規制を行うための検問所を次のとおり設置する。

路線名	設置場所
国道1号	田方郡函南町（箱根峠）
	湖西市白須賀（道の駅潮見坂）
国道52号	富士宮市内房（甲駿橋）
	清水区興津中町（国道52号入口交差点）
東富士五湖道路	駿東郡小山町（須走IC）

5 緊急交通路等を確保するための措置

(1) 緊急交通路については、各流入部において緊急輸送車両以外の車両（軽車両を除く。）の通行を禁止する。

(2) 津波危険予想地域等へ通ずる道路については、その危険地域境界線上において緊急輸送車両以外の車両の区域内への流入を禁止する。

(3) 市の指定する主要な避難路については、極力車両の通行を抑制する。

6 緊急輸送車両の確認等

緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。これらの届出等及び確認の手続きについては、別に定める。

第5節 海上交通の確保対策[商工、農水]

1 東海地震注意情報発表時

海上保安部、港湾管理者及び漁港の管理者は、警戒宣言が発令されたときに講ずる措置を円滑に実施するため、次の措置を行う。

- (1) 港及び沿岸付近にある船舶、荷役業者その他漁港の利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。
- (2) 利用者に対して、必要に応じて、耐震強化岸壁等の港湾施設の利用、又は大型船舶、中型船舶の入港を差し控えるよう協力を要請する。
- (3) 船舶の避難・係留など警戒宣言が発令されたときに講ずる措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、船員の確保や荷役作業の中止等、準備的措置を実施するよう要請するとともに退避準備を終えた船舶への自主的な避難行動の開始を要請する。

2 警戒宣言発令時

- (1) 海上、港湾及び港則法の適用を受ける漁港における対応

海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を指示するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等、船舶交通の制限を行う。

イ 港内又は船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。

- (2) 港則法の適用を受けない漁港における対応

漁港の管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者との協議に基づき、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請するものとする。

ア 停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難する。

イ 避難できない船舶については、係留を完全に行う。

ウ 大型・中型船舶は、入港をさしひかえる。

第10章 地域への救援活動

第1節 計画の主旨[危機]

警戒宣言発令時における食料、日用品、飲料水、医薬品等、必要物資の確保、医療救護活動及び清掃、防疫又はその他保健活動並びにその準備について定めるものである。

なお、東海地震注意情報発表時においては、市及び防災関係機関は警戒宣言発令時における緊急物資の調達、あっせん等の地震防災応急対策が円滑に実施できるよう、次に掲げる準備的措置を実施することができるものとする。

[東海地震注意情報発表時]

第2節 活動の内容[危機、企画、衛生、環境、水道]

- 1 市は、緊急物資等の供給協定等を締結した事業者等との連絡体制および緊急物資等在庫状況の確認を行い、準備体制の確保を要請する。
- 2 市は、水道施設の安全点検及び応急給水に必要な対策の準備をするとともに、市民に対して貯水の励行を呼びかける。
- 3 市は、医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- 4 市は、県が行う広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- 5 市民は備蓄食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。

[警戒宣言発令時]

第3節 食料及び日用品の確保[福祉、商工、区]

食料及び日用品の確保については、警戒宣言時において、これらの調達、あっせん、もしくはその他準備措置を速やかに講ずるものとする。

1 警戒宣言発令時の措置

(1) 調達の方針

- ア 警戒宣言時に必要な食料及び日用品は、地域住民の自助努力によって確保することを基本とする。
- イ 市からの供給については前号を補完するものとし、原則として有償とする。
- ウ 住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等の小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等、必要な対策を実施する。

(2) 市

- ア 津波、山・がけ崩れ等避難対象地区の住民で非常持出しができなかった者や市外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が発生した場合は、備蓄してある緊急物資を配分し、又はあらかじめ緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分する。
- イ 県に対し、緊急物資の調達又はあっせんを要請する。
- ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を必要に応じて確認する。
- エ 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて開設する。

(3) 自主防災組織及び市民

自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検・確認等、緊急物資確保のための

措置を実施する。

また、市民は緊急物資及び非常用持出品の整備、搬出を行う。

2 警戒宣言発令時に調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に調達が必要な緊急物資については、市民がそれぞれ確保することを原則としているが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、市は物資の配分計画を作成し、緊急物資の調達を行うほか、県に対して緊急物資の調達を要請するものとする。

第4節 飲料水の確保[区、水道]

警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震が発生した場合の飲料水を確保するため、市及び市民は次の事項を行う。

1 市

- (1) 市民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水呼びかける。
- (2) 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- (3) 水道施設の安全点検を実施し二次災害防止措置の準備を行う。
- (4) 応急復旧体制の準備を行う。

2 市民

- (1) 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。
- (2) 自主防災組織の給水担当者を中心として応急給水資機材を点検する。

第5節 医療救護及び保健衛生活動の準備[衛生]

市及び市民は、要救護者に対する医療救護、救急患者に対する医療救護、地震発生後における医療救護活動の準備、避難所等における健康対策、精神保健対策、歯科保健対策、防疫等の保健衛生及び清掃活動を行う。

1 医療救護活動

(1) 市

市は、東海地震注意情報発表時に引き続き、次の活動を行う。

- ア 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。
- イ 救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。
- ウ 患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。
- エ 住民に対し、医療救護施設情報を周知する。
- オ 警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。

(2) 医療チーム、救護所の設置基準

ア 救護所の医療チームは、原則として医師1人、看護師3人、補助員2人の6人以上をもって編成し派遣する。

イ 救護所は市内54ヶ所に設置する。

◇ 救護所一覧表 (資料編4-11)

◇ 救護病院一覧表 (資料編4-12)

2 防疫及び保健衛生対策

(1) 市

ア 防疫のための資機材及び仮設トイレの資機材を準備する。

イ 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。

(2) 自主防災組織

自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置準備を行う。

3 健康対策・精神保健対策・歯科保健対策

(1) 健康対策

訪問、相談活動のための保健チームの編成、保健師派遣要請等の準備及び資機材の準備

(2) 精神保健活動

心のケアチームであるD P A T【災害派遣精神医療チーム】の派遣要請等の準備

(3) 歯科保健対策

誤嚥性肺炎等の予防のための口腔ケアチームの編成、歯科専門職派遣要請等の準備及び資器材の準備

第6節 清掃・し尿処理及び廃棄物処理活動[環境]

1 清掃・し尿処理

(1) 関係機関との連絡体制等を確認する。

(2) 仮設便所と清掃のための資機材の準備を実施する。

(3) 他都市、許可業者等の支接受入れのための準備を実施する。

(4) 仮設便所が使用可能となるまでの間に備え、し尿凝結処理剤及びポータブルトイレの購入及び確保の呼びかけを実施する。

(5) 自主防災組織では、清掃担当者を中心として、清掃用資機材の点検を行う。

(6) 医療・救護施設等への仮設便所の設置状況の把握を行う。

(7) し尿収集業者等へ発災時の協力を要請する。

(8) し尿収集車の緊急車両手続を準備する。

2 廃棄物(生活系)・がれき・残骸物処理

(1) 関係機関との連絡体制等を確認する。

(2) 仮集積場の確認を行う。

(3) 廃棄物処理業者へ発災時の協力を要請する。

第11章 市有施設及び設備等の防災措置

第1節 計画の主旨[危機]

防災上重要な施設、設備等について、警戒宣言発令時において市が行う点検、整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

なお、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて市民等の日常の社会生活等に支障を来たさない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができるものとする。

第2節 市の実施事項[危機、財政]

1 無線通信施設等

無線機器管理取扱規程に定めるところにより、警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備をすすめるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

- (1) 通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。
- (2) 充電式携帯無線機については完全充電を行い、その他の携帯無線機の乾電池を確保する。
- (3) 津波危険予想地域にある施設は、通信機及び発動発電機の高所への搬出等必要な措置を講ずる。
- (4) 災害現場からの映像送信及び現地本部等との通信手段を確保するために、応急用資機材の準備及び確保を行う。
- (5) 保守委託業者に保守体制の確立を要請する。

第3節 公共施設等[総務、財政、環境、農水、建築、建設、消防、水道、下水]

東海地震注意情報発表時は、関係事業者との連絡体制の確保や警戒宣言発令時に実施すべき措置が迅速・円滑に実施できるよう準備的な措置を行うほか工事中の公共施設等にあっては、必要に応じて工事を中止するとともに立ち入り禁止措置、落下・倒壊防止、補強等の保安措置を講ずる。

また、東海地震注意情報発表時には、市の管理する公共建築物及び公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定締結事業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を建設業協会等に要請し、警戒宣言発令時には、別に定める協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。

◇ 民間事業者との協力協定一覧（資料編5-3）

1 河川、海岸施設及び漁港施設

【東海地震注意情報発表時】

津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、閘門、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】

津波の危険のある地域においては、水門、閘門、樋門等の閉鎖操作を行う。

2 ため池及び用水路

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言の発令と同時に、必要に応じた放流、用水路の断水又は減水を実施できるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】

ため池及び農業用水路については、警戒宣言発令と同時に、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてため池からの放流、用水路の断水、又は減水を行う。

3 道路

【東海地震注意情報発表時】

(1) 道路利用者に対して、パトロールカー・道路情報表示装置等により、東海地震注意情報の発表を周知する。

(2) 道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】

(1) 車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を道路情報表示装置等により道路利用者に対して行う。

(2) 緊急交通路及び幹線避難路において、県公安委員会が実施する交通規制に対し協力する。

(3) 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。

(4) 地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。

(5) 幹線避難路における障害物の除去に備える。

4 砂防、地すべり、急傾斜地、治山等

【東海地震注意情報発表時】

土砂災害に関する情報収集・伝達のための配備体制、県・市・住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】

土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための県・市・住民間の連絡体制を整える。

5 工事中の公共施設

警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断し、立入禁止、落下、倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

6 災害応急対策上重要な庁舎及び施設

本部及び区本部について非常用発電装置の確認、落下倒壊防止装置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。

7 危険物保有施設

発火危険物、有害薬品、有害ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため、危険物等の安全点検等を行う。

8 水道

警戒宣言発令後も水道水を供給するが、地震発生後の断水に備えて、住民に対し緊急貯水を行うよう広報する。また、応急給水のため貯水、人員、資機材等の配備を行う。

9 下水道、清掃工場等

地震発生後の対策を円滑に行えるよう施設の点検・整備及び人員の配置を行う。また、施設の復旧に備え必要な資機材を調達する。

10 その他の公共施設等

市が管理又は運営する施設は、地震防災応急計画等に基づいて、おおむね次の予防措置を講ずる。

- (1) 東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 避難誘導等、利用者等の安全確保措置
- (3) 施設の閉鎖
- (4) その他地震防災応急対策の実施

なお、警戒宣言時、避難対象地区の要配慮者の避難が予想される避難施設については、避難者の受入れを行う。

11 コンピュータ

コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時にICT部門の業務継続計画に基づく措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるものとする。

第12章 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置

第1節 計画の主旨[危機]

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時、市民の生活に密接に関係のある防災関係機関が市民の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

東海地震注意情報が発表されたときは、市民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、市民の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

なお、これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう社会、経済的影響等について配慮するものとする。

第2節 計画の内容[病院、建設、水道]

1 東海地震注意情報発表時の措置

(1) 水道（静岡市上下水道局水道部）

飲料水の供給を継続するとともに、地震発生後の断水に備え緊急貯水を行うよう広報する。

(2) 電力（中部電力パワーグリッド株式会社静岡営業所、清水営業所）

電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令中、地震の発生に備え需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置・資機材の確保等の準備的な措置を行う。

(3) ガス（静岡ガス株式会社静岡支社・富士支社、一般社団法人静岡県LPガス協会中部支部）

ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。

(4) 通信（西日本電信電話株式会社静岡支店、株式会社NTTドコモ東海支社静岡支店）

平常どおり、一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、安否確認等に必要措置を実施する。

(5) 放送（日本放送協会静岡放送局、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、株式会社トコちゃんねる静岡、静岡エフエム放送株式会社、株式会社シティエフエム静岡、株式会社エフエムしみず）

東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的な混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等のとるべき行動等について放送を実施する。

また、警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。

(6) 市中金融機関等

金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時における営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等、地震防災応急対策の準備的措置を実施する。

(7) 鉄道（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、静岡鉄道株式会社）

ア 列車の運転規制等

(ア) 旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

(イ) 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

イ 旅客等に対する対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

(8) バス（しずてつジャストライン株式会社）

ア 平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

イ 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ臨時バスの増発等を検討し、輸送力の確保を図る。

ウ 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

(9) 道路

ア 平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

イ 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

(10) 病院・診療所

ア 災害時の治療体制を確保するため、救急業務を除き外来患者の受け入れは原則として制限する。

なお、外来患者の受け入れを制限する施設にあつては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来たさない措置を十分に講ずる。

イ 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。

ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要車両の確保等の準備的措置を講ずる。

なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。

エ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡し等に係る連絡体制や必要な車両の確保等の準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送及び引渡しを実施することができる。

(11) 百貨店・スーパー等

ア 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品及び防災資機材を販売する施設にあつては、日常の市民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。

イ 営業の継続にあつては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を構ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

2 警戒宣言発令時の措置

(1) 水道（静岡市上下水道局水道部）

ア 飲料水の供給は継続する。

イ 地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。

(2) 電力（中部電力パワーグリッド株式会社静岡営業所、清水営業所）

ア 電力の供給は継続する。

イ 地震の発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置・資機材の確保等の措置を行う。

(3) ガス（静岡ガス株式会社静岡支社・富士支社、一般社団法人静岡県LPガス協会中部支部）

ア ガスの供給は、ガス使用者が支障をきたさない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。

イ 重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を行う。

(4) 通信（西日本電信電話株式会社静岡支店、株式会社NTTドコモ東海支社静岡支店）

ア あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。

また、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。

イ 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材及び要員を準備する。

(5) 放送（日本放送協会静岡放送局、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、株式会社トコちゃんねる静岡、静岡エフエム放送株式会社、株式会社シティエフエム静岡、株式会社エフエムしみず）

臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、社会的混乱の防止を目的として東海地震予知情報等の正確及び迅速な伝達に努める。また、地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。

(6) 市中金融機関等

ア 金融機関の営業

(ア) 営業時間中に警戒宣言が発令された場合

a 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務を除く、全ての業務の営業を停止する。

- b 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。
 - c 現金自動預払機（以下「ATM」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。
 - d 避難対象地区内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業をただちに停止することとする。また、窓口及びATMでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等、営業の継続に支障が生ずるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。
- (イ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合
- a 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。
 - b ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続等に努める。
 - c ATMの稼動についても、地震の発生、管理上の見地等、営業の継続に支障が生ずるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。
- (ウ) 店頭の商品に対しては、警戒宣言の発令をただちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて、その旨をポスター等により店頭掲示する。
- (エ) 営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。
- (オ) 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡り処分猶予等の措置を適宜講ずる。
- (カ) 発災後の円滑な業務再開に備え、店舗の整備、人員確保のために必要な措置を講ずることができる。
- (キ) 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第、速やかに平常の営業を再開するものとする。
- イ 保険会社及び証券会社の営業
- (ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における営業を停止する。
 - (イ) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。
 - (ウ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。
 - (エ) 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。
- (7) 鉄道（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、静岡鉄道株式会社）

【指定公共機関である鉄道】

ア 列車の運転規制等

(ア) 新幹線

- a 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。
- b 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。
- c 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継

続する。この場合、強化地域内では安全な速度で運転する。

(イ) 在来線

- a 強化地域への進入を禁止する。
- b 強化地域内を運行中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
- c 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ、速度を制限して運行を継続する。

イ 旅客等に対する対応

(ア) 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。

(イ) 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、市の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。

【指定地方公共機関である鉄道】

ウ 警戒宣言が発せられたときの情報伝達

(ア) 列車は指定した安全区域に停車させ、旅客を避難させる。

(イ) 旅客等に対する対応に関する事項は、指定公共機関である鉄道に準ずる。

(8) バス（しずてつジャストライン株式会社）

ア 営業所においては、当務点呼執行者から無線設備取付車両には無線により、警戒宣言発令の情報が伝達される。その他の車両は市のサイレン、警鐘等によって警戒宣言発令を覚知する。

イ 警戒宣言発令の情報を入手した運行中の乗務員は、会社が定める場所又は安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。

ウ ターミナル等の滞留旅客等に対しては、警戒宣言の内容、最寄りの避難地及び運行中止の措置を執った旨等の案内を掲示物、放送等により広報する。

(9) 道路

ア 一般車両の走行は極力抑制する。このため、交通規制を行う。

イ 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。

ウ 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。

エ 高速道路・自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内のインターチェンジからの流入を制限する。

オ 走行車両は低速走行する。

(10) 病院・診療所

ア 救急業務を除き外来診療は原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。

イ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。

ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

(11) 百貨店・スーパー等

ア 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあつて、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。

イ 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続等の地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。

ウ 営業を継続する場合にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

(12) 飛行場（(一社)日本飛行連盟・赤十字飛行隊）

津波による被害が予想されるため利用しない。ただし、津波の被害が微少の場合の航空偵察や緊急輸送に備え、滑走路は利用できるよう準備する。

第13章 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

第1節 計画の主旨〔危機〕

大規模地震対策特別措置法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業において政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定にあたっては、次に掲げる事項に留意する。

第2節 計画の内容〔観光、福祉、衛生、保健所、子ども、病院、商工、建設、消防、水道、教育〕

<各施設・事業所に共通の事項>

1 東海地震注意情報発表時

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、建物の耐震性等の安全性に応じ、また帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

地震防災応急計画に定める必要がある準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

- (1) 東海地震注意情報発表時の施設の利用、営業等の中止、継続等の基本的な方針に関する事項

- (2) 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項
 - ア 東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項
 - イ 情報収集・伝達手段の確保に関する事項
 - ウ 施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
 - エ 施設内外の設備、機器等の転倒、落下防止等の安全措置に関する事項
 - オ 避難誘導の方法、近隣避難地、避難路等の確認等の避難誘導に関する事項
 - カ 警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認
 - キ その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項
- (3) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること
 - ア 東海地震注意情報の内容と意味等
 - イ 当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容
 - ウ 冷静な対応の実施
 - エ 公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報
 - オ 当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
 - カ 警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容
 - キ その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報
- (4) 避難対象地区内にある施設の準備的措置

避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。

2 警戒宣言発令時

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。

地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は、次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言発令時の施設の利用、営業等の中止、継続等の基本的な方針に関する事項
- (2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項
 - ア 地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制
 - イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
- (3) 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項
 - ア 利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項
 - イ 情報収集・伝達手段の確保
 - ウ 救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項
 - エ 施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
 - オ 設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項
 - カ 備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項
 - キ 警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項
 - ク 商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項

- ケ その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項
- (4) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること
 - ア 警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等
 - イ 当該施設における地震防災応急対策の内容
 - ウ 公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報
 - エ その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報
- (5) 避難対象地区内の施設の避難対策
 - 避難対象地区内に所在する施設においては、あらかじめ市と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。

<各施設・事業所の計画において定める個別事項>

各施設の特異性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画を定める。

1 病院・診療所

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置、第2節1 東海地震注意情報発表時の措置(10)病院・診療所に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置、第2節2 警戒宣言発令時の措置(10)病院・診療所に準ずる。

2 百貨店・スーパー等

【東海地震注意情報発表時】

- (1) 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあつては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。
- (2) 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあつては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。
- (3) 本市や県との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。
- (4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

【警戒宣言発令時】

- (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により市民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。また、営業の継続にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。
- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。
- (3) 本市や県との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。

(4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

3 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱を行う施設（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所）

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

4 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所）

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節1 東海地震注意情報発表時の措置、(7)鉄道、(8)バスに準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節2 警戒宣言発令時の措置、(7)鉄道、(8)バスに準ずる。

5 学校、こども園、保育園等

学校、こども園、保育園等（以下「学校等」という。）は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議・連携して生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や学校等の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。

生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の留め置きや帰宅、家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。

(1) 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の避難誘導や留め置き、または帰宅や家族等への引渡しを実施する。

(2) 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園(所)者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、留め置きや帰宅、家族等への引渡しを実施する。

また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。

- (3) 家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。

【警戒宣言発令時】

- (1) 生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は授業や保育等中止し、原則として安全が確認(警戒宣言の解除等)されるまで学校への待機または帰宅や家族等への引き渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。また、在宅中の場合は、登校・登園(所)しないものとする。
- (2) 家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。

6 社会福祉施設

【東海地震注意情報発表時】

- (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。
- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。
- ア 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置
 - イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法、手段の確認などの準備的措置

【警戒宣言発令時】

- (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。
- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。
- ア 家族等への引渡し
 - イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送

7 放送事業

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節1東海地震注意情報発表時の措置(5)放送に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節2警戒宣言発令時の措置(5)放送に準ずる。

8 その他の施設又は事業

- (1) 動物園

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時に実施する応急的保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、応急的保安措置等の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて当該措置を

段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

特定危険動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置を実施する。

(2) 道路

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節1東海地震注意情報発表時の措置(9)道路に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節2警戒宣言発令時の措置(9)道路に準ずる。

(3) ガス事業

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節1東海地震注意情報発表時の措置(3)ガスに準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節2警戒宣言発令時の措置(3)ガスに準ずる。

(4) 水道事業

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節1東海地震注意情報発表時の措置(1)水道に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節2警戒宣言発令時の措置(1)水道に準ずる。

(5) 電気事業

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節1東海地震注意情報発表時の措置(2)電力に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節2警戒宣言発令時の措置(2)電力に準ずる。

(6) 従業員1,000人以上の工場

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の安全保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、従業員の通勤手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

防災要員を除く従業員の工場等から退避、帰宅等の安全保安措置を実施する。

第14章 市が管理する施設等の地震防災応急計画

第1節 計画の主旨[危機]

この計画は、市が管理・運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急計画の概要を示すものである。

第2節 計画の内容[福祉、保健所、子ども、病院、水道、教育]

市が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急計画については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

計画内容の要点は、次のとおりである。

1 東海地震注意情報発表時の措置

病院、学校及び社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、「第13章 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」の規定に準ずる。

(1) 各施設が共通して定める事項

- ア 東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達
- イ 東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立
- ウ 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置
- エ 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検

(2) 施設の特性に応じた主要な個別事項

- ア 病院・診療所
東海地震注意情報発表時の診療体制
- イ 学校
(ア) 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）
(イ) 地域住民の避難地に指定されている施設は避難者の受入れ方法等
- ウ 社会福祉施設
入所者の移送又は家族等への引渡し方法
- エ 水道用水供給事業施設
警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

2 警戒宣言発令時の措置

(1) 各施設が共通して定める事項

- ア 東海地震予知情報等の施設利用者への伝達
- イ 地震防災応急対策を実施する組織の確立
- ウ 避難誘導等、利用者等の安全確保
- エ 消防、水防等の事前措置
- オ 応急救護
- カ 施設及び設備の整備及び点検

キ 防災訓練並びに教育及び広報

(2) 施設の特性に応じた主要な個別事項

病院、学校及び社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、「第13章地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」の規定に準ずる。

ア 病院

病院における地震防災応急計画により実施するものとする。

警戒宣言発令時の診療体制

イ 学校

学校における地震防災応急計画により実施するものとする。

(ア) 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）

(イ) 地域住民の避難地に指定されている施設は避難者の受入れ方法等

ウ 社会福祉施設

入所者の移送又は家族等への引渡し方法

エ 水道用水供給事業施設

溢水等による災害予防措置